

輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見公募手続の結果について

令和3年11月18日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部
安全保障貿易管理政策課
安全保障貿易管理課
安全保障貿易審査課

「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令案等」について、令和3年8月31日から同年9月29日まで意見公募手続を実施いたしました。提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

【定義集】

定義語	定義内容
法	外国為替及び外国貿易法
外為法	同上
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
輸出者等遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』	令和3年11月18日に公表された令和3年11月付け『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』
『「みなし輸出」管理の明確化について』	令和3年8月31日に公表された令和3年8月付け『「みなし輸出」管理の明確化について』
特定類型	役務通達1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)
特定類型①	役務通達1(3)サ①に掲げる者(自然人である居住者に限る。)
特定類型②	役務通達1(3)サ②に掲げる者(自然人である居住者に限る。)
特定類型③	役務通達1(3)サ③に掲げる者(自然人である居住者に限る。)

特定類型該当者	特定類型に該当する者（自然人である居住者に限る。）
本通達改正	役務通達の改正
本明確化	本通達改正による「みなし輸出」管理制度の運用明確化

	提出意見	回答
1	今回の改正で CISTEC のモデル CP の様式も変更になると思われませんが、既に提出済みの CP の規定類に追加で規定しなければならない内容について、CP 取得企業への指導やフォローはないのでしょうか？	「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行後は、御提出いただいている輸出管理内部規程の内容変更の届出を行っていただく必要があります。本件に関しては、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&Aやガイドラインにおいて示すことも検討していますので、それらを確認していただいてから安全保障貿易検査官室に届出をお願いいたします。
2	今回の改正により CP 取得企業は改正後に対応した規定類を提出し直したり手続きをする必要があるのでしょうか？	「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行後は、御提出いただいている輸出管理内部規程の内容変更の届出を輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年10月31日までにを行う必要があります。
3	役務通達にある特定類型に関する誓約書令の別紙 1-4 をそのまま今後運用するには読む側に専門知識がかなり必要になり、理解不能となってしまう書類になると考えます。誓約書例そのものではなく、独自の様式になる場合は誓約書としては無効となる可能性もありますので、もう少し一般の人が見て分かりやすい誓約書例にできませんでしょうか？	表現を丸める場合、内容が不正確にならざるを得ない部分が出てきてしまうため、役務通達別紙 1 - 4 に記載の誓約書例は役務通達の文言に沿った内容としております。 一方で、誓約をする方が当該誓約書例の内容を理解できるよう、『「みなし輸出」管理の明確化について』や『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』等の解説資料を用意しております。 また、本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等省令通達の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い 「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として

		『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。
4	今後は子会社管理も強く求められると思いますが、海外子会社の方については非居住者扱いで役務管理をしていますが、それでは問題があり、誓約書例のような新たな管理やアクションを日本から海外子会社へすることが必要ということなのでしょうか？	特定類型該当性を判断いただくのは居住者である個人だけです。非居住者として扱っている個人については特定類型該当性を新たに判断いただく必要はなく、従来通りの輸出管理を行っていただくこととなります。
5	役務通達の別紙1-4にある誓約書例について、住所まで記載する必要はありますか？法人に所属していれば個人の氏名で問題ないと考えますが、住所の記載がないため、後に無許可提供が判明した場合は、処罰の対象になるのでしょうか？	役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。 当該誓約書例では、誓約を行う個人を特定するため氏名及び住所を記載させる形式にしていますが、同姓同名の者がいない状況又は同姓同名の者を住所以外の情報で区別できる状況においては、住所の記載がなくても個人の特定が可能と考えられますので、住所まで記載させなくとも差し支えありません。
6	役務通達の別紙1-4にある誓約書例が文書が長く2枚になってしまうため、「・・・誓約は不要です。」の後にある「外国法令に基づいて設立された法人・・・」とある説明文書を「別紙」として別紙に記載し、「以下の・・・に該当します」といった文書を「別紙の・・・に該当します」というような文書変更をした場合、後に無許可提供が判明した場合は、処罰の対象になるのでしょうか？	役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。 ご意見のような誓約例の内容を形式的に修正するものであれば、通常特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわないものと考えられます。
7	『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ8（回答者注：11月公表版ではQ7）は、企業においては、指揮命令下にある者（自社の従業員）のみを管理すれば良いという趣旨だと思うが、改正案の文言上で	『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）では、A企業がB企業に対して技術提供を行う場合に、A企業はB企業の従業員が特定類型に該当するか否かについて確認する必要はなく、またB企業においても特殊な場合を除いてB企業と従業員との間に「取引」（法第25条第

	<p>それが明らかになっておらず、将来的に管理範囲が拡大することが懸念される。したがって、以下の2点について法令上で明確にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業においては指揮命令下にある者（自社の従業員）のみが管理対象。 ・企業においては指揮命令下に無い者（自社の従業員以外）は管理不要。 	<p>1項、第2項）が発生しないため外為法の規制対象外であることを説明しております（正確には同Q&Aをご確認ください）。</p> <p>そのため、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パプコメ開始時公表版のQ8）は、一般に企業においては指揮命令下にある者（自社の従業員）のみが管理対象であるという趣旨ではなく、例えば企業が雇用契約を締結しない形で外部から大学院生などの研究者を受け入れている場合、当該企業から当該研究者への技術提供において、当該企業は当該研究者が特定類型に該当しないか確認する必要があります。ただし、指揮命令下にない者については、役務通達別紙1－3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインのとおり、特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けていない場合は、役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から特定類型に該当することが明らかである場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合のみ、通常果たすべき注意義務を履行していないこととされます。役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から特定類型に該当することが明らかでない場合は、追加で確認を行うことは求められません。</p>
8	<p>CISTEC の解説では誓約書の取得については既存の全従業員からの取得は不要で自己申告としていますが、自己申告がなく起こった無許可提供については所属又は配属する企業が責任を負うことになるのでしょうか？企業が責任を負うのであれば既存の全従業員から誓約書を取得しなければならなくなると考えます</p>	<p>役務通達別紙1－3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインでは、「また、令和4年5月1日時点で既に指揮命令下にある居住者は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。」としています。</p> <p>そのため、本通達改正の適用日以前に、提供者の指揮命令下にある居住者に対しては、改めて誓約書を求める必要はなく、誓約書を求めていることに起因して、提供者（例えば、企業）から特定類型該当者（例えば、当該企業の従業員）に対する無許可でのみなし輸出が外形的に発生しても、他に当該特定類型該当者</p>

		<p>の特定類型該当性に関する情報を得ていなければ、提供者は当該無許可でのみなし輸出に対して、故意又は過失を有さないため、罰則又は行政処分の対象にはなりません。</p>
9	<p>提出された誓約書の内容が虚偽の場合に起こった無許可提供については所属又は配属する企業が責任を負うことになるのでしょうか？</p>	<p>提供者が指揮命令下にある居住者に対して求める誓約書について、提供者はその内容の真実性まで確認する必要はありません。そのため、特定類型該当者から提出された誓約書の内容が虚偽であったことに起因して、提供者（例えば、企業）から特定類型該当者（例えば、当該企業の従業員）に対する無許可でのみなし輸出が外形的に発生しても、他に当該特定類型該当者の特定類型該当性に関する情報を得ていなければ、提供者は当該無許可でのみなし輸出に対して、故意又は過失を有さないため、罰則又は行政処分の対象にはなりません。</p>
10	<p>派遣や請負の従業員の場合は配属している企業が誓約書を取得するのでしょうか？それとも所属する法人が誓約書を取得するのでしょうか？派遣元が誓約書を取得すべき場合は取得を怠っている場合に起こった無許可提供については所属又は配属する企業が責任を負うことになるのでしょうか？</p>	<p>派遣従業員は派遣元の企業に雇用されているところ、派遣元の企業にとって指揮命令下にある者になるため、派遣元の企業が誓約書の取得など役務通達別紙1-3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに沿った対応をする必要があります。派遣先企業から派遣従業員への技術提供については、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）の考え方と同じく、派遣先企業から派遣元企業、派遣元企業から派遣従業員への技術が移転したものと解釈されます。このうち、派遣先企業から派遣元企業への国内技術提供は（両企業が本邦企業である場合）居住者間取引となり、外為法上の管理対象となりません。派遣元企業が派遣従業員から誓約書の取得を怠っている場合に、当該従業員に外為法管理対象技術の提供がなされた場合は、派遣元企業が外為法に基づく罰則や行政罰の対象となる可能性があります（ただし、特殊な場合を除いて派遣元企業と派遣従業員との間に「取引」（法第25条第1項、第2項）が発生しないため外為法の管理対象外となる点は、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）と同様です。）。 請負元の企業に雇用される請負労働者についても同様です。</p>

11	<p>「みなし輸出管理」ですが、外国の懸念者/組織から強い影響を受ける従業員について今後誓約書を取る、等の情報がありますが、2017年制定の中国の「国家情報法」では、中国政府からの要請があれば全ての中国国籍の方は従わないといけないのではと思いますが、日本に在留し日本企業で働いている限り免れるのでしょうか？ご本人達が「国家情報法」について認識されているのかも気になります。</p>	<p>外国の国家情報活動について法律上協力義務が課されているという事実のみでは、「みなし輸出」管理における特定類型③に該当しませんが、当該法律に基づき当該外国政府等から本邦における行動に関し指示又は依頼を受ける場合には特定類型③に該当し、当該従業員に対する技術提供に際して経済産業省への許可申請が必要になります。</p>
12	<p>従業員に求める誓約書の英訳版を例示頂けますと大変助かります。 宜しくお願い致します。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙1-4に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>
13	<p>以下の『確認』の用語の使い方を再検討願います。 ＜今回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途及び需要者等を確認する様式はあるか。 ・用途及び需要者等の確認は多段階で行っているか。 ・確認基準 <p>—————</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 <p>以下のように従来は、『審査』と『確認』が区別されていた。今回は上記のように、“審査”も“確認”になっている。</p> <p>審査は、多段階で実施するが、確認を多段階で実施する必要があるのか？</p> <p>審査と確認の用語の意味違いを明確にして、記載いただきたい。</p>	<p>改正前の「輸出管理内部管理規程の届出等について」において、「顧客に関する審査」と「需要者の確認」という言葉を記載しておりました。しかし、それぞれの言葉で指している輸出者等として行うべき事項は同様であること（すなわち、「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か」等の輸出許可基準の内容を踏まえて取引の審査を行い、結果として関連する懸念が見受けられないことを確認すること）、また、「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令」において新たに「需要者等の確認」を規定したことから、「輸出管理内部規程の届出等について」においても用語を統一いたしました。</p> <p>需要者等の確認においては、多様な視点や知見等を取り入れることが有用であることから、上記に記載のとおり審査をした結果として関連する懸念がないことの確認も、多段階で実施する必要があるものと考えております。</p>

	<p><従来></p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に関する審査の様式はあるか。 ・顧客に関する審査は多段階で行っているか。 ・審査基準 ・需要者及び用途を確認する規定を定め、実行しているか。 <p>・理由 審査と精査は同じであるならば、審査と確認には違いがあるよって、変更するのであれば、違いを説明していただきたい。</p> <p>精査と確認は、一見すると似ている言葉ですが、精査が済んだ物事について「確認がとれている」と表現できるものだと覚えておくようにしましょう。反対に、確認がとれていないものについては、精査が必要であるということです。</p>	
14	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 輸出者遵守基準省令 <p>ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ）及び①需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利</p>	<p>御指摘のとおり、需要者等が決まった上で特定重要貨物等の用途の確認を行うこととなるものと理解しております。一方で、改正前の「輸出者等遵守基準を定める省令」において用途の確認を既に規定していることから、「用途の確認」を「需要者等の確認」の前に記載する改正案のままとさせていただきます。</p> <p>また、情報の信頼性を高める手続に係る規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、需要者等の確認を適切に実施すること、ま</p>

<p>用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ)を確認する手続きを定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。</p> <p>② また、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は、貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続きを定め、当該手続に従って、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。</p> <p>・意見内容</p> <p>1. 従来は、用途の確認(需要者の確認を含む)の記載では、需要者の確認後、その用途を確認する運営をしていた。</p> <p>しかし、今回、“用途及び需要者等の確認を行うこと。 “ように記された。“需要者等及び用途の確認を行うこと。“に変更していただきたい。用途は、需要者等の用途であり、需要者等が先に決まらないと、その用途は確認できない。</p> <p>1. 従来は、『以外の者から入手する場合』に対しては旧 know 通達の内容と理解していたが、今回、この部</p>	<p>た、その際には、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の当該輸出等の関連事業者(輸入代理店や需要者を紹介した事業者等)から取得した情報を鵜呑みにすることなく、輸出者等としてその確認を適切に実施することにより、不正輸出等の未然防止を図ることが必要です。このため、需要者等の確認を追記するとともに、確度の高い情報により確認することが重要であるため、輸出者等が需要者以外から用途・需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続きを定め、用途及び需要者の確認を行うことを新たに規定しています。</p> <p>信頼性を高める手続きの具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認(例えば1回/年)、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。なお、本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&Aやガイドラインにおいて示すことも検討しています。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>分は、何を意味しているか理解できない。『当該情報の信頼性を高めるための手続き』の用語解釈を役務通達等に記載していただきたい。</p> <p>もし、『特定類型該当性の判断』に関することであれば、そのように記載していただきたい。又、CLにも『当該情報の信頼性を高めるための手続き』の欄があるが、全く理解できない。</p>	
15	<p>・該当箇所 輸出管理内部規程の届出等について 自己管理チェックリスト 2-3(6) インフォームを受けたときの手續</p> <p>・意見内容 今回の以下の特定類型のインフォームと、従来の大量兵器等・通常兵器インフォームは内容が同じでしょうか？異なる内容であれば、その手續も異なることとなります。異なる場合は、どちらのインフォームに対する対応か明確に記載願います。</p> <p>別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン</p> <p>1 特定類型①又は②の該当性確認</p> <p>イ 特定類型①又は②に該当する可能性がある</p>	<p>特定類型該当性に関しては、役務通達別紙1-3に記載するとおり、経済産業省からの「連絡」としており、ご指摘のとおり従来の大量兵器・通常兵器キャッチオール規制における「インフォーム」とは別概念です。</p> <p>その上で、「みなし輸出」管理に係る特定類型に該当する可能性がある場合、技術提供者に対して経済産業省から連絡させていただくことを予定しております。</p> <p>自己管理チェックリスト2-3(6)は従来の大量兵器・通常兵器キャッチオール規制における「インフォーム」の通知を受けた場合の手續に関する項目となります。</p>

	<p>産業省から連絡を受けた場合 において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき 注意義務の履行していないこと解される。</p> <p>2 特定類型③の該当性確認</p> <p>イ 特定類型③に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務 の履行していないことと解される。</p> <p>・理由 特定類型インフォームの内容がわかりませんが、従来のインフォームと内容がことなるように思います。</p>	
16	<p>・該当箇所 輸出管理内部規程の届出等について 自己管理チェックリスト (3) 用途及び需要者等の確認 2-3(1) 用途及び需要者等（注）を確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか 1. 用途及び需要者等を確認する様式はあるか。</p> <p>・意見内容 従来の“顧客に関する審査の様式” 対して、添付のように顧客審査票を作成し、顧客の事業情報と懸念リストへの掲載有無からランクを決める顧客審査を実施し</p>	<p>「輸出管理内部規程の届出等について」でこれまで求めている「顧客の審査」と「需要者の確認」については、その具体的な内容においては大きく変わらないものと考えております。御指摘のとおり、需要者等の情報や活動は、用途の情報とは異なり、取引の度に毎回変わるものではないと通常考えられることから、取引の度に需要者等の確認を毎回行う必要は必ずしもないものと考えております。ただし、需要者等のうち需要者は同じであるものの代理人が変更する場合は当該代理人の確認を行うことが必要であるとともに、需要者等の情報や活動も変更することはあり得ることから、当該需要者等と継続的に取引を行う場合においては、定期的に需要者等の確認を行うことが必要です。</p>

	<p>ている。次に取引ごとに、品目とその用途を入手し、その用途回答と事業情報から、取引の懸念度を確認していた。この顧客審査は、従来のまま残していただきたい。具体的な用途及び需要者等様式を明確にして、CLに記載ください。</p> <p>・理由 需要者等（注）の確認：毎回実施するわけでは、よって、ある期間見なしを実施する。用途は、同じ需要者でも毎回調査する。異なる調査頻度を同じ手続きにすることは難しい</p>	
17	<p>・意見内容 <採用時>には、「類型に該当することについての誓約書」の提出を求めることになっております。一方、<勤務時>には、就業規則に必要な規定があるなら、新たな確認手続きの導入は不要となっております。そこで確認ですが、就業規則が規定上満足な状態にあつて、</p> <p>○令和4年4月1日以降に、新たに特定類型①又は特定類型②に移行した在籍中の教職員、又は</p> <p>○（現在も特定類型①又は特定類型②相当であるもの）省令が施行されたために、令和4年4月1日に新たに特定類型①又は特定類型②になった在籍中の教職員からは、誓約書をとる必要はない、と理解して良いでしょうか？</p>	<p>役務通達別紙1－3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインでは、「また、令和4年5月1日時点で既に指揮命令下にある居住者は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。」としています。</p> <p>そのため、本通達改正の適用日以前に、提供者の指揮命令下にある居住者に対しては、改めて誓約書を求める必要はありません。</p> <p>ご質問いただいた2つのタイプの教職員についても、本通達改正の適用日以前に、提供者の指揮命令下にあるのであれば、誓約書を求める必要はありません。</p>

18	<p>「外国の政府機関～外国の政党」については、判断が容易であるが、その他については具体的な判断が困難なことが多い。</p> <p>一方、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」の「（5）留意すべき事項」には、「③ 安全保障貿易管理の取組とも適切に連携を図ること。特に経済産業省は、同省が作成・公表している安全保障貿易管理に関する企業・組織のリスト（外国ユーザーリスト）には含まれてはいないものの、海外では制限が講じられている機関との共同研究など、懸念される事案についての情報提供や相談への対応を行うこと。【経済産業省】」とされている。機関において、経産省令等に基づいた、より正確な安全保障貿易管理を実施するために、上記の情報提供等を行う必要はないのか。</p>	<p>特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合にご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p>
19	<p>今まで、学生（留学生）に関しては、外国政府等による留学経費の負担の有無はチェックしてきたところである。</p> <p>しかし、外国政府等からの共同研究等を原資として、RA等の人件費として学生（留学生を含む。）に報酬を与えるケースを想定した場合、この報酬は（少額であっても）、他のアルバイト・臨時収入等で多額の収入を得ていない限り、学生の年間所得の大半を占めるこ</p>	<p>特定類型②では、外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者又は得ることを約している者を特定類型としております。そのため、外国政府等からの共同研究等を原資としていても、本邦大学から報酬が支払われているのであれば、特定類型②には該当しません。</p>

	<p>とになるものと理解される。この学生（留学生を含む。）は、類型②となるのでしょうか？</p>	
20	<p>「（類型③該当が疑われる者については、経済産業省が大学・研究機関に連絡することを想定）」等のように記載されているということは、大学において、今までと同様に、慎重な安全保障貿易管理を継続していけばよいものと理解します。</p> <p>一方、「③該当が疑われる者」に係る情報は、「ヒューミント」（HUMINT：Human intelligence）に関わりが深いもの、または、ヒューミントそのものであると思料しますが、その場合に、連絡を受けた機関としては、ヒューミントの可能性が高い当該情報の取扱いについて、規程等を定めて、厳密な管理をする必要はありますか？また、当該情報が漏れた場合に、罰則は存在しますか？</p>	<p>特定類型③に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る情報の取り扱いは、個別具体的な状況により異なり得るため、ルール化する予定はありません。しかし、それら個別具体的な事情に応じ、機微な情報が含まれる可能性があるところ、情報管理の方法などについては個別にご相談させていただくことがあります。</p> <p>また、当該連絡に係る情報の漏洩について、外為法の処罰の対象にはなりません。</p>
21	<p>「みなし輸出」管理の明確化について（大学・研究機関向け参考資料） P11 によると、「類型に該当しないため誓約の必要がないとの申告があれば、類型該当性が否定されると判断して差し支えない。」とされている一方、通達案の別紙 1－4 誓約書の例の記では、チェックの欄が</p> <p>「私は、</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の①に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の②に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の①及び②に該当します。</p>	<p>ご理解のとおりです。役務通達別紙 1－4 に記載のある誓約書例は、「誓約書」というタイトルにはなっていますが、「<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。」にチェックをする場合には、当該誓約書に基づく誓約をしていないこととなります。</p>

	<p><input type="checkbox"/> 以下のいずれにも該当しませんで、誓約は不要です。」とされている。</p> <p>これは、機関としては、新たに教職員に採用する予定の者A が、特定類型①又は特定類型②に該当すると判断したが、A から、「<input type="checkbox"/> 以下のいずれにも該当しませんで、誓約は不要です。」にチェックした誓約書を申告してもらうことにより、類型該当性が否定されてと理解して良いのか？ 誓約が不要なのに誓約書というのは矛盾していないのか。</p>	
22	<p>みなし輸出の明確化に関する要望です。組織間の連携において必要な管理について、大学間の共同研究はQ32（回答者注：11月公表版ではQ8）に示されているが、企業間や企業大学間の連携において必要な管理について示されていない。具体的に示していただきたい。特に、企業大学間で、学生の管理は必要になるのか。</p>	<p>企業・大学間の共同研究で、企業から大学に技術提供が行われるにおいて、大学側の参加者が学生（大学と雇用関係又はそれに準ずる関係がない者）である場合、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ8（パブコメ開始時公表版のQ32）と同様に、技術提供の相手方である学生の類型該当性を確認していただく必要がありますが、商慣習上当該共同研究を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から特定類型に該当することが明らかでない場合は、類型非該当と扱っていただいて構いません。</p> <p>同様に、企業から大学に技術提供が行われるにおいて、大技術提供の相手方が大学の教職員若しくは企業の従業員又は大学に雇用されている学生（以下「研究員等」といいます。）である場合、企業から大学、大学から当該研究員等という順序で技術が移転するものと解釈されます。そのため、企業から大学への技術提供について、大学が本邦大学であれば居住者間の役務取引として外為法の規制対象外になり、また、大学から当該研究員への技術提供も（『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）でお示した特殊なケースを除き）「取引」（法第25条第1項、第2項）に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。大学から企業に技術提供が行われる場合も同様の</p>

		<p>考え方になります。また、例えば企業Aと企業Bの間の企業間における共同研究においても、企業Aから企業B、企業Bから企業Bの研究者等という順序で技術が移転するものと解釈されるところ、同様の結論になります。</p>
23	<p>役務通達 (1) 許可を受けなければならない取引の範囲 外為法第25条第1項で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外為令別表の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。以下「特定技術」という。）を、</p> <p>1. 同表下欄に掲げる外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引、②特定国の非居住者に提供することを目的とする取引、③特定技術を特定類型の居住者に提供することを目的とする取引をいう。①は取引の当事者の属性（居住者であるか非居住者であるか）にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるものをいい、②は技術情報が受領される場所がいずれかにかかわらず居住者が特定国の非居住者に技術を提供することを目的とするものいい、③は技術情報が受領される場所がいずれかにかかわらず居住者が特定類型の居住者に技術を提供することを目的をいう。</p> <p>このような重要な法律改正を国会の承認なしに、経産省がこそっと改正する理由が分からない。</p> <p>1. と②の技術の提供に、今回の③加えることでをみな</p>	<p>内閣及びその下にある国の行政機関は、憲法第73条第1号により「法律を誠実に執行し」なければならない立場にあるところ、その所管法令の執行に当たって、その解釈を行うことは、職責の一部と考えております。</p> <p>本通達改正は、産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会における議論及び同小委員会が2021年6月にとりまとめた産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告にある通り、外為法の役務取引を所管する経済産業省として、法律の趣旨の範囲内で昨今の安全保障環境に適した対応をするために、外為法第25条第1項に規定される「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」の解釈を明確化し、当該取引に特定取引が含まれることとお示しするものです。ご指摘のように役務通達の当該箇所において「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」と特定取引を並列に記載することは、この考え方に反するものと考えております。</p>

	<p>し輸出の規制が明確になる。当然ではあるが、この改正には、上位の外為法第 25 条の改正が必要である。この改正は、諸外国に『みなし輸出管理』を実施することを明確に伝えることで、技術流出を防止するものであり、輸出者遵守基準省令のような理解できない改正をするべきではない。</p>	
24	<p>リスト規制貨物・技術を提供している場合とは下記が該当するか</p> <p>a. 外部からリスト規制貨物・技術を購入し、当該品をそのまま輸出している</p> <p>b. リスト規制貨物・技術を外部から購入し、当該品を自社貨物に組み込んで輸出している（当該品の原価は組込品の売価の 10%以下）</p> <p>c. a, b の場合で輸出実績が無くリスト規制品目に該当するか判断に迷うものを購入・使用する場合（初回単品で輸出前に事前相談で確認する予定）</p>	<p>a は該当します。</p> <p>b は該当する可能性があります。貴社が輸出する貨物の該非判定によります。具体的には、「輸出貿易管理令の運用について」の 1-1 (7) (イ) ただし書を参照ください。当該規定に基づき、外部から購入した貨物が非該当とならない場合は、リスト規制貨物に該当することになります。</p> <p>c は、貴社が輸出する貨物の該非判定によります。</p>
25	<p>・ 該当箇所</p> <p>「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達案 1 (3) サ中、「なお、次の①から③まで（以下「特定類型」という。）に掲げる居住者（自然人に限る。）に対して技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。」</p>	<p>ご理解のとおり日本人の居住者も含まれます。外為法の役務取引は、提供者及び受領者の国籍に応じた管理は行っていないところ、本通達改正は同法の制度趣旨に沿った考え方を採用しております。</p>

	<p>・意見内容 特定類型の対象となる居住者には、外国人の居住者のみならず、日本人の居住者も含まれるのでしょうか。下記理由により、外国人の居住者に限定していただきたいと考えております。</p> <p>・理由 「『みなし輸出』管理の明確化について」（「e-Gov」の本意見募集のページに関連資料として掲載されている資料）中の「外為法に基づく『みなし輸出』管理の概要」（スライド5）及び「外為法に基づく安全保障貿易管理の対象範囲」（スライド6）を拝見したところ、現行制度の課題は、外国人の居住者（入国後6ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人）が「みなし輸出」管理の対象外となっていることであると認識しております。したがって、特定類型の対象としては、外国人の居住者を対象とすることで必要かつ十分であり、これに日本人の居住者を含めることは、立法趣旨を超えて実務に過重な負担を課すものと考えます。</p>	
26	<p>・該当箇所 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術</p>	<p>居住者が本邦法人のほかに「当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等」にも雇用される場合、当該居住者は当該外国法人等の強い影響を受けるものの、議決権の50%以上でつながれた関連会社の場合は、通常はグループ会社間の人事を目的とした兼業状態にあるところ、典型的に</p>

<p>を提供する取引又は行為について」の一部を改正する 通達案 1 (3) サ① (ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見内容 「当該本邦法人の議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等」（以下「当該外国法人等」）がグループ外国法人等に含まれている理由をご教示頂きたく存じます。 ・ 理由 添付資料「『みなし輸出』管理の明確化について」中の「『みなし輸出』管理の運用明確化」（スライド 7）を拝見したところ、特定類型導入の趣旨は、非居住者から強い影響を受けている居住者から日本の機微技術が外国に流出してしまうことを防ぐことであると認識しております。 改正案によると、日本法人に勤務している居住者が、当該日本法人の議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等にも勤務している場合は、特定類型の対象外となりますが、当該日本法人に勤務している居住者は当該外国法人の影響下にあるものと考えられるため、当該居住者を通じて当該外国法人へ日本の機微技術が流出してしまう懸念があると考えております。 	<p>日本の機微技術が外国に流出する蓋然性が低いと考えられることから、特定類型①の例外としております。</p> <p>なお、従来通り、国内で技術を受領した居住者が、国境をまたいで外国において技術提供を行う場合は外為法に基づく役務取引管理の対象となります。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>したが、「当該外国法人等」がグループ外国法人等として例外事由に当たるとされている趣旨を確認させて頂きたい次第です。</p>	
27	<p>外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達の別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドラインについて意見を提出させて頂きます。</p> <p>1 特定類型1又は2の該当性確認の(2)当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合において、新規採用者には誓約書を取り、既に勤務されている方に対しては一般的な就業規則(副業等行為等の利益相反行為が禁止、申告制になっているもの)を導入していれば、新たな確認手続きの導入は不要(誓約書は不要)という解釈と思いますが、新規採用者であっても雇用時点で就業規則を遵守しなければいけない従業員となるため、誓約書をとる意味がないと思います。</p> <p>したがって、新規採用者についても、一般的な就業規則が導入されていれば、誓約書の取得は不要とする規定への変更をご検討お願い申し上げます。</p> <p>改訂案</p> <p>(2)当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合 ア 指揮命令下にある当該居住者は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型1又は2に該当す</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>

	<p>ることとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。</p> <p>なお、就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型1又は2に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解される。</p>	
28	<p>輸出管理内部規程の届出等についての変更に伴い、自己管理チェックリスト9-1に『取引の相手方が、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付4貿易第492号）1（3）サ(1)から(3)までに掲げる居住者に該当するかどうかを確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか。』が追加されました。</p> <p>また、みなし輸出のQ&A Q6（回答者注：11月公表版ではQ5）に以下の回答があります。（参考参照）</p> <p>居住者との取引に対する規制強化は理解しますが、対象とする技術を「許可を要する技術（キャッチオール規制も対象）から特定重要貨物に係わる技術に範囲を限定する検討をお願いします。</p>	<p>本明確化は、技術を受領する者が居住者（国籍を問わない）であったとしても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（すなわち、特定類型を指します。）に該当する場合には、当該居住者から当該居住者に強い影響を与えている非居住者に対し最終的に技術提供がなされる蓋然性が極めて高く、当該居住者に技術提供を行うことは、当該非居住者に直接技術提供を行うことと事実上同一とみなせることから、「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」（法第25条第1項）として、同法に基づく管理の対象であることを明確化するものです。</p> <p>居住者に技術提供を行うことが、非居住者に直接技術提供を行うことと事実上同一とみなせるか否かの考え方においては、技術の種類は関係がないため、本明確化では従来のみなし輸出管理同様にリスト規制技術及びキャッチオール技術の両方を対象にしております。</p> <p>なお、御指摘の自己管理チェックリスト9-1は特定類型の該当性の確認の手続に係る項目です。当該項目の内容については、役務通達別紙1-3に沿って特定類型の該当性の判断に係る手続を定め、当該手続に従って従業員等の受け入れを行っている場合、要件を満たしているものと考えています。</p>

	<p>参考)</p> <p>Q6：特定類型に該当する居住者への技術提供は、キャッチオール規制の対象になりますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象です。 ・ 居住者Aから居住者Bへの外国為替令別表第16項に掲げる技術の提供であって、居住者Bが非居住者Cの影響を受けている場合（すなわち、居住者Bが特定類型に該当する場合）において、当該技術に関する非居住者Cの用途等がキャッチオール 	
29	<p>輸出管理内部規程の届出等についての変更に伴い、自己管理チェックリスト9-1に『取引の相手方が、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付4貿易第492号）1（3）サ(1)から(3)までに掲げる居住者に該当するかどうかを確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか。』が追加されました。</p> <p>内部管理規定で確認内容を明確にする運用を進める上で下記のように対象者を絞りこむことができるようチェックリストの見直し検討をお願いします。</p> <p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術 	<p>本明確化において類型該当性を確認すべき対象を技術の取引にかかわる業務を行う者に限定すべきとのご趣旨のご意見と理解いたしました。</p> <p>この点、技術の取引に全く関係がない者であれば、特定類型に該当したとしても当該者への技術提供が生じない以上、本明確化後において「みなし輸出管理」に違反することは想定されないため、提供者のご判断において一律に類型該当性の確認対象としないことも可能です。この点、自己管理チェックリスト9-1は類型該当性確認の対象を「取引の相手方」としているところ、取引の相手方になり得ない技術の取引に全く関係がない従業員は確認の対象とはされておりません。ただし、技術の取引に全く関係がない者であっても、実際に当該者に対する技術提供が生じた場合、類型該当性の確認をしていないため、提供者は免責されません。</p>

	<p>を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号) 1(3)サ(1)から(3)までに掲げる居住者に該当するかどうかの確認する対象の明確化</p> <p>・弊社では技術の取引に関わるものも多数あります。運用を進める上で確認対象を明確にした上で確実な管理状態を保ちたいと考えてのコメントです。</p> <p>輸出管理内部規程の届出等についての変更に伴い、自己管理チェックリスト 9-1 改訂案 『【技術の取引にかかわる業務を行う】(追加文：業務範囲の限定)』</p> <p>取引の相手方が、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号) 1(3)サ(1)から(3)までに掲げる居住者に該当するかどうかを確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか。』ているか。</p>	
30	<p>・該当箇所 「包括許可取扱要領」の一部を改正 『3の項(2)7又は9に掲げる貨物の半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの』の特別一般の適用緩和は有効で</p>	<p>ご指摘の点につきましては、今回の意見公募の対象外となりますが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>ある。</p> <p>今回の改正内容ではないが、同じように以下の修理特例を有効なものにする改正をお願いしたい。</p> <p>輸出令第4条第1項第二“修理特例” 無償告示第一号1 運用通達</p> <p>(イ) 同告示第一号1に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された 後再輸出するもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理するために輸入し、修理完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであって、修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないものをいい、修理には1対1の交換を含むものとする。 なお、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。</p> <p>・意見内容 『修理には1対1の交換を含むもの』→『更に交換される部品、部分品、附属品は、当該国で破壊するか、交換品の供給者又はその供給者の実際の管理下にある場所に直ちに返送された資料等（破壊写真を含む）を示す場合を含む。』</p> <p>・理由 改正内容に含まれないが、個人ではこのような意見機</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>会がなく、提案する。修理特例は、本邦に返品することを条件にしているために、相手国の返送許可申請手続きを得る必要がある。近年は、東南アジア等においても輸出管理制度が確立されており、益々返品手続きの負担が増している。実務では利用できない CISTEC の試験問題のためにあるような特例である。</p> <p>この特例を有効にするためには、米国 EAR の RPL 許可例外を参考にして、返品修理だけでなく、交換においては、現地での破壊、又は現地の本邦管理場所（大使館等）等への返品を交換条件に含めることで、有効な特例となる。</p> <p>Part 740 - § 740.10 SERVICING AND REPLACEMENT OF PARTS AND EQUIPMENT (RPL)</p> <p>(a) Parts, Components, Accessories, and Attachments.</p> <p>(2) One-for-one replacement of parts, components, accessories, or attachments.</p> <p>(iii) The parts, components, accessories, or attachments to be replaced must either be destroyed abroad or returned promptly to the person who supplied the replacements, or to a foreign firm that is under the effective control of that person.</p>	
31	<p>現場からの教員の声として以下が上がっております。</p> <p>海外からの留学生、特に私費留学生を博士課程として</p>	<p>大学現場の実情をご教示いただきありがとうございます。今後とも、積極的に情報発信を行うことで、本明確化の説明に努めてまいります。</p>

<p>多く受け入れていることが現実である。国費留学生のような審査を受けていないため、大学の個々の研究室で”みなし輸出”についての判断をせざるを得ないが、これは大変難しい。わかりやすいルールを設定してほしい。</p> <p>(補足)</p> <p>経済的理由や将来への見通しの不透明さから、日本人学生は博士進学のパテンシャルがある学生も多くが最終的に修士課程止まりである。</p> <p>他方、経済的に余裕があり、教育に投資することに理解がある国からの留学生は目的意識も明確であり、意欲もあることから、博士課程修了後、良いポジションを得ることが多い。結果として、パテンシャルの高い優秀な日本人学生が科学技術の基盤を担うチャンスを失っている可能性がある。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>また、本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力をお願い「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。</p>
<p>32</p> <p>・ 該当箇所</p> <p>輸出者遵守基準省令の改正ではなく、外為法を改正すべきである。</p> <p>外為法 第25条</p> <p>第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定めるA:特定の種類の商品の設計、製造若しくは使用に係る技術(以下「特定技術」という。)を特定の外国(以下「特定国」という。)において提供することを目的とする取</p>	<p>本明確化について、本通達改正ではなく法第25条第1項の改正により実施することで、広く周知し抑止力を高めるべきとのご意見と理解いたしました。</p> <p>本通達改正は、外為法の役務取引を所管する経済産業省として、法律の趣旨の範囲内で昨今の安全保障環境に適した対応をするために、外為法第25条第1項に規定される「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」の解釈を明確化し、当該取引に特定取引が含まれることとお示しするものです。本明確化に伴い外為法の改正は要さないことから、本通達改正で対応することとしております。</p>

<p>引を行おうとする居住者若しくは非居住者又はB:特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>A又はBとは、AUBであり、以下のCは含まれている。</p> <p>C:特定技術を特定類型の居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者</p> <p>・意見内容</p> <p>又を→『いずれか』にすることで、上記Cを追加し、規制を分かり易くする。</p> <p>第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める以下のいずれかの取引者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。A:特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者、B:特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者、C:特定技術を特定類型の居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者</p>	<p>周知については、『「みなし輸出」管理の明確化について』や『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』等の解説資料を公表しているほか、本通達改正後も引き続き周知を行う予定です。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>・理由</p> <p>違反者を取り締まるのではなく、千人計画の参加者や利用している外国政府に規制を認知させる抑止力を高めるべきである。遵守省令の改正では、管理する企業や大学の負担のみ増加し、技術流出の抑止力は小さい。韓国をグループ A から外したような効果が期待できない。</p>	
33	<p>今まで輸出や非居住者への技術提供を行っておらず、輸出者等遵守基準における「輸出者等」に該当しない法人は、<1>従業員が特定類型に該当するかどうかの確認義務が新たに法的に発生するのでしょうか？<2>特定類型に当てはまる居住者を雇用した時点で「輸出者等」となり、「輸出者等遵守基準」が適用されるのでしょうか？そうであれば、確認義務の有無と合わせて、輸出者等遵守基準に明記すべきと考えます。</p> <p>又、<3>輸出者等に当たらない法人 X が別法人 Y の特定居住者である従業員 A に対して、技術支援の形で技術提供を行った場合、事前に法人 X が法人 Y にそれが規制技術であるかどうかについて通知することはできない可能性が高いと考えられます。法人 Y が事後それが規制技術であることを認識したとしても、すでに事前に許可申請を行うことは不可能となります。そうすると、該非判定の責任者を、「輸出者等」ではなく「全法人」に置くか、「特定居住者」を輸出者等ではない企業からの技術の受け取りの業務につけないように指導する必要が生じるのではと考えます。</p>	<p>今まで輸出や非居住者への技術提供を行っていない法人であっても、特定類型該当者に対してリスト規制技術を業として提供する場合には、当該法人は輸出者等に該当することとなります。従業員が特定類型該当者である場合には、業として提供しているものと考えられるため当該法人は輸出者等に該当することとなり、当該法人は輸出者等遵守基準の遵守が求められます。</p> <p><3>について、『「みなし輸出」管理の明確化に関する Q & A』の Q 7（パブコメ開始時公表版の Q 8）では、A 企業が B 企業に対して技術提供を行う場合に、A 企業は B 企業の従業員が特定類型に該当するか否かについて確認する必要はなく、また B 企業においても特殊な場合を除いて B 企業と従業員との間に「取引」（法第 25 条第 1 項、第 2 項）が発生しないため外為法の規制対象外であることを説明しております（正確には同 Q & A をご確認ください）。</p>

34	<p>「役務通達」見直し輸出の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者の中の特定類型を定義して、輸出管理の対象とすることを求められていますが、もともと「国内取引」を輸出管理の対象としない規程の下において、この要求にアンテナを立てる事を、従来、国内取引に従事していた従業員に求めることになり、ある程度の具体的なケース想定と教育が必要になると考えます。 ・新規に契約する従業員に理解させ、署名を求める誓約書は、日本語のみでなく、英語版や中国語版は定型としてご提示いただきたいと思います。異なる雛形で契約をした為に発生した事態について、提供者側が責任を負うという Q&A がありましたので、猶更、勝手な翻訳は慎みたいと思います。 	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙 1-4 に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>
35	<p>「包括許可要領」の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半導体製造装置向け 3 項 (2) 7 または 9 該当貨物の特別一般包括許可適用条件に、事前の届出、実績報告、及び従来通りの誓約書の取得があります。若干の手続の簡略化の反面、輸出者としての実務・管理の複雑化もあり、実質、規制の緩和にはなっていないと思えます。 ・届出の方法は、郵送のみで、受理票も郵送で返送されるのでしょうか。在宅勤務の状態においては、受理日の確実な確認の為、メール添付等での手続も許容いただけると幸いです。 ・届出に関し、受理日＝起算日から、輸出日（通関日）までの有効期限は設定されていますでしょうか。 	<p>今回の改正により、これまで包括許可の対象でなかった大量破壊兵器関連品目の一部が包括許可の対象となることから、実質的な規制緩和措置になっていると考えます。</p> <p>事前届出の方法は原則、メール添付での手続きをお願い致します。送付いただくメールアドレスは本通達の施行と併せて当省ホームページにて公開する予定です。なお、届出を受理した旨及び受理から 14 日間を経過する年月日を当該メールにて返信する予定です。</p> <p>事前届出に関し、受理日＝起算日から、輸出日（通関日）までの期限は設定されておりません。</p>

	<p>個別許可における許可書の有効期限にあたるものですが、特別一般包括許可の有効期限以外に見当たらないため、お尋ねしたく。</p>	
36	<p>・経済安保や情報セキュリティに即した国の方針に賛成であり、開学以来本学においても安全保障輸出管理や情報セキュリティの枠組みを強化してきたところ。</p> <p>・大学向け説明資料によれば、これまで居住者として外為法適用外であったケースについても一定の類型に該当する場合には非居住者を相手とする取引とみなし、新たに安全保障輸出管理の対象とされ、規制に該当する場合には経済産業省への許可申請が必要となる、とされている。</p> <p>意見1：大学における安全保障輸出管理の担当人員や新たな管理リソースに対する政府からの支援が必要である（予算措置、人員枠、実務支援）。</p> <p>理由1</p> <p>・研究交流上の相手方に関する情報についても大学では一定以上の情報収集能力を有しておらず、今回の改正案が求める注意義務を果たすことは実質的に困難と感じている。</p> <p>・大学における既存の手続きの延長線上で確認が可能とされているが、従来 of 時期や担当部署などを変更、統合する必要も想定され、確認工数だけでなく、体制構築だけでも多大な負担を強いられることになる。</p>	<p>御意見ありがとうございます。御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、経済産業省としては、大学・研究機関の安全保障貿易管理に関わる者が効果的・効率的に実務を行うことを支援するために、安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンスや各種規程類、e-learningコンテンツの作成・公表をしている他、管理体制構築や運用改善のためのアドバイスを行う専門家派遣事業を実施しているところであり、こうした取組を継続的に行うことで、大学等の安全保障貿易管理体制の構築・強化を支援して参ります。</p>

<p>37</p>	<p>意見 大学に対する許可申請手続きや許可審査の簡素化と迅速化、基礎科学特例の現実的な運用可能性や教育特例についても併せて導入すべきと考える。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、大学は研究人材獲得の熾烈な競争下にあり、許可申請や許可審査に何か月も要する実情では、適格な人材獲得の機会を逃す懸念が過大である。 ・また、政府では大学における外国人教員の比率を KPI とすることを称揚するなど、外国人教員の雇用や国際交流を促進する政策をとっている。 ・このような状況下で、外国大学との間で雇用関係があることだけをもって、みなし輸出の対象とすれば、政府の方針と矛盾する形で国際交流を大きく阻害する。 ・併せて、学術の発展にとって国際交流は必須要件であり、特に人的交流はその中核をなすものである。 ・複数の国の大学に籍を有して研究活動を行うことは、国際的な競争力を持つ教員、研究者であればあるほど盛んである。 ・安定的な研究費の減少や待遇を理由に研究活動場所として海外を選択する教員研究者は現実に増加している。 ・優秀な研究人材の海外流出が問題視されるなか、みなし輸出の概念だけによる管理制度の導入は、これを 	<p>御意見ありがとうございます。いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

	<p>加速させるだけとなる可能性が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学に対する許可申請手続きや許可審査の簡素化と迅速化をセットとして検討するべきと考える。 ・またみなし輸出の実例として米国を参考に検討されたのであれば、併せて基礎科学特例の現実的な運用可能性や、教育特例についても導入されるべきである。 ・米国を参考にし、大学において行われる教育活動、論文等発表を前提とする研究はやがて公知となる性格があるものとして、公知特例の範囲内とされるべきである。 ・我が国の大学を選択する教員、研究者、学生を確保し、国の研究競争力を維持発展させていくためにも、諸外国の制度を参考にしつつ、提案されているみなし輸出の拡大解釈の整備とともに、許可申請及びその審査手続きを簡素化迅速化し、基礎科学特例や公知特例の拡大、教育特例の導入といった大学の特性に馴染む運用可能性と併せて整備されるべきと考える。 	
38	<p>『「みなし輸出」管理の明確化について』のP7見直しについて</p> <p>学内の教職員が学外の居住者に技術提供することを想定しています。この際に、この学外の居住者が通常の居住者なのか、それとも特定類型に類別される居住者C'なのか、どのように判別するのでしょうか？</p> <p>学外の居住者に対して、案件毎に海外企業との雇用契約関係、海外政府との関係等を確認することは、非常に困難で、事務量が膨大になります。例えば、Webセミ</p>	<p>ご指摘のケースにおいては、技術の受領者が大学の指揮命令下にはないと想定されるところ、技術受領者の特定類型該当性に関する新たな確認手続きを導入いただく必要はなく、商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から特定類型該当性をご確認ください。</p> <p>その上で、当該情報の確認の結果、特定類型に該当することが明らかでない限り、特定類型該当者ではないとご判断いただいて構いません。</p>

	<p>ナーを開催する際に学外参加者の情報をすべて精査することは困難ですし、当該居住者が所属する団体・組織に問い合わせても個人情報保護上教えてもらえないとは思えません。是非、具体的な方法をご教授願います。</p>	
39	<p>『「みなし輸出」管理の明確化について』のP7 見直し案 について</p> <p>学内の教職員が学内の特定類型に類別される教職員及び半年以上在籍する学生に対して、技術提供（教授、研究指導、研究協力、情報交換等）を行う場合は、新たに「みなし貿易」に相当し、安全保障貿易管理上の手続きが必要であると理解しています。</p> <p>しかしながら、一般の教職員が、技術指導を提供しようとしている教職員又は学生が特定類型に類別されているのか否かはわかりませんので、安全保障貿易管理の担当部局又は人事部局が有している「特定類型に類別される教職員及び学生」の情報を全ての教職員に開示する必要があると考えております。</p> <p>ここで、このような開示は、個人情報保護上問題がないのか、法的な根拠等がありましたらご教授願います。</p>	<p>特定類型該当者に関する情報の関係者への共有の範囲については、個々の事情に応じて検討されるものであり、必ずしも、「全ての教職員に開示する必要」はないと考えております。</p> <p>その上で、個人情報保護法上、同一事業者内での個人データの提供は、「第三者提供」には該当しないとされております（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A Q5-2）。</p> <p>当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が利用される場合には、あらかじめ、目的外利用に関する本人の同意を得る必要がありますが（個人情報保護法第16条第1項）、通常法令のコンプライアンスのために利用することは個人情報の取得時に本人の同意を得ている場合が多いものと理解しております。</p>
40	<p>該当箇所、役務通達、別紙1の3特定類型の該当性の判断に係るガイドライン（2）ア。</p> <p>意見内容、なお、就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になって</p>	<p>新規雇用予定の居住者においても、就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、雇用後に新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解</p>

	<p>いる場合は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型1又は2に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解される。とありますが、新規雇用予定の居住者においても、雇用後に上述の社内規則の指揮命令下による就業となる場合は、新たに特定類型1又は2に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解される内容の通達を追記頂きたいです。</p>	<p>されます。同趣旨は、現行の文言に表れているため、修正は必要無いと考えています。</p>
41	<p>「役務通達の一部を改正する通達案」の別紙1-3で、「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」が示されており、大学に求められる「通常果たすべき注意義務」の程度が示されています。</p> <p>それによると、</p> <p>(1) 対象者が提供者の指揮命令下でない場合には、通常交わす書面（契約書等）から得られる情報を元に判断することが求められ、それ以上の情報を積極的に大学が収集・調査することは求められない。</p> <p>(2) 対象者が提供者の指揮命令下にある場合には、1あるいは2に該当しないか、自己申告を求める必要がある、また新たに該当することになった場合は、報告を求める必要がある。</p> <p>(3) 3の該当性判断に関しては、対象者が提供者の指揮命令下にあるか否かにかかわらず、通常交わす書面（契約書等）から得られる情報を元に判断することが求められ、それ以上の情報を積極的に大学が収集・調査することは求められない。</p>	<p>1について、ご理解の通りです。趣旨を明確化するため、役務通達の文言を修正いたしました。</p> <p>2について、指揮命令下にある場合とは、雇用関係又はそれに準ずる関係（準ずる関係とは、雇用契約以外の契約に基づき労務を提供しているものの、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指します。）にある場合を指します。そのため、「雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結」していても、会社における取締役や監査役など、法人の指揮命令下でない場合もあり得ます。</p> <p>3について、ご理解の通りです。</p>

	<p>ということになるかと思えます。</p> <p>このように理解した場合、「役務通達の一部を改正する通達案」については以下の諸点が不明であり、明確化していただきたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別紙1-3の1.(1)にある「当該居住者が指揮命令下でない場合」とは、「提供者の」指揮命令下でないという理解で良いのか。 2. 提供者の「指揮命令」とは、「役務通達の一部を改正する通達案」1(3)1に記載の「雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結」している状態を指すという理解で良いのか。 3. 特定類型3にある「外国政府等の指示又は依頼」とは、「指揮命令」とは内容において異なるものが想定されているのか。 	
42	<p>産構審の中間報告（2021年6月10日）では、公知となった技術は、「みなし」輸出管理の対象外で、『そもそも外為法の管理対象となっておらず』と記載されています。</p> <p>一方、貿易外省令第9条第2項第九号では、既に公知となった技術は、その当該技術の提供に際して、外為法に基づくに許可は、常に許可不要であると理解しています。</p> <p>中間報告では『その点に何ら変更を加えるものではない』とあるため、上記の両者は同じ内容、すなわち、</p>	<p>ご理解のとおり、学会発表・論文発表・特許出願等により公知となった技術については、貿易外省令第9条第2項第9号及び第11号に基づき役務取引等の許可を要しない取引となります。</p>

	<p>常に許可不要となった技術は、外為法の管理対象外である、と理解しています。</p> <p>この認識で誤りがないか、ご確認をお願いいたします。</p>	
43	<p>今回の省令改正を適用する時期について、大学では様々な入試形態とそれぞれに応じた異なる審査スケジュールを有しており、施行以前に手続きを開始した者が遡って対象となることについては、大きな混乱が伴い、重要な入試業務に支障をきたす懸念があることから、施行後に入学審査を開始する者から今回の一部改正の適用対象とすることとしていただきたい。</p>	<p>本通達改正の前に入学審査をしたか、後に入学審査をしたかに応じ、無許可でみなし輸出を行うことの安全保障上の懸念は変わらないところ、ご意見のような修正を行うことは適当ではないと考えております。</p> <p>大学と雇用関係又はそれに準ずる関係にない学生は大学の指揮命令下でないものに該当するため、役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から特定類型に該当することが明らかである場合又は特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡を受けた場合にのみ、学生を特定類型該当者として取扱い技術提供に留意いただく必要があります。</p> <p>特に指揮命令下でない者に対する技術提供における類型該当性の確認は提供者の負担も踏まえて必要最小限の内容としております。</p>
44	<p>本省令改正のみなし輸出管理の対象者に日本国籍保有者を含むことによる管理業務量の増大、および新たに対象となる日本人教職員、学生への手続的、業務・活動面での心理的負担は大きく、一部理解が得られないことも予想されることから、日本国籍保有者を対象から全面的に外すこと、もしくは何かしらの条件に限って対象者とするなどの対応としていただきたい。</p>	<p>特定類型は、居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態を類型化するものであり、国籍により影響の度合いが変わるものではないため、ご意見のような修正を行うことは適当ではないと考えております。</p> <p>受領者に対する技術提供における類型該当性の確認は、役務通達別紙1－3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインのとおり、提供者の負担も踏まえて必要最小限の内容としております。</p> <p>また、本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方</p>

		へ、経済産業省からのお知らせ『国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。
45	今回の省令改正において、日本政府国費奨学金の候補者（大使館推薦者）については、大使館で推薦を判断する際に、今回の省令改正の項目について確認をしたうえで、大学に推薦いただきたい。	外為法上、適切な役務取引申請を行うことは提供者の義務であるところ、許可申請の主体ではない日本政府国費奨学金の交付主体の特定類型該当性に関する情報を確認する法的な根拠がなく困難と考えています。 また、大使館推薦が行われる時点と大学に入学する時点が異なることから、大使館推薦時に特定類型該当性を確認しても有用性が限定的と理解しております。
46	学内の各部局で特定類型該当者の一覧ができたとして、学内での技術提供について、技術の提供者は、安全保障輸出管理の責務を負うため、提供相手が居住者であっても特定類型該当者か否かを確認し、該当者であれば、事前確認シートを起票するなど、これまででない作業が追加となる。技術の提供者が、提供相手が特定類型該当者であるか否かをどのような手段で知ることなのか、具体的にどのようなイメージで管理することを想定されているのか、「学内の教員・教員間の技術提供」、「学内の教員・学生間の技術提供」、「特定類型該当者が研究室のトップ」の場合など、ケースごとに、事例をいくつかご紹介頂きたい。 本学では従来より、各部局に対して安全保障輸出管理の徹底を促している。今回のみなし輸出についても確実な運用となるよう、各部局に周知徹底していく所存であり、具体的な管理手法の相談や、教育・指導も今後必要になっていく。そのため、全部局にオープンに説明できるような事例紹介をお願いする次第である。	大学ごとに安全保障貿易管理を行う部署や体制が異なるところ、特定の確認フローを求める場合、大学によっては対応が難しい場合もありうると考えております。 そのため、あくまで一例であり、すべての大学がこのとおりの対応をすることが求められるものではないという前提で以下ご回答いたします。 学生の場合、大学の輸出管理部門・輸出管理担当又は人事部門が、入学書類等の学生が入学するにあたり商慣習上通常取得する書類を確認するにあたり、特定類型に該当する明らかな記載がないかあわせて確認する。 教授を含む従業員の場合、大学の輸出管理部門・輸出管理担当又は人事部門が、採用時に特定類型該当性に関する誓約を取得する（就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっていることが前提）。 次に、仮に特定類型に該当する学生・教授等を受け入れ・採用する場合、当該学生・教授等に対して外為法管理技術を提供する可能性がある大学の従業員に対し、当該学生・教授等に対して外為法管理技術を提供する際には外為法における許可が必要である旨通知する（なお、現在非居住者の学生を管理するにあたり採用している周知方法と同じ方法を採用していただいても差し支えありません）。

		最後に、大学の従業員が、通知を受けた学生・教授等に対して外為法管理技術を提供する際は、大学の輸出管理部門・輸出管理担当に連絡をしたうえで、大学が外為法上の許可申請を行う。
47	みなし輸出の確実な運用には、特定類型該当者に技術提供をする可能性のある方々を含む一定の範囲（研究室、専攻、部局など）の中で、「その人は特定類型該当者である」という情報を共有するしかないように思うが、この一定の範囲で情報共有すること自体は、法令遵守に必要不可欠な行為であり、問題ないと考えてよいか。	個人情報保護法に関する解釈を述べるものではありませんが、個人情報保護法上、同一事業者内での個人データの提供は、「第三者提供」には該当しないとされております（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A Q5-2）。 そのうえで、当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が利用される場合には、あらかじめ、目的外利用に関する本人の同意を得る必要がありますが（個人情報保護法第16条第1項）、通常法令のコンプライアンスのために利用することは個人情報の取得時に本人の同意を得ている場合が多いものと理解しております。
48	1) 別紙 1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン 【意見内容】 「通常果たすべき注意義務」という文言で、確認すべき内容が記述されているが、全体的にわかりにくい。 【理由】 「通常果たすべき注意義務」という表現ではなく、むしろこういう確認をすれば足りるというような表現に変え、わかりやすくしたほうがいいと思います。	技術提供者や受領者、その他実務ご担当者の皆様に内容をご理解いただけるよう、『「みなし輸出」管理の明確化について』や『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』等の解説資料を用意しております。また、本パブリックコメントの回答の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い 「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。

<p>49</p>	<p>2) 1 役務取引・特定記録媒体等輸出許可の対象 (3) 用語の解釈 サ①(ロ)</p> <p>【意見内容】</p> <p>「当該本邦法人により議決権の50%以上を直接又は間接に保有される」とは子会社又は孫会社等を指すと思うが、孫会社等も含まれることをQ&A等で明確化していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>「議決権の50%以上を直接又は間接に保有」という表現は、輸出管理にたずさわる者にとってどこまでの範囲が含まれるか迷う表現なので、補足説明があると助かります。</p>	<p>「当該本邦法人により議決権の50%以上を直接又は間接に保有される」には、孫会社等も含まれます。</p>
<p>50</p>	<p>3) 別紙1-4 (誓約書の例)</p> <p>【意見内容】</p> <p>提示の文例をそのまま利用できるように、法令の文言(役務通達の1(3)サ①と②)をそのまま別紙1-4に記載するのではなく、一般に理解し易い文言にしたものにしていただきたい。もしくは、役務通達の1(3)サ①と②の内容を解説した説明書等を別紙1-4に付けていただきたい。また、多様化する社会に対応できるよう英文版の提供もお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>役務通達の1(3)サ①と②(特に①)は、新入社員や新入生が予備知識無しで読む文書としては難し過ぎると考</p>	<p>表現を丸める場合、内容が不正確にならざるを得ない部分が出てきてしまうため、誓約書例は役務通達の文言に沿った内容としております。</p> <p>一方で、誓約をする方が誓約書例の内容を理解できるよう、『「みなし輸出」管理の明確化について』や『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』等の解説資料を用意しております。また、本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い 「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。</p> <p>さらに、役務通達別紙1-4に記載の誓約書例の英訳版も同時に公表いたします。</p>

	<p>えます。企業や大学が別紙 1-4 をそのまま使えるように、役務通達の 1 (3) サ①と②の内容をかみ砕いた易しい文章にして別紙 1-4 に記載するか、役務通達の 1 (3) サ①と②の内容を解説する説明書等を付けていただくことを要望します。英文版の提供もお願いします。</p>	
51	<p>4) 別紙 1 - 3 特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに基づく運用明確化</p> <p>【意見内容】</p> <p>本邦法人が自然人を従業員として雇用する（指揮命令におく）にあたり、別紙 1 - 3 特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに従い、入社後、別紙 1 - 4 誓約書にて特定類型①又は②に該当するか否かを確認するまでの期間は、当該法人は自然人が特定類型に該当するか知りえないため、本期間においては、特定類型に該当する居住者とみなさなくとも、通常果たすべき注意義務が履行されていると解釈してよい旨、Q&A に追加いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>法人として、雇用する前に自然人に対する特定類型に関する情報は知りえないことから、本来の趣旨以上の煩雑な運用とならないよう、配慮を要望します。</p> <p>また、昨今のニューノーマルな働き方により、オンラインで社内教育、人事関連の一般事務のみに用いるプログラムの利用を行うために、誓約書のサイン前に PC 等の貸与が考えられるが、本提供内容は、大量破壊兵</p>	<p>オンラインで社内教育、人事関連の一般事務のみに用いるプログラムの利用を行うために、誓約書のサイン前に PC 等の貸与をする場合であっても、通常は、大量破壊兵器及び通常兵器キャッチオール規制の用途要件にも当たらないと考えられます。</p>

	器及び通常兵器キャッチオール規制の用途要件にも当たらないと考えます。	
52	<p>5) 特定類型者に対する運用明確化(その1)</p> <p>【意見内容】</p> <p>雇用の際に、別紙1-4誓約書にて該当する旨自己申告があり、特定類型に該当することが確認できた場合でも、本邦法人から従業員へは許可不要の範囲内の技術提供で、明らかに懸念用途を目的としない提供(例えば一般事務処理用プログラムの提供)であれば、Q&A7によって、“特定類型に該当する居住者である従業員に技術提供する場合、追加的に書類を取得して客観要件の該当性を確認する必要がない”と同じ趣旨で、キャッチオール規制の客観要件にあたらなると解釈してよい旨、Q&Aに追加いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>規制の趣旨からみて、従業員へ許可不要、大量破壊兵器及び通常兵器キャッチオール規制の用途要件に当たらないと考えられる場合の過剰な手続き、煩雑な運用が負荷されることを懸念します。</p>	<p>ご認識のとおり、補完規制通達に基づき明らかに懸念用途を目的としないものと考えられる提供については、キャッチオール規制の客観要件にあたらなると取り扱っていただいて差し支えありません。</p>
53	<p>6) 特定類型者に対する運用明確化(その2)</p> <p>【意見内容】</p> <p>本邦法人や大学には、本規制の趣旨の技術は取り扱わないが、経理、会計、人事といった一般事務のみに用いるプログラムを従業員等に提供し利用させる場合があると思われまます。このような技術提供は、一般的</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではありませんが、EAR 734.15では技術及びソフトウェアの提供として、外国人に対する視覚的な提供や、外国人に対し口頭あるいは書面でやり取りすることが含まれることを規定しており、「確認すべき技術範囲が限定」されている趣旨ではないと理解しております。</p> <p>その上で、ご指摘のように明らかに技術の取り扱いがない企業であれば、採用する企業の判断として雇用時に従業員の特定類型該当性の確認を行わないことも可</p>

<p>に、大量破壊兵器及び通常兵器キャッチオール規制の用途要件には当たらないと考えます。</p> <p>一方、今回の改正案では、居住者への上記技術提供においても、新たな雇用の際には誓約書等で特定類型の該当確認をすることが必要と読めますが、これらの技術提供における居住者に対する確認は、欧米諸国と比較しても過剰な確認手続きではないかと思えます。</p> <p>例えば、EARのみなし輸出では、734.15_に “technology” or source code”の開示と規定し、確認すべき技術範囲が限定されているため、過剰な確認にはあたりません。</p> <p>つきましては、技術の取り扱いがない本邦法人で、従業員へ明らかに懸念用途を目的としない一般事務処理用プログラムの提供のみであれば、居住者の特定類型の該当確認までは必須ではない旨、Q&Aに追加いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>EARのみなし輸出では、734.15_に“technology” or source code”の開示と規定し、確認すべき技術範囲が限定されているため、過剰な確認にはならないが、今回の改正内容では、規制の趣旨からみて、技術の取り扱いがない企業に対しても、明らかに大量破壊兵器及び通常兵器キャッチオール規制の用途要件に当たらないと考えられる場合でも、特定類型の該当確認が必須</p>	<p>能です。ただし、実際に外為法の管理対象となる技術技術提供が生じた場合、類型該当性の確認をしていないため、提供者は免責されません。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

	に読め、欧米諸国と比較しても過剰な確認手続き、煩雑な運用が負荷されることを懸念します。	
54	<p>7) 別紙 1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン 1 (2)ア</p> <p>【意見内容】</p> <p>「ア 当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告（別紙 1-4 参照）によって確認した上で、………ている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。」と記載されている。このガイドラインが設けられたことによって、居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告（別紙 1-4 参照）によって確認することが望ましい対応であり、そのような確認をしない場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないと解される恐れがある旨を、Q&A に追加いただきたい。</p>	ご意見の内容についてご理解の通りです。
55	<p>8) みなし輸出管理の明確化に関する Q&A の開示</p> <p>【意見内容】</p> <p>本意見募集にあたり開示されている「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A は、企業等の運用にあたり有益なガイドラインと思いますので、経済産業省 HP 等で開示いただけるよう要望します。</p>	ご意見ありがとうございます。『「みなし輸出」管理の明確化に関する Q & A』等の解説資料について、経済産業省ウェブサイトへ掲載いたします。
56	<p>9) みなし輸出管理の明確化に関する Q&A: Q8（回答者注：11月公表版ではQ7）</p> <p>【意見内容】</p>	ご意見中の Q & A（パブコメ開始時公表版の Q 8）では、法人 Y の認知しないところで法人 X から法人 Y、法人 Y から居住者 A への技術の流れが観念されるところ

質問「本邦法人 X 又は本邦法人 Y は許可申請を行う必要はありますか。」に対して「本邦法人 X・Y とともに許可申請は不要」との回答であると理解したが、法人 Y から特定類型に該当する居住者 A（本邦法人 Y に雇用されている）への技術提供が許可不要となる理由が分かりにくい。本質問のケースと、本邦法人 X が関与せず、本邦法人 Y から特定類型に該当する居住者 A（本邦法人 Y に雇用されている）に技術提供を行うケースとで許可要否が異なる理由を明確化していただきたい。

【理由】

回答文末尾に「・・・特殊な場合を除いて、ご質問のようなケースでは通常本邦法人 Y と居住者 A との間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについて合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われる関係が存在しないと考えられますので「取引」（法第 25 条第 1 項、第 2 項）に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。」と記載されていますが、ここで言う「合意」とは、当該技術提供に関する個別の合意のことでしょうか。もしそうであれば、本邦法人 X が関与しないケースにおいても通常「提供者（本邦法人 Y）と受領者（居住者 A）の間の、技術を提供し受領することについての合意の履行」として技術提供が発生するとは考えにくいと思います。企業と特定類型に該当する従業員との間で、個別の合意を以て技術提供が発生する場合のみ、許可申請が必

ろ、法人 Y と居住者 A の間には技術の提供・受領に係る合意が存在しないため、「取引」（法第 25 条第 1 項）に該当せず、法人 Y の許可申請は不要です。法人 X が関与しない場面において、法人 Y から居住者 A に技術を提供する場合、法人 Y と居住者 A の間に技術を提供し受領するという内容の合意が形成され、当該合意の履行として技術提供が行われているものと観念されるため、「取引」に該当すると整理されています。

なお、平成 4 年 1 2 月 2 1 日付「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項第 1 号又は外国為替管理令第 17 条の 2 第 3 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」では、外為令第 17 条の 2 第 5 項（当時）の規定に基づき、通商産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができるものとして、「本邦において非居住者に特定技術を提供する取引であって、本邦法人がその法人と本邦において雇用関係にある非居住者に対して行うもの」が挙げられており、また注において「注：本邦において雇用関係にある外国人に特定技術の提供を行う場合、その者が居住者であれば、管理法で規制されない取引となり、非居住者であれば上記により許可申請不要となる。」としているところ、同一法人内における法人から非居住者への技術提供は「取引」に該当することを示しておりますところ、当該考え方が、現在も前提となっております

	<p>要になるのであれば、Q9 の回答「当該従業員に対して外為法上の規制対象技術を提供する場合に、許可申請いただくことを想定しております。」にも同様の条件付けが必要ではないでしょうか。</p>	
57	<p>10) みなし輸出管理の明確化に関する Q&A: Q19 (回答者注: 11月公表版ではQ22)</p> <p>【意見内容】 回答に「外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、債務履行請求の不行使という利益を得ているものと考えられます。」とあるが、別紙 1-4 誓約書の例にこの内容を反映いただきたい。</p> <p>【理由】 誓約書を提出する者は、別紙 1-4 誓約書の例「②外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている」の「多額の金銭その他の重大な利益」に上記「債務履行請求の不行使という利益」が含まれることを理解していない場合が多いと思われます。 誓約書取得の手続きにより、この「多額の金銭その他の重大な利益には、債務履行請求の不行使という利益が含まれる」との前提も含めての確認を求められてい</p>	<p>役務通達に記載の特定類型に関する考え方をすべて誓約書例に記載すると、煩雑になることから、誓約書例では役務通達の内容をベースに作成しております。 役務通達別紙 1 - 4 に記載のある誓約書例は、あくまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。そのため、個別の企業・大学等において「多額の金銭その他の重大な利益には、債務履行請求の不行使という利益が含まれる」との前提を誓約書に記載することは差し支えありません。</p>

	るならば、別紙 1-4 誓約書の例にこのことを明記した方が良いのではないのでしょうか。	
58	<p>輸出者等遵守基準省令 1) 第 1 条 第二号ニ</p> <p>【意見内容】 「用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。」とあるが、「当該情報の信頼性を高めるための手続」とはどのような手続なのかを経済産業省 HP の Q&A 等で具体的に説明いただきたい。</p>	<p>信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば 1 回／年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。なお、本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理の HP において Q & A やガイドラインにおいて示すことも検討しています。</p>
59	<p>【該当箇所】 資料「みなし輸出」管理の運用明確化、及び資料「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A</p> <p>【意見内容】 非居住者の強い影響を受けている居住者について、資料“「みなし輸出」管理の運用明確化”では「居住者 C」、資料“「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A”では「居住者 B」と表記が異なっているため統一して頂きたい。</p> <p>【理由】「居住者 C」と「居住者 B」が異なる者であるとの誤解が生じ得るため。</p>	<p>ご指摘の点については、それぞれ別資料における表記であることから誤解が生じる可能性は低いと存じますが、今後とも明確な形での情報提供に努めてまいります。</p>
60	<p>【該当箇所】 資料「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A</p>	<p>派遣従業員は派遣元の企業に雇用されているところ、派遣元の企業にとって指揮命令下にある者になるため、派遣先企業が特定類型該当性を確認する必要はありません。</p>

	<p>【意見内容】 他社から受けている派遣社員に対する特定類型への該当性の確認方法を Q&A にてお示し頂きたい。</p> <p>【理由】 派遣元企業に属する者に対して派遣先企業が誓約書（役務通達別紙 1-4）を直接取得することはできないと考えられるため。</p>	<p>派遣元の企業が、誓約書の取得など役務通達別紙 1 - 3 に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに沿った対応をする必要があります。</p> <p>なお、派遣先企業から派遣従業員への技術提供については、『「みなし輸出」管理の明確化に関する Q & A』の Q 7（パブコメ開始時公表版の Q 8）の考え方と同じく、派遣先企業から派遣元企業、派遣元企業から派遣従業員への技術が移転したものと解釈されます。このうち、派遣先企業から派遣元企業への国内技術提供は（両企業が本邦企業である場合）居住者間取引となり、外為法上の管理対象となりません。派遣元企業が派遣従業員から誓約書の取得を怠っている場合に、当該従業員に外為法管理対象技術の提供がなされた場合は、派遣元企業が外為法に基づく罰則や行政罰の対象となる可能性があります（ただし、特殊な場合を除いて派遣元企業と派遣従業員との間に「取引」（法第 25 条第 1 項、第 2 項）が発生しないため外為法の規制対象外となる点は、『「みなし輸出」管理の明確化に関する Q & A』の Q 7（パブコメ開始時公表版の Q 8）と同様です。）。</p>
61	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 1 (3) サ、同別紙 1-3 及び 1-4</p> <p>【意見内容】 外国語訳（特に英語訳、中国語訳）をお示し頂きたい。</p> <p>【理由】 役務を利用する者となる非居住者（外国政府や外国法人等）に規制を理解頂く必要があるため。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙 1 - 4 に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>
62	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3</p> <p>【意見内容】 外国法人等から強く影響を受ける居住者が「特定類型 1 及び 2 に該当しない」との虚偽申告を行った結果、提供者が外為法第 25 条第 1 項に基づく許可を取得せずに当該居住者に技術提供をしてしまった場合において、提供者に対して外為法第 69 条の 6 第 1</p>	<p>提供者が指揮命令下にある居住者に対して求める誓約書について、提供者はその内容の真実性まで確認する必要はありません。そのため、特定類型該当者から提出された誓約書の内容が虚偽であったことに起因して、提供者（例えば、企業）から特定類型該当者（例えば、当該企業の従業員）に対する無許可でのみなし輸出が外形的に発生しても、他に当該特定類型該当者の特定類型該当性に関する情</p>

	<p>項及び第2項、第70条第1項、第72条第1項に基づく罰則が課されるのかご教示を頂きたい。</p> <p>【理由】居住者による虚偽申告を見破れない場合も想定されるため。</p>	<p>報を得ていなければ、提供者は当該無許可でのみなし輸出に対して、故意又は過失を有さないため、罰則又は行政処分の対象にはなりません。</p>
63	<p>【該当箇所】提出書類通達改正案 ローマ数字4 1.</p> <p>【意見内容】「(役務通達の1(3)サの特定取引に該当する場合において、公開情報等により把握することができない場合を含みます)」とあるが、「公開情報等により把握することができない場合」とはどのような場合を指すのかご教示を頂きたい。</p> <p>【理由】居住者が特定類型に該当していることが明らかかな場合、どの外国法人等から影響を受けているかも自ずと明らかになるものと思われるところ、「把握することができない場合」とはどのような場合を指すのか不明なため</p>	<p>例えば、採用時の誓約書例は、類型に該当することのみを誓約する形式となっており、従業員に影響を与える非居住者の名称等の情報まで求めるものとなっておりません。このため、特定類型に該当する旨が回答された場合であって、回答した従業員が影響を受けている非居住者の情報を開示しない場合や当該情報をインターネットなどの公開情報から得ることができない場合などが該当すると考えられます。</p>
64	<p>【該当箇所】役務通達改正案 別紙1-4</p> <p>【意見内容】別紙1-4はそのまま使用した方が宜しいか、それとも必要に応じて文言の変更や追加を行ったうえで使用しても構わないのかご教示を頂きたい。</p> <p>【理由】別紙1-4に「将来的に特定類型の該非に変更が生じた場合には届け出を行います」旨の文言を追記する等、誓約書の内容を変更しても構わないか確認させて頂きたい。</p>	<p>役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。</p> <p>「将来的に特定類型の該非に変更が生じた場合には届け出を行います」との記載は、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわないものと考えております。</p>
65	<p>【該当箇所】内部規程届け出等改正案 様式3 自己管理チェックリスト2-3及び2-4</p> <p>【意見内容】内部規程や社内細則において、包括許可</p>	<p>自己管理チェックリストの2-3については、現行の外為法等遵守事項及び自己管理チェックリストにおいても従前より求めてきている事柄であり、本改正によ</p>

	<p>を利用して需要者にストックした貨物の再販売に際する用途確認及び需要者確認に関する規定を設けていない場合は、自己管理チェックリスト2-3及び2-4の規定も掛からないと理解して差し支えないかご教示を頂きたい。</p> <p>【理由】 包括許可を利用して需要者にストックした貨物の再販売に際する取引審査の規定も内部規程等に設けることが望ましいと考えられるが、貨物の所有権を有する海外の需要者による取引に際して輸出者が制限を掛けることが難しく、内部規程や細則に示せない事情があるため。</p>	<p>り特段の変更はなく、これまで同様に需要者等の確認をしていただく必要があります。</p> <p>自己管理チェックリストの2-4については、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。包括許可により認められるストック販売については、包括許可要領で求められる範囲内で把握している用途・需要者について信頼性を高める手続を行っていただくことを想定しています。</p>
66	<p>【該当箇所】 内部規程届け出等様式3 自己管理チェックリスト9-1</p> <p>【意見内容】 自己管理チェックリスト9-1に基づき居住者における特定類型への該当性についてチェックを行っても、居住者による「特定類型1及び2には該当しない」との虚偽申告を見破ることはできないと考えられる。虚偽申告を見破れずに特定類型に該当する居住者に機微技術を提供してしまった場合において、内部規程が経産省から受理されなくなるのかご教示を頂きたい。</p>	<p>内部規程は、通達「輸出管理内部規程の届出等について」の別紙1外為法等遵守事項の項目を満たし、様式3「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の評価項目に対して規定上の取扱い及び実際の取組を記載の上、提出して頂きます。</p> <p>これら申請内容で他の要件を全て満たしている場合であって、特定類型への該当性についての手続を定めその確認を行っている際は、受理票の発行を行うこととなります。御指摘の点について、特定類型への該当性の確認を行った上でなお虚偽申告を見破れなかった場合において、輸出者等による故意や過失が認められない際には、受理票の発行を行うものと考えております。</p>
67	<p>【該当箇所】 包括許可要領別表3(5)</p> <p>【意見内容】 (5)の規定は(4)に対してのみ掛かるものである旨を明記して頂きたい。</p> <p>【理由】 特一包括の利用に際して提出書類通達様式2の最終用途誓約書が要されるのは(4)の場合のみと考え</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>

	られ、(5)の規定は(4)に対してのみ掛かるものと理解できるため。	
68	<p>【該当箇所】 包括許可要領 ローマ数字 3 5(4)ニ (注 2)</p> <p>【意見内容】 過去に運用通達 1-1(7)(イ)のただし書き (部分品特例) を適用して輸出した貨物を継続的に輸出するに当たり特定包括許可の申請手続きを行う場合は“輸出申告書”や“輸出許可通知書の写し”が必要と規定されている。しかし、そもそも当初部分品特例を適用して貨物を輸出する場合において“輸出申告書”にその旨を明記しなければならないものなのかご教示を頂きたい。</p> <p>【理由】 少額特例や無償特例は該当貨物を許可不要にて扱うものにつき、それら特例の適用貨物については輸出申告が必要と理解している。しかし、部分品特例は他の貨物に組み込まれている該当貨物を非該当貨物として扱うものにつき、そもそも輸出申告も不要と思われる。</p>	輸出申告書や輸出許可通知書に部分品解釈により非該当と判断したことを記載することは無いものと承知しています。当該規定により輸出申告書や輸出許可通知書の写しの提出を求める趣旨は、例えば部分品解釈により、リスト規制該当貨物であるバルブが半導体製造装置に組み込まれて輸出されている場合、当該装置が間違いなく契約に基づく相手先に輸出されていることを確認するためのものです。
69	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 1(3)サ なお書き</p> <p>【意見内容】</p> <p>サ1 「...に対して善管注意義務を負う者」を「...に対して善管注意義務を負う居住者」に、サ2 「...得ている者又は得ることを約している者」を「...得ている居住者又は得ることを約している居住者」に、サ3 「...指示又は依頼を受ける者」を「...指示又は依頼</p>	柱書き部分で居住者との記載があるため、文脈上「者」が「居住者」を指すことは明らかであり、原案のままとさせていただきます。

	<p>を受ける居住者」に、それぞれ改めることをご提案します。</p> <p>【理由】 「なお、次の1から3まで...に掲げる居住者...」とされているため、1から3までの「者」もこれに合わせて「居住者」に統一したほうがよいと考えます。また、今回の改正の主眼が、特定類型に該当する「居住者」に対する技術提供管理の明確化にあることからからも、読み手に「居住者」を意識させる規定ぶりが適当と考えます。</p>	
70	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3</p> <p>【意見内容】 「1(1) 当該居住者が指揮命令下でない場合」を、「1(1) 当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合」に、「2(1) 当該居住者が指揮命令下でない場合及び指揮命令下にある場合」を、「2(1) 当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合及び提供者の指揮命令下にある場合」に、それぞれ改めることをご提案します。</p> <p>【理由】 1(2)で、「当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合」とされていることから、上記各箇所では、「提供者」が脱字しているのではないかと思います。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
71	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3</p> <p>【意見内容】</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>

	<p>「1(1)イ ... 履行していないこと解される。」を、 「1(1)イ ... 履行していないことと解される。」に改めることをご提案します。</p> <p>【理由】 「と」の脱字ではないかと思われます。</p>	
72	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3</p> <p>【意見内容】 「1(2)ア ... 通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。」を、「1(2)ア ... 通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。」に改めることをご提案します。</p> <p>【理由】 「務」の脱字ではないかと思われます。</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
73	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 1(2)ア</p> <p>【意見内容】 1(2)アで、「自己申告」と「報告」という二つの用語が出てきますが、両者の意味内容が同じなら、「自己申告」に統一することをご提案します。</p> <p>【理由】 意味内容が同じなら、同じ用語にするのが適切と考えます。</p>	文脈上、誤解を生じさせる可能性が低いと思われますので、原案のままとさせていただきます。
74	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 1(3)サ なお書き</p> <p>【意見内容】 「また、次に掲げる居住者に該当するかの確認は、」を、「また、特定類型に該当するかの確認は、」に改</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘を踏まえ修正いたします。

	<p>めることをご提案します。</p> <p>【理由】 1 から 3 までは「者」を指しており、その「者」を「特定類型」と定義していますので、「次に掲げる居住者」は、定義している「特定類型」と同義ではないかと考えます。</p>	
75	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-4</p> <p>【意見内容】 頭書きの、「…(以下、役務通達という。)」を「…(以下「役務通達」という。)に改めることを提案します。</p> <p>【理由】 法文作成のルールに合わせた修正の提案です。</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
76	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-4</p> <p>【意見内容】 頭書きに、「…役務通達の 1(3)サ 1 又は 2 に該当することについて、…」とあるのを「…役務通達の 1(3)サ 1 又は 2 に該当するか否かについて、…」に改めることを提案します。</p> <p>【理由】「記」に、「以下のいずれにも該当しませんので…」という選択肢があるため、それとの整合をとるための修正提案です。</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
77	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-4</p>	ご意見ありがとうございます。原案でも趣旨が明らかであるため、修正はしないこととさせていただきますが、役務通達別紙 1 - 4 に記載のある誓約書例は、あ

	<p>【意見内容】</p> <p>「記」のなかに、「以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。」という選択肢がありますが、別紙1-4自体が「誓約書」という名称の書面であり、その頭書きで、「...下記のとおり誓約いたします。」とあることからすると、「誓約は不要です。」という文言は奇妙な感じがします。「誓約は不要です。」は削除してはいかがでしょうか。</p>	<p>くまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。</p>
78	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 役務通達改正案 別紙1-3、別紙1-4、別紙3第2 2(4)4(イ)(ロ)(ハ) ・ 意見内容 別紙1-3 頭書きで「取引の相手方となる居住者」とあるのを、「取引の相手方となる居住者(自然人に限る。別紙1-3、別紙1-4及び別紙3において同じ。)に改めることをご提案します。 ・ 理由 役務通達で、特に限定することなく「居住者」という場合には、「自然人」と「法人」の両方を含むものと考えます。上記該当箇所における「居住者」は自然人に限られると思いますので、そのことを明確にするための見直しのご提案です。 	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>
79	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙1-3</p> <p>【意見内容】 1(2)アで、「...副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合...報告することを求めていると解される。」とされており、利益</p>	<p>「利益相反」という括弧書き付きの利益相反という用語が、一般的な意味での利益相反をさすのか、貴法人の就業規則における「利益相反」をさすのか、ご質問中の役務通達改正案等に関するQ&A(暫定版)における「利益相反」を指すのか明らかではありませんが、経済産業省としては、一般的な就業規則に基づいて</p>

<p>相反管理の仕組みを使うことによって、特定類型 12 該当者を把握するための法人としての注意義務を果たすことができることが明示されています。また、意見募集開始前に文部科学省を経由して提供していただいた資料「役務通達改正 案等に関する Q&A(暫定版)」11 ページには、「政府の輸出管理当局としては、みなし輸出該当性判断における 3 類型は、各法人等の利益相反管理の内数として含まれる内容であると認識しております。」との記載もありました。</p> <p>これらのことから、法人従業員が、ガイドラインで自己申告の対象として示されている「特定類型 12」に該当しているという事実は、当該従業員と当該従業員を雇用している法人との関係では、「利益相反」の状態にあるというのが当局のご認識であると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>【理由】 当機構の利益相反管理の対象に「特定類型」が含まれることを明確にすることを検討しており、その根拠ともなる当局のご認識をお尋ねするものです。</p>	<p>副業行為を含む利益相反管理をする場合は、当該利益相反管理の中に特定類型①及び特定類型②に該当する者の確認が含まれるものと理解しております。</p>
<p>80 【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3</p> <p>【意見内容】 法人の利益相反管理では、従業員と法人が利益相反状態にあることによる弊害の未然防止や生じた弊害の解決のために、法人は、必要に応じて利益相反状態にあ</p>	<p>外為法上求められる範囲を超えて、類型該当者を各法人の利益相反管理の中でどのように扱うかは、各法人のご判断によることと考えており、ご理解の通りです。</p>

	<p>る従業員に改善措置命令を行い、命令を受けた従業員は改善措置を行う義務を負うこととしている例があります。法人従業員が特定類型に該当している状態を法人・従業員間の利益が相反した状態であるにとらえれば、特定類型に該当している従業員に対しても、例えば、特定類型に該当している状態を解消することなどを求めることが考えられますが、そのような措置を求めるかどうかを含めて、特定類型に該当する従業員に対する利益相反管理上の取扱いをどうするかについては、個々の法人の判断に委ねられていると考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>【理由】 当機構では、従業員が特定類型に該当している状態を利益相反状態にとらえて管理の対象とすることを検討しており、実務上の参考として伺います。</p>	
81	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3、「みなし輸出管理」の明確化に関する Q&A(意見募集参考資料)</p> <p>【意見内容】 法人間の技術提供取引では、Q&A の Q8 (回答者注：11月公表版ではQ7) で示されているような特殊な場合を除いて、技術提供法人と技術受領法人の従業員との間には外為法の規制対象となり得る「取引」関係は存在しないものと考えられるとされています。このことから、法人間の技術提供取引においては、通常、技術提供法人は、技術受領法人の従業員</p>	<p>「換言すれば」までの部分について、ご理解のとおりです。 「換言すれば」以降の部分について、従業員の特定類型該当性を確認する主体は、（ご意見でいうところの）技術受領法人になります。</p>

	<p>の特定類型該当性を確認する必要はないと理解していますが、そのような理解で差し支えありませんか。</p> <p>換言すれば、技術提供法人としては、法人間技術提供取引が Q&A の Q8 で示されているような特殊な場合(いわば、法人間技術提供取引に仮装した、実質的には個人に対する技術提供取引)に当たることを認識又は把握した場合に、当該取引において技術を受領する相手方法人の従業員の特定類型該当性を確認すれば、「みなし輸出」管理上必要とされている注意義務を果たしていると解して差し支えありませんか。</p> <p>【理由】</p> <p>過去、「「みなし輸出」における国内の企業間取引の扱い」に関して、「他法人と取引する場合、当該従業員の特定類型の該当性を確認すべき主体は、当該法人と整理する予定です。技術の提供を行おうとする法人において、取引の相手方である法人の従業員が特定類型に該当するか否かを確認する必要はありません。」と回答されていることから、上記の理解で間違いのないものと考えておりますが、念のためお尋ねします。</p>	
82	<p>【該当箇所】</p> <p>役務通達改正案 別紙 1-3 1(2)ア</p> <p>【意見内容】 「当該居住者が指揮命令に服した時点」とありますが、具体的には、1 雇用契約の締結時点、2 雇用契約期間の開始時点、3 現実に勤務を開始した時点等が考えられます。いつの時点のことと考えればよいのかご教示ください。同じく、「指揮命令に服する期</p>	<p>ご意見中の 1 から 3 でいえば、3 に該当します。指揮命令に服する期間とは、雇用契約の場合は雇用契約が終了するまでの期間を指します。</p>

	<p>間中」についても、その終期は具体的にいつまでのことなのかご教示ください。</p> <p>【理由】 従業員から自己申告を求める時期や新たに特定類型に該当することとなった場合の報告を求める期間を決める基準になるためお尋ねします。</p>	
83	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 1(1) ア</p> <p>【意見内容】 「商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面」とありますが、「商慣習上」とはどのような意味ですか。「商」という言葉には「営利」の意味があるのですか。「慣習」という以上、個々の企業、大学、研究機関が「現に取得している」とか「これまで取得してきた」ということではなく、産業界、アカデミアといった、ある種の同質性、共通性を持った組織の集まりのなかで一般的に取得されてきたという意味なのでしょうか。</p> <p>【理由】 当該書面が、「個々の企業、大学、研究機関が当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面」を意味するのであれば、あえて「商慣習上」という言葉を加える必要はないように思いますが、「商慣習上」という言葉をどのような意味で使っておられるのかを伺いたいと存じます。</p>	<p>「商」という言葉につき、ご理解のとおりです。なお、個々の役務取引に営利性が求められることを意味するものではありません。</p> <p>「慣習」について、厳密には「現に取得している」や「これまで取得してきた」という意味ではなく、同種の商活動を行うにあたり通常取得することが想定されるものを意味しますが、相当の幅がありうるところ、現在すでに事業が行われている企業・大学等についていえば「現に取得している」や「これまで取得してきた」という意味と事実上同義と考えていただいて差し支えありません。</p>

<p>84</p>	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 1(2)</p> <p>【意見内容】 「また、○年○月○日時点で既に指揮命令下にある居住者は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型 1 又は 2 に該当することとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を果たしているものと解される。」とあります。このことから、○年○月○日より前に指揮命令に服し、かつ、特定類型 1 又は 2 に該当する状態にあり、○年○月 ○日以降も引き続き指揮命令に服し、かつ、引き続き特定類型 1 又は 2 に該当している居住者は、新たに特定類型 1 又は 2 に該当することとなったわけではないので、報告を求める対象とする必要はないと理解していますが、そのような理解でよろしいですか。</p> <p>【理由】 意見募集手続開始前に提供していただいた説明資料や Q&A においても一貫して役務通達改正案と同趣旨の説明・回答をされているので、上記の理解で間違いはないと思いますが、念のためお尋ねします。</p>	<p>質問であげられているような居住者については、当該居住者を雇用している法人が通常は就業規則に基づいて兼業を行っていること等を既に把握していると考えられますので、本通達の改正が実施された時点で、特定類型該当として扱われるべきと考えられます。特定類型に該当することが明らかであるため、そもそも本ガイドラインに基づき再び特定類型該当性を判断することは不要です。</p>
<p>85</p>	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 1(2) ア</p> <p>【意見内容】 「なお、就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場</p>	<p>特定類型①及び②の内容は通常副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制にされる場合に包含されているものと考えております。そのため、就業規則等の社内規則において特定類型①及び②を具体的に明示する必要はありません。</p>

	<p>合、…報告することを求めていると解される。」とあります。この場合、単に社内規則で利益相反行為が禁止又は申告制になっているだけでは足りず、申告・報告の対象として特定類型 1 及び 2 を具体的に示し、従業員が特定類型 1 及び 2 が申告・報告の対象であることを認識できる形の社内規則になっている必要があると考えますが、そのような理解で差し支えありませんか。</p> <p>【理由】 従業員が特定類型 1 及び 2 が申告・報告の対象であることを認識できなければ、正しい申告・報告は期待できないと思われるためお尋ねします。</p>	
86	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3(ガイドライン)、「みなし輸出」管理の明確化について(意見募集参考資料)</p> <p>【意見内容】 ガイドライン 1(1)ア、2(1)アでは、特定類型に該当するか否かを「商慣習上…通常取得することとなる契約書等に記載された情報」で確認する場合のことが示されています。このことは、ガイドライン施行後は、法人は、通常取得することとなる契約書等を、特定類型に該当することが明らかな記載が含まれているかどうかという、これまでになかった視点で確認するという新たな注意義務を負うことを意味するものと理解しています。一方、参考資料 11 ページ「類型該当性判断の</p>	<p>ご意見中の 1、2 のいずれも確認手続きとしては新たに導入することは必要ではありません。</p>

	<p>注意義務を果たすために実施いただく事項」では、「受領者に対する新たな確認手続の導入は不要」とされている場合がいくつかあります。ここでいう「新たな確認手続」には、以下は含まれますか。</p> <p>1 ガイドライン施行前から取得している書類に加えて新たな書類を取得すること。 2 ガイドライン施行前から取得している書類を見直して新たな記載を追加すること。</p> <p>【理由】 「役務通達改正案等に関する Q&A（暫定版）」では、「『商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書 面』は、... 今回の省令・通達等の改正が施行される以前から、本学において学生を受け入れる際に 学生等から入手していた書類と解釈して良いでしょうか。」との質問に対して、「ご理解の通りです。... 今回の「みなし輸出」の解釈明確化後についても、従来通りの書類を取得いただくことを想定しています。」と回答されています。手続書類の新設、見直しは実務への影響が大きいため、お尋ねします。</p>	
87	<p>【該当箇所】 役務通達改正案、「みなし輸出」管理の明確化について(意見募集参考資料)</p> <p>【意見内容】 法人の従業員の特定期型3 該当性確認についてです。</p>	<p>「契約書等」には、契約書以外の採用関係書類（採用予定者から提出を受けた履歴書など）が含まれます。そのため、ご理解のとおりです。</p>

	<p>通達改正案 2(1)アでは、「... 契約書等において記載された情報から特定類型 3 に該当することが明らかである場合...」とされていますが、雇用している従業員に業務上必要な技術を提供する際に、当該従業員との間で個別に契約書 等を作成・取得する慣行がない場合には、記載を確認できる契約書等は、事実上、当該従業員を 採用する際に取得する採用関係書類に限られるものと想定しています。また、意見募集参考資料 11 ページには、「... 学生、教職員、従業員を受け入れる上で、通常取得している書類において記載された内容を確認いただく。」とも示されております。法人における実務上、上記のような想定に基づき、採用関係書類の確認に主眼を置いた対応を行うことで、従業員の特定類型 3 の該当性確認に 関し、通常果たすべき注意義務を果たしていると考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>【理由】 参考資料に「受領者が提供者の指揮命令下にあっても特定 類型 c の確認は困難...」との記載があるように、実務上、法人従業員の特定類型 3 該当性確認に当たって求められる注意義務の程度がはかりかねるためお伺いするものです。</p>	
88	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 2(1)ア</p> <p>【意見内容】 2(1)アで、「... 契約書等において記載された情報か</p>	<p>採用予定者から提出を受けた履歴書に、外国政府等に現在も所属しており、その任を受けている旨が記載されている場合などが該当します。</p> <p>実務上は該当するケースは相当限定的と理解しており、特定類型③については主として経済産業省から連絡を行うことで運用していく想定です。</p>

	<p>ら特定類型 3 に該当することが明らかである場合において、…」とされています。例えば、どのような書面に、どのような記載があれば、特定類型 3 に該当することが明らかであることになるのか、例を示していただくことは可能でしょうか。</p> <p>【理由】 契約書等を確認するに当たり、特定類型 3 については、どのような視点でチェックすればよいのかご見解を伺いたく存じます。</p>	
89	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3、「みなし輸出」管理の見直しについて(意見募集参考資料)</p> <p>【意見内容】 1(1)イ、1(2)イで、「特定類型 1 又は 2 に該当する可能性がある」と経済産業省から連絡を受けた場合」、2(1)イで、「特定類型 3 に該当する可能性がある」と経済産業省から連絡を受けた場合」がそれぞれ規定されています。一方、意見募集参考資料 11 ページには、このような場合、「原則、類型該当者として判断。大学・企業として連絡内容を覆す事実関係を把握していない限り、技術提供にあたって許可申請をしていただく。」との記載があります。これらの連絡を受けた場合に法人がとるべき対応をご教示ください。連絡内容を覆す事実があるかどうかを改めて確認する必要があるのでしょうか。法人が自己申告等により把</p>	<p>経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する可能性がある旨の連絡を受けた場合において、連絡内容を覆す事実があるかどうかを改めて確認する必要はありませんが、提供者が連絡内容を覆す事実があるか確認いただき、経済産業省と協議することを妨げるものではありません。</p> <p>経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する可能性がある旨の連絡をする場合、当然に自己申告の内容と食い違いがありうる点を踏まえて連絡を行うところ、自己申告の内容と食い違いがあることのみをもって、連絡内容を覆す事実があるとは考えておりません。</p>

	<p>握している内容と連絡内容とに食い違いがある場合にはどうなるのでしょうか。</p> <p>【理由】 経済産業省から連絡を受けた場合の適切な対応を図るためお尋ねします。</p>	
90	<p>【該当箇所】 役務通達改正案</p> <p>【意見内容】 法人の指揮命令下でない者(例えば1年程度の期間で受け入れる外国大学の大学院生)が、受入期間の途中で「居住者」となる場合には、居住者となった時点で、自己申告の方法で特定類型1又は2への該当性を確認する必要があるものと理解していますが、当初の受入手続時に、自己申告の方法で特定類型1又は2への該当性をあらかじめ確認しておく取扱いでも、特定類型該当性 確認の観点では差し支えないと考えてよろしいのでしょうか。(当該大学院生が居住者となるまでの間は、非居住者に対して求められる技術提供管理を行います。)</p>	<p>ご理解の通り、特定類型該当性の確認の観点では差し支えありません。</p>
91	<p>・ 該当箇所 役務通達改正案 1(3)サ1</p> <p>・ 意見内容 特例類型1における「指揮命令」について、雇用契約がある場合には、一般に雇用主から指揮命令を受ける関係にあると考えられますが、雇用契約以外の契約関係にある場合にも契約先から指揮命令を受ける関係に</p>	<p>特定類型①では「雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約」に基づく指揮命令下にある場合を規定しておりますが、委任契約に基づく指揮命令下にある場合とは、例えば、契約の種類は業務委託契約であるものの業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合、請負契約に基づく指揮命令下にある場合とは、例えば、契約の種類は請負契約であるものの業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合、その他の契約に基づく指揮命令下にある場合とは、例えば、契約の種類は雇用契約ではないものの業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指します。</p>

	<p>立つことがあるとすれば、それは具体的にはどのような場合なのか例示していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>なお、念のために付言すれば、特に委任契約については、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合でなくとも、取締役や監査役としての委任契約を締結している場合には、外国法人等に対して善管注意義務を負うものとして特定類型①に該当します。</p>
92	<p>・ 該当箇所 役務通達改正案 1(3)サ1(イ)</p> <p>・ 意見内容 研究者が外国法人等からの依頼に応じて、例えば、講演、記事の執筆、論文の査読、研究課題の審査等を行う場合、依頼元である外国法人等との間に雇用関係はなく、また、勤務先である本邦大学や研究機関の業務に支障が生じないように時間配分しながら実施するのが通常ではないかと思えます。一方、依頼された業務であっても、当該研究者は、依頼元である外国法人等との関係では、いわゆる善管注意義務を負って当該業務を行う立場にあると考えられます。このような場合には、当該研究者は特定類型1に該当するのでしょうか。また、このような場合に、特定類型1の除外規定(イ)の適用要件である、当該研究者が本邦法人に対して負う善管注意義務が依頼元である外国法人等に対して負うそれに優先するという合意があるかどうかは、具体期には、何が、どういう状態にあることをもって判断するのでしょうか。</p> <p>・ 理由 雇用関係を伴う兼業を行っている者の場合には、本務</p>	<p>研究者が外国法人等からの依頼に応じてどのような業務を行うかにより、善管注意義務を負うか否か判断されるので、ご質問いただいた前提からでは判断が難しいですが、善管注意義務を負う場合とは典型的には企業の取締役や監査役に就任する場合を想定しております。</p> <p>研究者が本邦法人に対して負う善管注意義務が依頼元である外国法人等に対して負うそれに優先するという合意がある場合とは、典型的には、本邦法人と外国法人等との間で、当該研究者が本邦法人に対して負う善管注意義務が外国法人等に対して負う善管注意義務よりも優先すると書面等で合意している場合を指します。</p>

	<p>先、兼業先どちらの指揮命令下にあるかを具体的に示す指標と考えられる従事日数、従事時間等を比較することによって、両者の指揮命令の優劣をある程度定量的に評価することが可能かと思いますが、雇用関係を伴わない形で外国法人等からの依頼に応じて業務を行い、当該業務について善管注意義務を負っている者については、本邦法人との関係で、善管注意義務の優劣をどのような観点で判断したらよいか分かりかねるためお尋ねします。</p>	
93	<p>・ 該当箇所 役務通達改正案 1(3)サ1(イ)</p> <p>・ 意見内容 特定類型1の除外規定を適用するためには、本邦法人又は外国法人等若しくは外国政府等と雇用契約等を締結している居住者が、当該外国法人等又は外国政府等との間で、本邦法人の指揮命令の優先を合意していることが必要とされています。</p> <p>一方、例えば、本邦法人が従業員の兼業を許可制とし、許可する場合の条件として、「従業員 の業務遂行に支障がないこと」、「兼業先の業務は原則として勤務時間外に行うこと」等と定め ている場合、兼業先の指揮命令が本邦法人のそれに優先するような状態が想定されるのであれば、そもそもそのような兼業は許可しないのではないかと思います。また、そのような条件の下 で兼業を許可された場合には、当該従業員は、許可された条件、すなわち、当該兼業では本務先 の指</p>	<p>特定類型①（イ）の合意は、（i）本邦法人と外国法人等・外国政府等又は（i i）兼業者と外国法人等・外国政府等の間で行う必要があり、本邦法人と兼業者の間の合意ではありません。</p> <p>ご意見のような条件が付される場合、本邦法人と兼業者の間の合意は存在し得るものの、特段の事情がない限り、外国法人等・外国政府等が黙示の同意を与えているとまでは考えられないため、特定類型①（イ）の適用をすることはできません。</p> <p>たとえば、「本邦法人の指揮命令と外国法人の指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人の指揮命令を優先すること」について、（i）本邦法人と外国法人等・外国政府等又は（i i）兼業者と外国法人等・外国政府等の間で合意いただくことが必要になります。</p>

	<p>揮命令が兼業先のそれに優先するという条件の下で兼業先の業務に従事し、兼業先は当該従業員がそのような条件の下で業務に従事することに黙示の同意を与えていると考えられます。</p> <p>これらのことから、本邦法人が従業員の兼業を許可制とし、その許可条件が本邦法人の指揮命令が兼業先のそれに優先することを前提としたものであると解される場合には、兼業先との間でその前提を否定するような事情がない限り、そのような条件の下で外国法人等又は外国政府等との兼業を許可されている本邦法人の従業員は、当該外国法人等又は外国政府等との間で、本邦法人の指揮命令が優先する旨の黙示の合意をしていると解して、特定類型1の除外規定(イ)を適用して差し支えありませんか。</p>	
94	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 役務通達改正案 1(3)サ1(イ) ・ 意見内容 特定類型1の除外規定(イ)を適用するためには、本邦法人の指揮命令、善管注意義務が外国法人等又は外国政府等のそれに優先することを当該外国法人又は外国政府等との間で合意しあっていることが必要とされていますが、その合意には、明示のものほかに黙示のものも含まれますか。 	<p>特定類型①(イ)の合意には、明示のものほかに黙示のものも含まれます。一方で、グループ会社ではない法人と間で指揮命令権等の優先関係を黙示に合意する場合、経済産業省から当該合意の存在及び内容を証する資料(すなわち、黙示の合意を十分に推認させる根拠資料)等の提供を求めることがあります。</p>
95	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 役務通達改正案 1(3)サ1(イ) 	<p>「本邦法人A及び外国法人等Bは、各法人が雇用契約に基づき行う居住者Cへの指揮命令権の行使について、本邦法人Aの指揮命令権が優先することを確認する。」といった記載が考えられます。</p>

	<p>・意見内容 特定類型1の除外規定(イ)を適用するためには、本邦法人の指揮命令、善管注意義務が外国法人等又は外国政府等のそれに優先することを当該外国法人又は外国政府等との間で合意しあっていることが必要とされていますが、指揮命令が優先している、善管注意義務が優先しているということは、例えば、契約書等の書面にどのような記載があれば、そのような合意があると認められるのでしょうか。</p>	
96	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 1(2)ア</p> <p>【意見内容】 1(2)アで、「...指揮命令に服した時点において、「特定類型1又は2に該当するか否か」を自己申告により確認したで、...」としていますが、採用時に、「特定類型12に該当しない」場合は申告不要とし、「特定類型12に該当する」場合のみに申告を求める方法では、ガイドラインが示す通常果たすべき注意義務を果たしているとは解されないのでしょうか。例えば、採用時に、特定類型に該当する場合には自己申告義務があることを、申告すべき期間や申告方法と併せて説明した上で、申告があった者のみを特定類型該当者として扱うことはどうでしょうか。</p> <p>【理由】 ガイドラインでは、法人が指揮命令下にある特定類型該当者を把握する方法を、「指揮命令に服した時点」と「指揮命令に服する期間中」とで書き分けています。前者では、「該当するか否か」を、後者で</p>	<p>ご意見のとおり、特定類型に該当する旨の申告があった者のみを特定類型該当者として扱うことでも差し支えありません。</p> <p>ただし、必要な場合には当局から、特定類型非該当と取り扱った者について、その根拠を確認することがありますので、特定非該当である旨の申告が書面として保存されていないのであれば、適切な形で疎明することを求める場合がございます。この点、役務通達1-4の誓約書の例では、特定類型①、②に該当しない場合であっても、該当しない旨を申告する形式となっているところ、本誓約書の例に基づく書類の提出を求めていけば、特定類型非該当として扱ったことの根拠としていただくことが可能です。</p>

	<p>は「新たに該当することとなったこと」を申告させることとなりますが、特定類型該当者を把握するという目的との関連で、採用時の自己申告と雇用期間中のそれとに意味や効果の違いがあるとの認識で上記のように書き分けているのかどうか分からないためお尋ねします。</p>	
97	<p>【意見内容】 誓約書の内容についての意見です。「誓約」とは、一般に、自らの行為について固く誓うという意思の表明であると思いますが、改正案の誓約書例で示されているのは、1 特定類型該当者への技術提供が経済産業大臣許可の対象となる可能性があることを理解、2(所属する法人の法令遵守のため)自らの特定類型該当の有無を申告、という2点であろうかと思えます。1は「理解している」という本人の内心の状態の表明であり、2は本人の意思に関わりなく客観的に決まる特定類型 該当性の事実の表明であって、どちらも自らの行為について誓うという「誓約」とは趣を異にしており、「誓約書」の内容としてやや違和感があります。「みなし輸出」管理明確化の眼目が特定類型 該当者の把握と当該者に対する技術提供の適切な管理にあるとすれば、2についての申告が的確 になされるような様式(例えば、「特定類型該当性に関する自己申告書」のようなもの)であれば 足りるのではないかとも思われますが、あえて「誓約書」でなければならない理由があるのでしょうか。</p>	<p>「誓約」を「自らの行為について固く誓うという意思の表明」と定義している辞書や法律用語辞典は確認できておりません。</p> <p>一方で、「誓約」という用語自体は重要でなく、タイトルを「特定類型該当性に関する自己申告書」や「特定類型該当性に関する確認書」に変更いただいても差し支えありません。</p> <p>役務通達別紙1－4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり特定類型 該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいても差し支えないところ、「誓約」という用語を「申告」や「確認」に修正することは趣旨を損なわない範囲であると考えております。</p>

<p>98</p>	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-4</p> <p>【意見内容】 誓約書には、1 自身が雇用されている法人が特定類型者へ技術を提供する場合には、法人に許可申請義務が生じる場合があることを理解する、2 自身が雇用されている法人が許可申請義務を履行するために自身の特定類型該当性について申告する、という二つの内容が含まれています。</p> <p>当機構においては、輸出管理規程で法令遵守のために必要な義務付けに従業員に対して行っており、また、「みなし輸出」管理の明確化を機に、利益相反マネジメント規程に基づく自己申告の対象に特定類型が含まれることを明確化することを検討しています。そして、これら当機構の諸規程及び法令を遵守することを、従業員採用の際の誓約事項としています。</p> <p>このように、当機構としては、「みなし輸出」管理に関係のある諸規程及び法令の遵守は、従来から従業員を採用する際に誓約を求めている内容に含まれていると考えており、「みなし」輸出管理の明確化に伴う新たな措置としては、従業員から自身の特定類型該当性に関する情報のみを申告させることで差し支えないでしょうか。</p>	<p>役務通達別紙 1 - 4 に記載のある誓約書例に記載の内容のうち、（ご意見のように内容を 1 と 2 に分類するのであれば）1 は誓約内容に含めなくてよいかという趣旨のご質問と理解いたしました。</p> <p>誓約者が、自身が雇用されている法人が特定類型者へ技術を提供する場合には、法人に許可申請義務が生じる場合があることを理解していることを他の手段で確認できるのであれば、役務通達別紙 1 - 3 に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに沿った対応として、役務通達別紙 1 - 4 に記載のある誓約書例に記載の内容のうち、上記 1 を誓約内容に含めなくても差し支えありません。</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>99</p>	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-4、「みなし輸出」管理の明確化について(意見募集参考資料)</p> <p>【意見内容】 誓約書は、特定類型に該当するか否かのみを申告する形になっており、雇用契約等を締結している外国法人等又は外国政府等の情報、雇用契約等に基づき負っている義務の内容、外国政府等 から得ている金銭その他の利益の内容など、特定類型に該当することとなる事実を示す情報は誓約書からは一切得られません。(参考資料 11 ページにもその旨の注書きがあります。)</p> <p>一方、法人が従業員の特定類型該当性の確認を、提出される誓約書のみで行い、追加の情報を求めない場合には、以下のような問題があると考えられます。1 申告内容の適否を確認するすべがなく、間違えて申告しても分からない。2 特定類型に該当すると申し出た従業員に規制対象技術を提供する場合には、経済産業大臣に許可申請する必要があるが、許可申請に必要な情報が得られない。</p> <p>1 はともかく、2 に対処するためには、許可申請に必要な情報を追加で取得することがいずれにせよ必要になります。</p> <p>誓約書の内容を超える情報の追加的な取得を従業員の任意の協力を委ねては、法人として「みなし輸出」の的確な管理を行えないことが想定されるた</p>	<p>ご理解のとおり、実際に特定類型に該当する居住者に対して技術提供を行うため経済産業大臣に許可申請する場合には、当該申請に必要な情報を収集いただく必要があります。</p> <p>当該情報収集のためにどのような措置を講じるかについては、各提供者により適切な方法が異なると思われるため、経済産業省として特定の措置を指示することは適切ではないと考えておりますが、例えば、社内規則等で法人の業務上必要な情報提供を義務付けることや、社内規則等において明示的に義務付けずとも雇用者としての指揮命令権に含まれていると整理することや、任意での情報提供を求め情報が提供されない場合には技術提供を行わない対応にすることなどが考えられます。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>め、申告・報告について定めた社 内規則等で、法人が求めた場合、従業員に追加的な情報を提供する義務を負わせるなどの措置が必要になるのではないかと考えますが、この点について、当局の見解をお示しください。</p>	
100	<p>【該当箇所】 役務通達改正案</p> <p>【意見内容】 改正された役務通達が施行される時期の見通しをお示しください。</p>	<p>令和4年5月1日です。</p>
101	<p>【該当箇所】 役務通達改正案等</p> <p>【意見内容】 「みなし輸出」管理の明確化は、外国人従業員にも広く理解と協力を求める必要がある事柄です。制度の正しい理解に基づき、正しい自己申告を求めるためには、関連する通達等やQ&A、説明 資料が外国語でも提供されることが極めて重要であると考えます。当局におかれては、この点につき特段のご配慮をお願いします。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い 「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を日本語版と英語版で公表いたします。</p> <p>また、同時に、役務通達別紙1－4に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>
102	<p>【該当箇所】 役務通達改正案、「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A(意見募集参考資料)、「みなし輸出」管理の明確化について(意見募集参考資料)</p> <p>【意見内容】 具体的な特定類型該当性の判断に当たっては、従業員、法人ともに判断に迷う場合があるかと思えます。なかでも、特定類型1の定義には、「外国法令に基づき設立された法人その他の団体」、「外国</p>	<p>言葉で表現される以上、解釈の余地が生じることは避けられませんので、各種方法で情報提供をさせていただく予定です。</p> <p>一部資料については英語版を公表させていただきます。</p> <p>また、特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合にご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p>

	<p>の政府」、「外国の政府機関」、「外国の地方公共団体」、「外国の中央銀行」、「外国の政党その他の政治団体」、「雇用契約」、「委任契約」、「請負契約」、「その他の契約」、「指揮命令」、「善管注意義務」といった法的な意味合いを踏まえて該当性を判断する必要がある要件が多く用いられており、団体・機関等の名称や契約書の文言(多くの場合、外国語で作成されていると思われます。)からは容易に該当性が判断できない場合も想定されます。</p> <p>そのような場合の判断の助けとして、具体的な事例に即した豊富なQ&Aの提供や利用しやすい相談窓口の設置が大変有効であると考えられます。また、外国語による情報提供や外国語対応可能な相談窓口の設置も強く望まれます。</p> <p>「みなし輸出」管理の明確化が、実効性のあるものとして、また、法人の負担軽減に配慮した形で運用できるよう、当局におかれてはこれらの点に特段のご配慮をお願いします。</p>	
103	<p>【該当箇所】 役務通達改正案</p> <p>【意見内容】 特定取引にも「公知技術特例」や「基礎科学特例」の適用があるとのことですが、「公知技術特例」であれば、その適用の可否を、技術自体の公知性を基準として技術提供法人が判断することができると考えられます。他方、「基礎科学特例」が適用できるかどうかは、提供される技術自体の性質ではなく、技</p>	<p>貿易外省令第9条第2項第10号では「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」が、許可を要しない役務取引等とされているところ、基礎科学分野の研究活動を行う必要があるのは提供者側です。つまり、提供者側が基礎科学分野で研究活動を行う中で、特定類型該当者に技術提供を行う場合は、当該特定類型該当者に影響を与える外国法人等及び外国政府等の研究内容にかかわらず、当該技術提供は許可例外となります。</p>

	<p>術が提供される状況としての「研究活動」が「基礎科学分野の研究活動」の要件を満たしているかという観点で判断されるものであるところ、特定取引においては、その判断は、取引の相手方である特定類型該当者が従事する研究活動についてではなくて、当該特定類型該当者から技術が移転されてそれを利用することとなる外国法人等及び外国政府等が行う研究活動について判断する必要があるものと理解していますがいかがでしょうか。</p> <p>また、特定取引の場合、技術提供法人としては、特定類型該当者を介して提供される技術の外国法人等及び外国政府等における利用状況を、取引の相手方である特定類型該当者から連絡を受けない限り、通常は知り得ないものと考えられますので、特定取引に「基礎科学特例」が適用できるかどうかを技術提供法人が判断することは、限られた場合を除いては困難ではないかと考えますがいかがでしょうか。</p>	
104	<p>【該当箇所】 役務通達改正案</p> <p>【意見内容】 ある個人が特定類型に該当する事実は、個人情報保護法における「個人情報」に該当し、その取得、保有、利用、提供等は個人情報保護法の諸規定にしたがって行われる必要があると理解していますが、間違いありませんか。</p>	<p>個人情報保護法第2条第1項の要件に該当する限り、個人情報保護法上の「個人情報」に該当します。個人情報保護法の解釈を述べるものではありませんが、特定の個人を識別できる状態で記録する場合には特定類型に該当する事実も通常は「個人情報」に該当するものと考えられます。</p> <p>「また、法人が」以降のご質問につき趣旨が明らかではありませんが、個人情報保護法における何らかの条文該当性に関するご質問であれば、ご質問対象の条文が明らかではなくご回答が困難です。個人情報保護法における何らかの条文該当性ではなく、一般的・社会的な表現として輸出管理法令に基づく要請と表現しても差し支えないかというご質問であれば、役務通達別紙1-3に記載のある特定</p>

	<p>また、法人が「みなし輸出」管理のために、他の大学、企業、研究機関の従業員や学生が特定 類型に該当するか否かの情報の提供を当該他の大学、企業、研究機関に要請する必要が生じた場合、その要請は輸出管理法令に基づく要請であると考えられるのでしょうか。</p>	<p>類型の該当性の判断に係るガイドラインで求められる範囲の確認を行う場合であれば、輸出管理法令（具体的には外為法）に基づく要請と表現しても差し支えないと考えております。</p> <p>なお、この場合であっても、他法人の従業員等に技術提供が行われる場合に外為法の許可申請義務が生じるのは受領側の法人となることから、類型に該当するか否かに関する情報そのものの提供を、他の法人に求めることは基本的には想定されないと考えられます（詳しく『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）をご確認ください）。</p>
105	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 役務通達改正案 別紙 1-3 ・ 意見内容 「1(2)イ・・・通常果たすべき注意義務の履行していないことと解される。」を、「1(2)イ・・・通常果たすべき注意義務を 履行していないことと解される。」に改めることをご提案します。 ・ 理由 誤植と思われます。 	<p>ご指摘の通り修正いたします。</p>
106	<p>該当箇所 関連資料「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A Q32、Q8について（回答者注：それぞれ11月公表版ではQ8、Q7）</p> <p>意見内容 Q32の回答において、他大学の研究室と共同研究を行うとき、「当該参加者が学生の場合は、類型該当性を確認」する必要があるとされています。学生は大学と「雇用契約その他の契約」を締結していない、という観点に立った回答かと推察します。</p> <p>しかしながら、共同研究への学生の参加は、研究室の</p>	<p>ご理解の通り雇用関係又はそれに準ずる関係（準ずる関係とは、雇用契約以外の契約に基づき労務を提供しているものの、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指します。）にあるか否かで取扱いを分けております。</p> <p>雇用関係又はそれに準ずる関係にある場合、技術の受領にあたり、法人と個人を同視し、法人に提供された後、法人から個人に提供されると整理できる一方、雇用関係又はそれに準ずる関係にない場合、技術の受領にあたり、法人と個人を同視できないと考えております。そのため、ご意見のような取扱いを行うことはできないものと整理しています。</p>

	<p>指導教官のもと、大学教育の一環として指示参加させていると考えられ、技術の提供は大学から学生へ行われると整理されるのではないのでしょうか。Q8の回答は教職員のみならず学生にも当てはまると考えられます。つまり、共同研究契約が技術提供法人と大学との間で締結されており、大学から学生へという順序で技術が移転するものと考えます。技術提供法人と学生との間には「取引」が存在せず、規制対象外ではないのでしょうか？</p>	
107	<p>・ 該当箇所 関連資料「みなし輸出」管理の明確化について 6 ページ「外為法に基づく安全保障貿易管理の対象範囲」</p> <p>・ 意見内容 貿易外省令第9条第2項第10号には「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」とありますところ、目的が「基礎科学分野の研究活動」においてであれば、提供する技術の内容自体に制限はないと解釈できます。(だからこそ、この特例の適用には慎重さが求められると考えています。) この資料でいう「基礎科学技術」という言葉は、何を指すのでしょうか？</p>	<p>「基礎科学分野の研究活動」とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいいます（役務通達1（3）ク）。</p>
108	<p>・ 該当箇所 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A（意見募集参考資料）の Q10（回答者注：11月公表版では Q11）</p>	<p>日本の独立行政法人に相当する公的組織は「外国の政府機関」に該当します。 「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 「4 日本の独立行政法人に相当する公的組織」を「外国政府等」に該当する可能性がある組織として挙げていますが、その具体的な判断基準をご教示ください。また、現時点でこのような組織に該当する可能性がある組織を把握されていれば、それを例示していただくことは可能でしょうか。 ・理由 「可能性がある」とされているため、具体的な判断基準をお尋ねします。 	<p>行うものとされています（独立行政法人通則法）。上記定義に該当する外国の機関であれば、「外国の政府機関」に該当します。</p> <p>現時点において、日本の独立行政法人に相当する公的組織であって「外国の政府機関」に該当する可能性がある組織は把握しておりません。なお、日本の独立行政法人に相当する公的組織であって「外国の政府機関」ではない組織であっても、外国法令に基づき設立された法人であれば外国法人に該当します。</p>
109	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 役務通達改正案 別紙 1-3 1(2)イ、2(1)イ ・意見内容 法人従業員が特定類型に該当する可能性がある旨の経済産業省からの連絡は、キャッチオール規制における経済産業大臣からのインフォームと同様に、法人代表者あての文書でなされると考えてよろしいですか。また、その際に、提供していただける情報はどのようなものになるのでしょうか。当該従業員の氏名のほか、当該従業員が該当する可能性のある特定類型の種類、当該従業員が特定類型に該当する可能性を根拠付ける情報(当該従業員に強い影響を与えている外国法人等又は外国政府等に関する情報や影響を与えている事実を示す情報等)も併せて提供されるのでしょうか。 	<p>特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る方法・内容等は、個別具体的な状況により異なり得るため、画一的な回答をすることは適切ではないと考えております。一方で、通常は役務通達別紙1-3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに基づく通知を行う前に、提供者である法人の適切な連絡先に対して、通知の方法・内容等について事実上の相談をさせていただくことにならうかと存じます。</p>

110	<p>・ 該当箇所 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A(意見募集参考資料)の Q3</p> <p>・ 意見内容 特定重要貨物等輸出者等については、輸出者等遵守基準に基づき、「需要者確認」の一環として取引の相手方の特定類型該当性を確認する手続を定めて確認を実施する必要があることは分かりましたが、今般の「みなし輸出」管理の明確化は、特定重要貨物等輸出者等に限らず、特定重要貨物等輸出者等以外の輸出者等、さらには、特定技術を取り扱い、居住者に対する「みなし輸出」を行い得る企業、大学、研究機関にも広く関係がある事柄であると思います。</p> <p>一方で、居住者に対する「みなし輸出」を行い得る者のうちの多くは、自らがそのような行為に関係があるということすら認識できていないと想像します。特定重要貨物等輸出者等以外の者に対する、取引の相手方の特定類型該当性確認の義務付けは法令上どのように担保されることになるのでしょうか。</p>	<p>「特定重要貨物等輸出者等以外の者に対する、取引の相手方の特定類型該当性確認の義務付けは法令上どのように担保されることになるのでしょうか。」というご質問への回答としては、輸出者等遵守基準に定める省令上、特定重要貨物等輸出者等以外の者に対する取引の相手方の特定類型該当性確認の義務付けは行われておりません。</p> <p>しかし、特定重要貨物等輸出者等以外の者であっても、役務通達別紙 1－3 に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに定める確認を行わず、外為法で管理される技術を特定類型該当者に提供する場合は、当該提供において故意又は過失があると判断され、罰則又は行政処分の対象となり得ます。</p>
111	<p>・ 該当箇所 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A (意見募集参考資料)の Q9</p> <p>・ 意見内容 特定取引で提供する技術が外為令別表の 2 の項(1)、貨</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>物等省令 15 条 1 項一号に該当する原子力関連技術である場合には、二国間原子力協定等の政府間取極に基づく手続きが必要になる場合があるので、許可申請に先立って安全保障貿易審査課にお問い合わせする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・理由 輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10 の 2)に掲げる貨物の輸出許可等について(お知らせ)(平成 13 年 5 月 16 日 貿易経済協力局安全保障貿易管理 課)の特定取引への適用についてのお尋ねです。</p>	
112	<p>該当箇所 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A (意見募集参考資料)の Q6 (回答者注: 1 1 月公表版では Q 5)</p> <p>意見内容 特定取引がキャッチオール規制の客観要件に該当するかは、特定取引で提供される技術の利用者である非居住者について、これまでどおり、核兵器等開発等告示、通常兵器開発等告示、補完規制通達等に基づいて確認するものと理解していますが、それでよろしいですか。</p>	ご理解のとおりです。

<p>113</p>	<p>・ 該当箇所 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A（意見募集参考資料）の Q29（回答者注：11月公表版では Q41）</p> <p>・ 意見内容 外国政府からの奨学金を受けている学生は類型2に該当するものとして扱われるとのことですが、過去に奨学金を受けていたが現在は受けていない場合は、類型2には該当しないものとしてよろしいでしょうか。仮に、過去に奨学金を受けていて、現在その返済を猶予されている場合はどのように取り扱えばよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点で外国政府等から奨学金を受領していない場合は特定類型②に該当しません。返済を猶予されている場合も同様に特定類型②に該当しませんが、返済を免除された場合は免除額同等の利益を受けたものとして特定類型②に該当します。</p>
<p>114</p>	<p>・ 意見内容 今回の「みなし輸出管理」の明確化を受けた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」の改訂版の公表のご予定についてお教えてください。また、英語版の作成の予定はございますでしょうか。</p>	<p>日本語版について本年中に案を提示することを予定しております。英語版作成は行う予定ですが、日本語版の公表が先になる込みです。</p>
<p>115</p>	<p>【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 1(2)イ、2(1)イ</p> <p>【意見内容】 特定類型1~3に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡があった場合に、経済産業省から連絡を受けた事実・内容について当該者及び当該者を管理監督する</p>	<p>特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る情報の取り扱いは、個別具体的な状況により異なり得るため、ルール化する予定はございません。しかし、それら個別具体的な事情に応じ、機微な情報が含まれる可能性があるところ、情報管理の方法などについては個別にご相談させていただくことがあります。</p>

	<p>者等に対して明らかにすることは差し支えないでしょうか。</p>	
116	<p>【該当箇所】 役務通達 別紙 1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン 1 特定類型 1 又は 2 の該当性確認 (2) 2 特定類型 3 の該当性確認 (1)</p> <p>【意見・質問内容】 職員等採用のための募集要項に、「採用された者が役務通達に規定する特定類型 1~3 に該当することとなった場合に、外為法上の規制対象技術へのアクセスについて当局の許可を受けられないときは、アクセス制限を行います。」と記載することについては差し支えないでしょうか。</p>	<p>職員等採用のための募集要項における記載に関する外為法以外の法令に関する意見を述べるものではありませんが、ご意見のような記載をすることは外為法との関連では妨げられるものではありません。</p>
117	<p>・ 該当箇所 輸出管理内部規程届出通達改正案 様式 2(改正前)、様式 2(改正後)</p> <p>・ 意見内容 様式 2(改正前)にある「8 報告及び再発防止」の項目が、様式 2(改正後)には書かれていません。記載漏れではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>

<p>118</p>	<p>・ 該当箇所 「輸出者等遵守基準を定める省令」第1条二チ、「輸出管理内部規程の届出等について」II 7 (2)</p> <p>・ 意見内容 「輸出者等遵守基準を定める省令」第1条二チに「子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合 には、」とあり、「輸出管理内部規程の届出等について」II 7(2)に「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合には、」とあります。ここにある「輸出者等」とは、親会社等のことでしょうか。また、「子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合」とは、具体的にはどのような場合を想定しているのでしょうか。</p>	<p>ここでの「輸出者等」は、当該子会社の親会社を意味しております。</p> <p>「子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合」とは、具体的には、子会社が、用途の確認のための事前審査や事前確認といった輸出者等が行う輸出等の管理の業務の一部を担っている場合を指します。</p>
<p>119</p>	<p>・ 該当箇所 輸出管理内部規程届出通達改正案 II 2(3) (4) 附則 2 経過措置(4) 輸出管理内部規程受理票に関する経過措置 様式2 自己管理チェックリスト2-4(1)、9-1</p> <p>・ 意見内容 自己管理チェックリスト2-4(1)の(注)に、「特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の業務の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合に限る。」とあり、自己管理チェックリスト9-1の特定類型の確認のための内部規程上の</p>	<p>本改正により新たに追加した規定を遵守している旨を明確にするためにも、当該追加規定を含む輸出管理内部規程を定めることが望ましいものの、新たに追加された規定を輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている場合には、必ずしも輸出管理内部規程自体を変更する必要はありません。一方、輸出管理内部規程自体の変更の有無にかかわらず、輸出管理内部規程の内容変更の届出を行っていただきます。輸出管理内部規程の内容変更の届出期限は、輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年10月31日までとさせていただきます。</p>

	<p>取扱いに、「2 輸出管理内 部規程以外の規程で明確に定めている」という選択肢があります。</p> <p>子会社を持たない場合であって、自己管理チェックリスト 2-4(1)の(注)に該当し、特定類 型の確認を輸出管理内部規程以外の規程で定めている場合、輸出管理内部規程自体を変更する必 要がない場合もあるかと思いますが、そのような理解でよろしいですか。また、そのような場 合、輸出管理内部規程受理票に関する経過措置(附則 2(4))の取扱いはどうなるのでしょうか。</p>	
120	<p>・ 該当箇所 輸出管理内部規程届出通達改正案 II 2(4)</p> <p>・ 意見内容 「特定重要貨物等の輸出等については、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手して いる場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を 利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。」とありますが、「技術を利用する者又は貨物 の需要者以外の者から入手して いる場合」とはどのような場合を想定しているのでしょうか。</p> <p>また、「当該情報の信頼性を高めるための手続」とは、どのような手続を想定しているのでしょうか。</p>	<p>「技術を利用する者又は貨物 の需要者以外の者から入手している場合」とは、用途の確認、技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施にあたり必要な情報（技術を利用する者又は貨物の需要者の法人情報、事業活動情報等）を、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や、需要者を紹介した事業者等。技術を利用する者又は貨物の需要者を除く。）から間接的に得ている場合を想定しております。</p> <p>信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば 1 回/年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。</p>

121	<p>・該当箇所 輸出管理内部規程届出通達改正案 附則 2 経過措置(4) 輸出管理内部規程受理票に関する経過措置</p> <p>・意見内容 「改正前の通達の規定により発行された輸出管理内部規程受理票は、この通達の施行日から3か月間に限り、この通達の輸出管理内部規程受理票とみなす。」とありますが、改正前の通達の規定により発行された受理票は、改正通達施行日から3か月を経過した時点で失効するという意味なのでしょうか。その場合、3か月経過後にも有効な受理票を必要とする場合には、3か月以内に内部規程を変更し、届け出て、新たな受理票の交付を受ける必要があるということでしょうか。</p>	<p>令和4年12月21日以降、今お持ちの輸出管理内部規程の受理票は失効します。「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行後は、御提出いただいている輸出管理内部規程の内容変更の届出を令和4年10月31日までに行い、輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年12月20日までの日付の輸出管理内部規程受理票の発行を受けていただく必要があります。</p>
122	<p>・該当箇所 輸出管理内部規程届出通達改正案 様式3(改正前)、様式3(改正後)</p> <p>・意見内容 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」(様式3)を2022年7月に提出する場合、その時点で改正通達が行われていれば、改正後の様式3で提出することになると思いますが、その場合、様式3のB欄に記載する直近の事業年度1年間の取組状況(例えば、2021年4月から2022年3月までの取組状況)のうち、新たな要求事項に係るものについては、「実施して</p>	<p>(様式3)の輸出者等概要・自己管理チェックリストの中で自己管理チェックリストの(記入要領)において、「B欄には、直近の事業年度1年間の事実を対象に記入すること。ただし、その後、自己管理チェックリストの提出までの間に取組の改善・変更等、特記すべき事項があれば備考欄にその旨を簡潔明瞭に記入すること」とあります。このため、B欄においては直近の事業年度(すなわち、2022年度においては、2021年度)の取組を記載いただければ構いません。この場合、改正事項(改正による要求事項)を2021年度に実施したか否かは、2022年度の輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の発行には影響はありません。</p>

	<p>いない。」となる項目があり得ると思います。その場合、チェックリスト提出までの間(2022年4月から7月まで)の取組状況を備考欄に記入すれば、当該事項の直近の事業年度における不実施を理由にチェックリストが不受理になることはないかと理解してよろしいですか。</p>	
123	<p>・該当箇所 補完規制通達改正案 1(2)なお書き</p> <p>・意見内容 「なお、上記2の規定につき、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ1から3までに掲げる居住者が取引の相手方となる場合は、役務通達の1(3)サ1から3までに規定する外国法人等又は外国政府等が輸出令別表第3に掲げる地域以外の非居住者であるかを確認する。」を、「なお、上記2の規定につき、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サに規定する特定取引に当たる場合は、当該特定取引で技術を利用する者とされる特定国の非居住者が</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>

	<p>輸出令別表第3に掲げる地域以外の非居住者であるかを確認する。」に改めることをご提案します。</p> <p>・理由 役務通達で「特定取引」を定義していることから、「特定取引」を使った条文にしてはいかがかと存じます。</p>	
124	<p>・該当箇所 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達案 1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (3)用語の解釈 サ について。</p> <p>・意見内容 企業等の人事所管部署等本改正で影響を受ける部署をターゲットとした説明会（コンテンツ：外為法の理念、本改正の意義、要対応事項等）を適当な頻度で開催し、施行に備え易いようにして頂きたく存じます。</p> <p>・理由 財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」により、外国人（※個人）の場合には、我が国に入国後6月以上経過している者が居住者と規定されているために、既に大学等では留学生受け入れ時にはこの</p>	<p>今回の運用明確化に係る意義や実務上求められるご対応内容について多くの皆様のご理解をいただくべく、引き続き産業界・アカデミアの皆様への説明会等を開催してまいります。</p>

	<p>規定が考慮されている旨、例えば、輸出管理 day for Academia (https://efa.ken-shin.net/)などで発表されています。一方で企業等では今回の改正により、今まで安全保障輸出管理に係る外為法の取り扱い経験が余り必要でなかったと想定される例えば人事担当部署が中心となって本件を取り扱う事が必要になると思慮致します。そのためこの法律への知見が少ないことが起因となって誤った取り扱いがなされる可能性を憂慮致します。そこでこのように大きく規則が変化する場合に起こりやすいリスクを避ける目的で首記のような説明会を何度か開催されることを希望致したく、よろしくお願ひ申し上げます。</p>	
125	<p>・ 該当箇所 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の十第一項の規定に基づき、輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める 千 子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認（以下「指導等」という。）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うよう努めること。</p> <p>・ 意見内容 以下に記述する程度の基準に緩和することを希望致</p>	<p>本改正規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社に対する安全保障貿易管理に係る管理・指導を適切に行うことにより、不正輸出等の未然防止を図ることが求められます。すなわち、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった当該業務の一部を子会社（本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に実施させる場合において、総じて適正な実施を確保するためには、当該子会社に対する指導等が重要となります。このため、輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体</p>

	<p>します。</p> <p>子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社での業務を取り決め、必要に応じて、指導や研修並びに業務体制や業務内容を確認（以下「指導等」という。）する体制を定め、取り決めに従って当該指導等を行うよう努めること。</p> <p>・理由</p> <p>子会社の輸出者等の業務に係わる場合には、すべての業務に係わせられる場合から一部の業務に係わらせる等様々な場合が想定されます。本改正は、意見募集2)の理由の一つとして「当該貨物の流出事案が発生した事」があげられておりますので、本改正の背景には貴省HPの2020年12月22付けプレスリリース (https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201222004/20201222004.html) が関係すると考えております。このプレスリリースでは「中国の現地子会社及び現地社員に取引審査を一任していた」ことが1つの原因とされておりますが、先に述べました通り、子会社での輸出管理等の業務には様々なケースがあると思われまますので、様々な業務実態にご配慮頂いた基準へ修正をお願いできればと思います。</p>	<p>制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めることを新たに規定していません。御指摘のとおり、輸出者等と子会社との関係及び子会社の行う輸出等の業務は様々であると理解しておりますが、子会社に対する指導や研修、子会社の業務体制及び業務内容の確認といった事項は適正に輸出等の業務を行う上で基本的な事柄であると考えており、また、本項目は努力規定であり個別の業務実態を踏まえた対応を可能とする余地を残していることから、改正案のままさせていただきます。</p>
126	<p>・該当箇所</p> <p>内部規定届出 自己管理チェックリスト 子会社へ</p>	<p>御指摘の事項は我が国の法制度に基づく要請であることから、ここでの安全保障貿易管理は我が国の外為法に基づく安全保障貿易管理であることは明らかである</p>

<p>の指導</p> <p>7（1）子会社及び関連会社（海外子会社等を含む。）に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行っているか。</p> <p>・意見内容</p> <p>以下の通り、修正提案致します。</p> <p>7（1）子会社及び関連会社（海外子会社等を含む。）に対し、日本国・外為法における安全保障貿易管理に関する適切な取り決めや指導を行っているか。</p> <p>・理由</p> <p>本改正は、意見募集2）の理由の一つとして「当該貨物の流出事案が発生した事」があげられておりますので、本改正の背景には貴省HPの2020年12月22付けプレスリリース（https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201222004/20201222004.html）が関係すると考えております。このプレスリリースでは「中国の現地子会社及び現地社員に取引審査を一任していた」ことが1つの原因と記述されております。一方で輸出先国には輸出先国での輸出管理に係る法律等がありますので、今般の（海外子会社を含む）が加えられたことにより、日本・外為法での安全保障貿易管理に関する「取り決めや指導」とすることが適当と考えます。</p>	<p>と考えております。このため、改正案のままさせていただきます。なお、ここでの子会社及び関連会社について、海外の子会社及び関連会社を含むのかどうかを問う質問が輸出者等から多数寄せられていたことから、海外子会社及び海外関連会社を含むものであることを明確にするべく追記しているものであり、これまでとその運用及び内容に変更はありません。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

127	<p>厚生労働省によると、採用の際に「支持政党に関する こと」を質問することは、適性と能力に関係がない事 項とされ、これらを採用基準にしないことが必要とし ていますが、その関係で別紙 1-4 において企業が外国 の政党との関係を問うことは、法的に問題はないこと を確認させて下さい。</p>	<p>外為法以外の法令に関する意見を述べるものではありませんが、①役務通達別紙 1－3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインでは、特定類型 に該当する者について採用を制限するものではなく、技術提供時に許可申請を求 めるものである点、②外国の政党との雇用関係など特定類型の該当性を確認する もの（政党の具体的な名称を確認する必要はない）であり、思想信条としての支 持政党を確認するものではない点から、ご意見において引用されている厚生労働 省の考え方とは矛盾しないものと考えております。</p>
128	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝鮮総連は、「外国政府等」に当たると思われる が、朝鮮総連に所属していることと、「指揮命令に服 する」とは、どう異なるのか。所属しているが、「指 揮命令に服」していない場合とはどのような場合か。 「外国政府等」が個人より「外国政府等」の利益を優 先することや、「外国政府等」への忠誠義務を求めて いることは、「指揮命令に服」することになるのか。 ・ 同様に、中国共産党は、「外国政府等」に当たる と思われるが、中国共産党に所属していることと、 「指揮命令に服する」とは、どう異なるのか。所属し ているが、「指揮命令に服」していない場合とはどの ような場合か。「外国政府等」が個人より「外国政府 等」の利益を優先することや、「外国政府等」への忠 誠義務を求めていることは、「指揮命令に服」するこ とになるのか。 	<p>一般的に外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国 の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体）に雇用されている場合又は雇用 契約でなくても雇用類似の関係にある場合は指揮命令に服していると考えられま す。</p> <p>「外国政府等」が個人より「外国政府等」の利益を優先することや「外国政府 等」への忠誠義務を要請しており、個人も当該要請に合意してる場合でも、時間 的・場所的に拘束されているなど雇用者と被雇用者の関係に類する場合でなけれ ば特定類型①には該当しません。</p>
129	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 <p>内部規定届出 自己管理チェックリスト 7-2(2) 子会社 が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる</p>	<p>御指摘のとおり、輸出者等と子会社との関係及び子会社の行う輸出等の業務は 様々であると理解しておりますが、子会社に対する指導や研修、子会社の業務体 制及び業務内容の確認といった事項は適正に輸出等の業務を行う上で基本的な事</p>

<p>子会社に対する指導等 1 輸出等の業務を適正に実施させるための指導を定期的に行っているか。また、輸出等の業務に不備がある場合に改善指導を行っているか。</p> <p>2 必要な知識等を習得させるための研修を定期的に行っているか。 3 輸出等の業務を行う子会社の体制、規程類及び業務内容の確認を定期的に行っているか。</p> <p>・意見内容</p> <p>以下に記述する程度の基準に緩和することを希望致します。 1 輸出等の業務を適正に実施させるため当該子会社での業務を取り決め、必要に応じて指導しているか。 2 必要な知識等を習得させるための研修や教育等を行っているか。 3 輸出等の業務を行う子会社の業務体制や業務内容を確認しているか。</p> <p>・理由</p> <p>子会社の輸出者等の業務に係わる場合には、すべての業務に係わらせる場合から一部の業務に係わらせる等様々な場合が想定されます。本改正は、意見募集2)の理由の一つとして「当該貨物の流出事案が発生した事」があげられておりますので、本改正の背景には貴省 HP の 2020 年 12 月 22 付けプレスリリース (https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201222004</p>	<p>柄であると考えており、通達案で示している内容について、現地法令の遵守を前提とした範囲内で、適切な輸出管理をするために実施していることを想定していることから、改正案のままとさせていただきます。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>/20201222004.html)が挙げられると考えております。</p> <p>このプレスリリースでは「中国の現地子会社及び現地社員に取引審査を一任していた」ことが1つの原因とされており、先に述べました通り、子会社での輸出管理等の業務には様々なケースがあると思われま</p> <p>すので、様々な業務実態にご配慮頂いた基準へ修正をお願いできればと思います。</p>	
130	<p>・ 該当箇所</p> <p>内部規定届出 自己管理チェックリスト 7-2(1) 子会社(海外子会社を含む。7-2において「子会社」という。)が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合、当該子会社に対する指導等(注)を行う体制及び手続を定めているか。(注)「指導等」とは、遵守基準省令第1条第二号ヌの指導等をいう。以下同じ。</p> <p>・ 意見内容</p> <p>1 (注)以下を以下の通り修正提案致します。(注)「指導等」とは、遵守基準省令第1条第二号チの指導等をいう。以下同じ。 2 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十五条の十第一項の規定に基づき、輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定めるチを以下に記述する程度の基準に緩和することを希望致します。</p> <p>チ 子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子会社での業務を取り決め、必要に応じて、指導や研修並びに</p>	<p>1. について</p> <p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p> <p>2. について</p> <p>御指摘のとおり、輸出者等と子会社との関係及び子会社の行う輸出等の業務は様々であると理解しておりますが、子会社に対する指導や研修、子会社の業務体制及び業務内容の確認といった事項は適正に輸出等の業務を行う上で基本的な事柄であると考えており、また、省令における本項目は努力規定であり個別の業務実態を踏まえた対応を可能とする余地を残していることから、改正案のままとさせていただきます。なお、通達案で示している内容についても、現地法令の遵守を前提とした範囲内で、適切な輸出管理をするために実施していることを想定しており、改正案のままとさせていただきます。</p>

	<p>業務体制や業務内容を確認(以下「指導等」という。)する体制を定め、取り決めに従って当該指導等を行うよう努めること。</p> <p>・理由</p> <p>1 「指導等」とは、遵守基準省令第1条第二号ヌの指導等とされていますが、改正案ではリがヌとなり、リには指導等の記載がないので、改正案のチが適切とではないかと考えます。2 子会社の輸出者等の業務に係わる場合には、すべての業務を係われせる場合から一部の業務に係わらせる等様々な場合が想定されます。本改正は、意見募集2)の理由の一つとして「当該貨物の流出事案が発生した事」があげられておりますので、本改正の背景には貴省HPの2020年12月22付けプレスリリース(https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201222004/20201222004.html)が関係すると考えております。このプレスリリースでは「中国の現地子会社及び現地社員に取引審査を一任していた」ことが1つの原因とされておりますが、先に述べました通り、子会社での輸出管理等の業務には様々なケースがあると思われるので、様々な業務実態にご配慮頂いた基準へ修正をお願いできればと思います。</p>	
131	<p>・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が判るように明記して下さい。)</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>

役務通達の一部を改正する通達案の内、「別紙 1-3 特定類型の妥当性の判断に係わるガイドライン」の 1(2)(ア)について。

・意見内容

新規採用者に対しては、特定類型 1、2 に該当することについて、別紙 1-4 で示されている様な誓約書を取得することが求められているわけですが、一方で既に就業中の者に関しては、就業規則等の社内規則において副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、自己申告を求める以上のことは不要としており、新規採用者も就業規則等の遵守を誓約させるのであれば、二重の管理になるかと考えます。敢えて、新規に採用する者の管理を別出しといいますか、二重管理にしなければならない理由を明らかにして頂きたく存じます。また、就業規則等の社内規則において副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は新規採用者も誓約書の提出は不要としていただきたいと考えます。

・理由

「みなし輸出管理の明確化」の重要性は理解する所ですが、新規に採用する者も含めて「副業を含む利益相反行為を行わない」旨の就業規則に誓約させれば、改めて二重管理となる別紙 1-4 の「誓約書」の取得は不要では無いかと思われるため。

132	<p>該当箇所</p> <p>「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達案の以下の部分の「半導体」について。</p> <p>4 特別一般包括許可の範囲 (1)特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可</p> <p>1 別表 A において「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の 組合せとなる 輸出。ただし、輸出令別表第 1 の 3 の項(2)7 又は 9 に掲げる貨物(輸出令別表第 1 の 3 の 項(2)7 又は 9 に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 38 号、第 40 号に該当するものを除く。)の輸出のうち、「は地域 2(ち地域を除く。)」又は「に地域 2(ち地域を除く。)」を仕向地とする場合は、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体 製造工程に用いられるものであって、需要者が確定しているものに限る。</p> <p>・意見内容</p> <p>需要者となる半導体製造に用いられる装置、設備、配管を製作するメーカーに説明するにあたり 同種同様の装置、設備、配管であっても、使用目的の半導体の種類によっては、貨物の入手に要する手続きおよびリードタイムが異なることがあるのであれば、どのような半</p>	<p>今回の見直しは、継続的な取引を行う特定の半導体関連需要者が所有する半導体デバイスなどの半導体製造ラインや半導体製造装置に組み込まれる交換・補修品などを包括の対象とするものです。</p> <p>対象とする半導体の例につきましては、改正包括許可取扱要領の施行にあわせて、当省ホームページに Q & A の形で掲載する予定です。特別一般包括許可を利用する輸出に際して、需要者に確認した用途が対象となる半導体製造用か否か判断に迷う場合は、安全保障貿易審査課までお問い合わせください。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

導体が本改正の適用外となるのか、できるだけ多くの具体的な例を示していただきたい。

・理由

半導体の例として JEITA 一般社団法人電子情報技術産業協会のウェブサイトから引用いたしました半導体デバイスの分類 - JEITA 半導体部会を添付致します。

JEITA 一般社団法人電子情報技術産業協会

https://semicon.jeita.or.jp/index_j.html

半導体デバイスの分類 - JEITA 半導体部会

https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwi4q-HU-4HyAhWZQPUHHewcBukQFjAIegQIAxAD&url=https%3A%2F%2Fsemicon.jeita.or.jp%2Ficgb%2Fpdf%2Ficgb_4-5.pdf&usq=A0vVaw3TdlUSgoWVlow_fokd2nH9&cshid=1627344766808720

この資料に列記される半導体デバイスは、本改正が適用されると考えますが、例えば光電変換素子である TFT、OLED、PV セルは、これまで「半導体製造用の装置組み込み」として許可を受けてきましたが、本改正で適用範囲に変更があれば、需要者に説明できるように明示いただきたい。また、同様にシリコンウエハ、再生ウエハ、水晶発振子についても半導体の製造と同

	<p>種同様の 工程であることから「半導体製造用の装置組み込み」として許可を受けてきましたが、本改正 で適用範囲に変更があれば、需要者に説明できるように明示いただきたい。さらに、SoC、MEMS 等のハイブリッドデバイスについても「半導体製造用の装置組み込み」として許可を受けてきましたが、本改正で適用範囲に変更があれば、需要者に説明できるように明示いただきたい。</p> <p>実務の現場からは、「施行後に社内での判断に困る部分でもあり、対象範囲を明確化しておくことが必要」 「WSTS でいう非 IC はかなり広義になっていきますので、この中でこれは半導体とは言えない、という事例は示していただきたい」「半導体の範囲を限定するのであれば、経産省や非営利団体である WSTS の分類をベースにして、具体的に分かり易い説明をして頂きたい」等の声が上がっています。</p>	
133	<p>・意見内容 就業規則等の社内規則において副業行為を含む利益相反行為を禁止または申告制にしている場合は、勤務時のみならず、採用時においても、特定類型 1 または 2 に該当するか否かを自己申告によって確認がなされていることと解していただきたい。</p> <p>・理由 採用時には、社内規則において副業行為を含む利益相反行為を禁止または申告制にしているか否かに関わら</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>

	<p>ず、いずれの場合においても、類型に該当することについての誓約書の入手か、類型に該当しないため誓約の必要が無いとの申告を確認する必要があると読めます。</p> <p>しかし、サービスに当たっては常に社内規則に従うこととなり、社内規則において副業行為を含む利益相反行為を禁止または申告制にしている場合においては、特定類型1または2に該当する場合には報告を求めていることとなるため、「採用時の別紙 1-4 に基づく誓約書の入手」および「類型に該当しないため誓約の必要はないとの申告の確認」を不要としても、規制趣旨を満たすと考えます。</p>	
134	<p>・意見内容 改正案 子会社が輸出者等の輸出等の業務に係る場合・・・・・・・・。</p> <p>意見応募案 子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合・・・・・・・・。</p> <p>・理由 1)「輸出管理の内部管理規定の届出等」の例えば「自己管理チェックリスト」7-2-1では、以下のようになっており、整合させて頂きたい。「子会社(海外子会社を含む。7-2において「子会社」という。)が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合」</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>

	<p>2) 二号が特定重要貨物者等を対象としていることは同号冒頭に記載があり、親会社が特定重要貨物者等であれば、同号の対象となるため、チが対象としている子会社についても、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合であることを明記しておきたい。</p>	
135	<p>・意見内容 改正案 「輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物のうち、上記を除くものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの」 意見応募案 「輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物のうち、上記を除くものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって需要者が確定しているもの」</p> <p>・理由 別表3(2)2の後段にストック販売を行わないものに限ることとの追記はありますが、別表A(マトリクス)にも記載することですること、適用条件の履行を確実なものとする。</p>	<p>原案の「4 特別一般包括許可の範囲(1)①」に「需要者が確定しているものに限る」と記載しており、ご指摘の点は改正案に含まれているため、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、適用条件の履行をより確実なものとするため、ストック販売は対象外であることを当省ホームページにQ&Aの形で掲載する予定です。</p>
136	<p>【該当箇所・関係条文等】</p>	<p>技術提供取引において、先に当該提供者の特定類型該当性を確認し、その後で当該提供技術が「特定技術」に該当するかという順で確認いただくということで問題ございません。</p>

	<p>「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(1)</p> <p>【意見内容】 今回の改正において、法律上の役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象は、「特定技術」を「提供することを目的とする取引」において「提供者が特定類型に該当する場合」を対象としています。 法律上の確認順としては、「提供技術が特定技術にあたるか」を確認した後に「提供者が特定類型に該当するか」の確認が必要となります。提供技術の確認を最小限にとどめるため、先に提供者が特定類型に該当するかを確認できるようにQ&A等での補足をお願いいたします。</p> <p>【理由】 提供技術の確認を先に行う場合、企業が保有する技術全ての該非を確認する必要があり、非常に膨大な作業量となってしまうため。</p>	
137	<p>【該当箇所・関係条文等】 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ</p> <p>【意見内容】</p>	<p>派遣先企業から派遣従業員への技術提供については、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）の考え方と同じく、派遣先企業から派遣元企業、派遣元企業から派遣従業員への技術が移転したものと解釈されます。このうち、派遣先企業から派遣元企業への国内技術提供は（両企業が本邦企業である場合）居住者間取引となり、外為法上の管理対象となりません。</p>

	<p>派遣社員に対して類型確認を行う場合、雇用契約締結時に派遣社員に関して、派遣会社経由で確認または通知を受けるべきと考えます。従って、派遣会社から通知がない時はその派遣社員は特定類型に該当しないと判断できるように Q&A 等で補足をお願いいたします。</p> <p>【理由】 派遣社員の雇用契約先は派遣会社のため、特定類型を確認するタイミングの確認のため。</p>	<p>上記を踏まえ、ご提案の運用についてお示しする必要はないと考えております。</p>
138	<p>【該当箇所・関係条文等】 「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」別紙 1-4</p> <p>【意見内容】 誓約書として、別紙 1-4 が提示されているが、日本語以外の誓約書の例を示していただきたくお願いいたします。（英文・中文など）</p> <p>【理由】 特定類型対象者は、日本語以外を母国語としていることが多いと想定されるため。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙 1-4 に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>
139	<p>【該当箇所・関係条文等】 「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」別紙 1-4</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙 1-4 に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>

	<p>【意見内容】 日本語以外の誓約書を社内で作成して利用した場合、役務通達で定める誓約書の例を使用していない等により、問題とならないようなご配慮をお願いいたします。</p> <p>【理由】 特定類型対象者は、日本語以外を母国語としていることが多いと想定されるため。</p>	<p>その上で、ご提示する誓約書例は、あくまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいで差し支えありません。</p>
140	<p>【該当箇所・関係条文等】 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A Q32（回答者注：11月公表版ではQ8）</p> <p>【意見内容】 A 大学研究室と B 大学研究室間で共同研究を行う場合において、共同研究の契約締結時に、A 大学研究室は B 大学研究室より「B 大学研究室内の共同研究に参加する学生には特定類型に該当する人は含まれていない」という通知を受ければ、A 大学研究室は B 研究室の学生に対する類型確認をしたと判断できるような表記をお願いいたします。</p> <p>【理由】 他組織の所属員の特定類型確認は、現実的には困難と想定されるため。</p>	<p>『「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A』の Q8（パブコメ開始時公表版の Q32）に記載しているとおりに、共同研究実施に当たって通常取得する書面（契約書等）から類型該当性が明らかでない場合は、類型非該当として扱っていただいで構いません。</p> <p>なお、A 大学と B 大学の合意に基づき、法律を超えるコンプライアンスとして、ご提案のような確認方法を運用上行っていただくことについては差し支えありません。</p>

141	<p>【意見】</p> <p>1) 「特定類型」居住者への提供行為は、(規制対象技術である限り)自動的にすべて規制対象と見なされ大臣許可が必要になるのでしょうか？</p> <p>私が規制対象と考えているのは、①「特定類型」者向けと承知しての提供(≒故意)と、②入手情報から相手が「特定類型」者であることがほぼ確実なのにそれに気づかず提供(≒重過失)の2パターンですが、この理解は正しいのでしょうか？</p> <p>2) 「別紙1-3の手順による確認」はどのような法的位置づけなのでしょう？</p> <p>3) 「無許可で提供」してしまったときの扱いには「特定類型者確認がどう行われたか」が関係するのではないかと思っています。ではその際の罰則は、「提供の事実」(法25条1項違反)、「社内管理の不備」(法55条の10違反)どちらになるのでしょうか？</p> <p>【理由】</p> <p>1) Q&Aの8番には「潜脱意図があつての提供でないなら規制外」との趣旨が示されています。</p> <p>またQ&A4番(回答者注:11月公表版ではQ29)に「別紙1-3によらぬ確認方法で見落としがあつた場合の処罰可能性」が述べられているのは「別紙1-3による確認の上での提供なら処罰外≒規制外」ということを意味しているように思われます。</p> <p>とすれば、たとえ「特定類型」該当者への提供であっても、自動的に規制対象になるのではないと理解できるのではないのでしょうか？</p>	<p>1) について、本通達改正後に罰則の対象となりうる特定類型該当者への提供は、提供が故意に行われた場合に限定されます。</p> <p>行政処分の対象となり得る特定類型該当者への提供は、提供が故意又は過失(重過失ではありません)で行われた場合に限定されます。</p> <p>2) 特定類型該当者への外為法管理技術の提供は、法第25条第1項の構成要件には該当するものの、提供者が役務通達別紙1-3の手順による確認を行う場合、構成要件に該当する行為の故意及び過失が認められないものとして法的に位置づけています。</p> <p>また、当該提供行為について、提供者が役務通達別紙1-3の手順による確認を行う場合、輸出者等遵守基準を定める省令第1項第2号ニで求められる義務を充足するものと法的に位置づけています。</p> <p>3) 提供者が役務通達別紙1-3の手順による確認を行わず、特定類型該当者への外為法管理技術の提供を行う場合、法第25条第1項違反として罰則及び行政処分の対象になりうるほか、当該提供がリスト規制品目を扱う場合には法第55条の10に基づく輸出者等遵守基準を定める省令第1項第2号ニ違反として、指導及び助言等の対象になりえます。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、その場合の規制発動については下記のように考えております。

規制要件は次の abc で、全部該当の場合に要許可だが、1 つでも満足されない場合は許可不要。

a) 提供するのが「特定技術」であること

b) 相手が「特定類型」該当者であること

c) イ「しかるべき確認」の上で上記 b) が判明
又は ロ 最初から b) の事実を把握

したがって要件 c) のイ・ロともに満たされない、即ち b) の事実が見抜けなかった場合は許可不要。

2) 《解釈サ》では「特定類型者への提供は要許可」と「確認は別紙 1-3 のガイドラインで」とが述べられています。しかし「特定類型者でないと「確認作業を行ったが特定類型者と判断に至らず」とはそもそも別の事象です。

ところが《解釈サ》では両者（「特定類型者への提供が要許可」と「別紙 1-3 で確認」）の関係が明示されていません。単に「別紙 1-3 に沿って確認しましょう」と述べているだけです。

とすれば「別紙 1-3 の確認作業を行ったが特定類型者で見抜けず」の場合はどうなるのでしょうか？

「別紙 1-3 による確認」の法的性格・効力を（Q&A などではなく）通達上に明記することが必要だと思います。

3) 「提供の事実」が発生したとしても、理由 1) で述べたように「別紙 1-3 の確認作業を励行」した上でのことならば「大臣許可不要であり処罰外の可能性」あり、ということは下記を意味すると思います；

d) 処罰の対象は「提供の事実」ではない可能性。
(管理努力が十分ならそもそも処罰されない)

	<p>e)つまり処罰対象は「管理の不備（C遵守基準違反）」ということになる （しかしそれでは《法 55 条の 12》まで進まない処罰に至らぬので非現実的かも？）</p> <p>f)「提供の事実」・「管理の不備」とともに事案の具体的状況により処罰対象とするかをケースバイケースで判断する（両方適用するかもしれないし、処罰ゼロもありうる）何に基づいて何を処罰するのか、明示することが必要だと思います。</p>	
142	<p>【意見】 「通常果たすべき注意義務」とは、「どのような根拠規定によって要求される法的義務」なのか示されることを希望します。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定類型」の確認が、「無許可提供を防ぐ」意味で有効であることであり、また「常識論」として「通常果たすべきこと」であることはわかります。しかしそれはあくまでも「常識論」。法的な根拠規定がどこにあるのか私にはわかりません。 ・たとえば《用語の解釈サ》では「確認は、別紙 1-3 にガイドラインを示す」とあります。しかしガイドラインに沿って確認をしたなら「その努力にもかかわらず『敵が一枚上手』で見抜けなかった」ケースは「免責」、あるいは「そもそも無許可提供と扱わない」ということなのでしょうが？ ・CISTEC はこれについて「遵守基準に基づく需要者確認手続の中で『特定類型』該当性についても確認するよ 	<p>「通常果たすべき注意義務」とは「法第 25 条第 1 項に違反した場合にも、同違反について故意及び過失が認められない程度の注意義務」です。したがって、「通常果たすべき注意義務」を履行せずに、特定類型該当者に外為法管理対象技術が提供された場合は、当該技術がリスト規制品かキャッチオール品か、提供者が技術提供を業として行っているかどうかにかかわらず、罰則又は行政制裁の対象となり得ます。</p> <p>また、「通常果たすべき注意義務」は「法第 55 条の 10 に基づく輸出者等遵守基準を定める省令第 1 条第 2 号ニを充足するために必要な注意義務」です。法第 25 条第 1 項との関係では、みなし輸出の管理を求められているものであり、当該求められるみなし輸出管理に違反しないように注意する義務までが求められるものではありません。</p> <p>一方で、法第 55 条の 10 に基づく輸出者等遵守基準を定める省令第 1 項第 2 号ニでは、みなし輸出管理に違反しないように注意する義務（用途及び需要者等の確認を行う義務など）が科せられています。</p>

	<p>う定める」と解説した上で、「関係規定は遵守基準省令1条二号ニ」「参考情報はQ&Aの3番」と述べています。CISTECが政府の意図を正しく理解して解説しているのかは定かではありませんが上記のように「通常果たすべき注意義務」の法的根拠を遵守基準省令1条二号ニとするのには次の問題があります。</p> <p>a)国内顧客向け取引専門の企業は、自社を「輸出を業として行う者」と思っていない。このため同省令に沿った管理の必要性を認識しておらず、たとえば従業員が「ただの居住者」か「実は特定類型者」なのかをチェックすることもない。</p> <p>b)「本当は御社も『輸出を業として行う者』かもしれないからチェックしなさい」というトリガーを、この省令では制度化できていないことになる。</p> <p>c)この1条二号ニは、リスト規制品を扱う企業のみへの要求事項。リスト規制非該当品取り扱い企業への効力がない。このため「特定類型」者を通じてキャッチオール規制違反を防ぐ効果もない。</p>	
143	<p>・意見内容</p> <p>1社員から取得する「誓約書」の案を掲示されていますが、外国人社員を雇用する場合には、法令の趣旨を正確に伝えるためにも、英訳版も頂ければ大変有難く存じます。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙1-4に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>
144	<p>「誓約書」の案の記載は、本誓約書を「単独で取得する場合」を念頭に大変丁寧な内容にされていると思われませんが、エッセンスのみを取り出した「他の誓約書</p>	<p>ご提示する誓約書は、必ずしも単独で取得することを求めるものではございません。また、あくまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に</p>

	<p>の条項に織り込む場合」の案文も頂ければ、誓約書取得に関して効率的に対応できるため、大変有難く存じます。</p>	<p>誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。</p> <p>ご質問者の方がどのような種類の他の誓約書に、どのような形で追加することを想定されているのか分かりかねるため、具体的な条項案をお示しすることはありませんが、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で条項を追加することにより誓約を取得したものと取り扱っていただくこと自体を否定するものではございません。</p>
145	<p>また、”許可を得ないで他に雇用されること”を懲戒対象とすることの規定があり、これをもって既雇用者には対応し、新規雇用者についてはこの就業規則を遵守する旨の誓約書を取得することとし、個別に誓約書の取得はせずとも凡そ体制としては対応できている、と考えてよいかお伺いいたしたく。なお、就業規則で対応する場合はどのようなポイントを押さえておくべきか、モデルの文言も併せてご指導頂ければ幸甚です。</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>
146	<p>派遣労働者は、当社とは雇用関係はありませんが、当社の職場内で勤務される方になります。その場合、当社と派遣会社との間で、「派遣者は、輸出関連法規における『みなし輸出』の対象となる特定類型に該当しない者とする」という条文を織り込んでおけば、当社としては当該派遣労働者から誓約書を取得せずとも注意義務を果たしたことになる、と考えて宜しいでしょうか？労働者派遣法上、派遣者から当社が誓約書を取得することは難しいと思いますが、仮に派遣先である当社側において他に何かの対応を行う必要があるとい</p>	<p>派遣先企業から派遣従業員への技術提供については、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）の考え方と同じく、派遣先企業から派遣元企業、派遣元企業から派遣従業員への技術が移転したものと解釈されます。このうち、派遣先企業から派遣元企業への国内技術提供は（両企業が本邦企業である場合）居住者間取引となり、外為法上の管理対象となりません。</p> <p>すなわち、派遣先企業が当該派遣従業員から誓約書を取得する等の対応を実施いただく必要はありません。</p>

	<p>うことでしたら、労働者派遣法も踏まえて、適切と思われる対応方法をご教示 頂きたく。 なお、構内での作業のために請負契約を締結して請負業者を引き入れている場合、その請負業者の作業員に特定 類型に該当する者が居るかないか、を確認する注意義務は当社ではなく請負会社にあり、特段、請負契約に「みなし輸出」に関する条項を設けておかなくても当社の対応としては問題ない、という理解で宜しいか確認させて頂きたく。</p>	
147	<p>○該当箇所</p> <p>「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達案 II 特別一般包括許可 4 特別一般包括許可の範囲 (1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 [1] 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。）の輸出のうち、「は地域2（ち地域を除く。）」又は「に地域2（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合は、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、需要者が確定しているものに限る。</p>	<p>本年6月10日に公表された安全保障貿易管理小委員会中間報告におきまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の半導体関連需要者が所有する半導体製造ラインや半導体製造装置に組み込まれる部分品の納品又は交換・補修用の継続取引と捉えられる類型（以下、半導体部分品類型）に該当する輸出・取引であれば、管理の在り方を一定程度合理化できると考えられる。 ・半導体部分品類型に該当する大量破壊兵器関連品目について、現在は、原則、対応する国際輸出管理レジーム参加国向けにのみ措置されている特別一般包括許可制度を、輸出者が個別の輸出を行う際に当該取引が半導体部分品類型に該当することを自己チェックすることを条件に、国際輸出管理レジーム非参加国向けにも適用する（すなわち、通常兵器関連品目と同等に扱う）ことが可能と考えられる。 ・半導体部分品類型に該当すると考えられる大量破壊関連品目はポンプ・バルブに限られないものの、大量破壊兵器への転用の抜け穴となることはあってはならないため、こうした見直しには慎重な判断が求められる。このため、特別一般包括許可制度の適用については、年間審査件数が多く、類型該当性と転用懸念の確認実績が十分に積み上がっているポンプ・バルブから運用を開始することが適切である。

<p>○意見内容</p> <p>下記品目のいずれも半導体関連部分品類型に該当する と考えられるため、輸出令別表第1の3の項(2)7又は 9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項(2)7又は9 に掲げる貨物と同様の措置追加を希望する。 （「は地域2（ち地域を除く。）」又は「に地域2（ち 地域を除く。）」を仕向地とする場合は、半導体製造 に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体 製造工程に用いられるものであって、需要者が確定し ているものに限り、特別一般包括許可の対象とす る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる測定装置 ・ 輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる圧力計 ・ 輸出令別表第1の2の項(41)に掲げる高速度で大電 流のスイッチングを行う機能を有する組立品 ・ 輸出令別表第1の3の項(2)2に掲げる貯蔵容器 ・ 輸出令別表第1の3の項(2)3に掲げる熱交換器若し くは凝縮器又はこれらの部分品 ・ 輸出令別表第1の3の2の項(2)4に掲げるクロスフ ローろ過用の装置の部分品 <p>○理由</p>	<p>旨提言されていることを踏まえ、特別一般包括許可の適用範囲を定めているもの です。</p> <p>ご指摘については、当該中間報告の提言の範囲を超えてしまうため、今回は適用 を見送らせていただきますが、今後審査実績の積み上げ状況を見つつ、必要に応 じて継続検討をしてみたいと考えています。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出令別表第1の3の項(2)7に掲げる弁又は9に掲げるポンプと同様に、上記6品目の半導体製造用途向け輸出の場合も、大量破壊兵器への転用懸念はほとんどないと考えられる。 ・外為法第1条の「対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行う」という法目的のとおり、管理は最小限である必要がある。大量破壊兵器関連品目であっても安全保障上の懸念の低い場合には、管理を合理化し、過剰な管理コストが生じないようにすべきである。 	
148	<p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案の2（ローマ数字）の（4）で、「需要者・利用者以外の者からの情報」とは、どのような情報を想定されているのか、具体的な例示をお願いいたします。</p>	<p>例えば、用途の確認、技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施にあたり必要な情報（技術を利用する者又は貨物の需要者の法人情報、事業活動情報等）であって、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や、需要者を紹介した事業者等。技術を利用する者又は貨物の需要者を除く。）から間接的に得る情報を想定しております。</p>
149	<p>「役務通達の一部を改正する通達案」に関してのお願いになります。</p> <p>別紙1-4 誓約書の例ですが、今後入社する社員全員に依頼することになると思います。現在日本語を母国語としていない社員も多く入社しております。今後も継続してそのような方が入社した場合、日本語では誓約内容を十分に理解していただけない可能性が考えられます。そこで、英文や中文の併記などは可能になりますでしょうか。ご検討のほどよろしくご願ひいたします。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙1-4に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>

150	<p>・簡便な申請と速やかな審査による新たな許可申請制度の導入を要望します。</p> <p>現状、輸出許可申請には、提出書類の準備はもとより、経済産業省での審査に長期間を要しています。今般改正案において、類型該当者との連携については、経産省の輸出許可を求めることとされていますが、例えば学生の受入れについては、国内外を問わず優秀な学生の獲得競争のなかで、短期間で入学試験から合格発表、入学までのスケジュールを遂行しているところであり、判断に時間のかかる現在の輸出許可申請は現実的な仕組みになり得ません。迅速な実施が優れた研究成果の創出に直結する多様な研究者との連携についても同様のことが言えます。</p> <p>そのため、(1) 教育・研究に関連する技術提供に特化した許可申請制度を今般改正に併せて導入いただくとともに、(2) この新たな許可申請制度においては簡便な申請と速やかな審査を徹底することとしていただくようお願いいたします。</p>	御意見ありがとうございます。御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
151	<p>・試行期間の設定をお願いします。</p> <p>今般制度改正は、日本人も管理対象となるなど、大変影響が大きい改正であり、想定されない問題が発生する可能性に鑑み、試行期間の設定と、それを受けた</p>	ご意見いただきありがとうございます。政策は、我が国を取り巻く情勢や関係するステイクホルダーへの影響などを踏まえて不断に見直しが行われるべきであることから、特段の試行期間を設けることはむしろ適当ではないと思われませんが、一方で、ご意見いただいたような制度の妥当性の点検、見直しについては継続的に行っていく予定です。

	制度の妥当性の点検、見直しを実施いただくようお願いいたします。	
152	<p>「みなし輸出」への対応は重要です。役務通達用語の「取引」内で規定するのは無理があると思います。特定類型の居住者を非居住者の範囲に含めて、外為令に規定するほうが望ましいと考えます。</p> <p>外為令第十七条に「特定国の非居住者には特定類型の居住者を含む」を追記し、特定類型の居住者を非居住者に含め、非居住者の扱いと同等とし、役務通達用語の解釈に「特定類型の居住者」の項目を設けるか、居住性判断基準に「特定類型の居住者」の説明を追記するほうが良いと考えます。</p> <p>それが難しい場合には役務取引の1(1)の2(まる2)の中に「特定国の非居住者」だけでなく「特定類型の居住者」への技術の提供することを目的とする取引であることを明記し、用語の解釈に「特定類型の居住者」の項目を設けた方が明確だと考えます。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり制度の実現方法には複数の方法があり得るところ、この度は産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会における議論及び同小委員会が2021年6月にとりまとめた産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告を受けて、昨今の安全保障環境に適した対応をするために、外為令第25条第1項に規定される「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」の解釈を明確化し、当該取引に特定取引が含まれると解釈するものです。</p>
153	<p>1点目(役務通達 別紙1-3 1(1))</p> <p>インターンシップ等の名目で雇用契約を締結せずに当社業務の一部に関わる者について、従業員のように当社の指揮命令下にあるとは言えない。そのような場合、役務通達 別紙1-3 1(1)に該当すると考え、自己申告による誓約書が不要と考えて良いか。「指揮命令下にある」と考えるべき定義があれば、ガイダンス又はQ&A等にその旨を明記してほしい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>役務通達 別紙1-3における「指揮命令下」とは、雇用関係又はそれに準ずる関係(準ずる関係とは、雇用契約以外の契約に基づき労務を提供しているものの、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指します。)にあることを指します。</p>

154	<p>当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合、就業規則において副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制としているが、従業員が特定類型に該当していることを故意に申告しなかったため、役務通達に基づいた申請等が出来なかった場合、提供先（企業側）に何らかの罰則などがあるのか、ガイダンスやQ&Aに明記してほしい。従業員から特定類型に該当している旨の申告を受ける又は貴省から連絡を受ける前に、技術提供を行った場合については不問となるのか、ガイダンスやQ&Aに明記してほしい。</p>	<p>資料『「みなし輸出」管理の明確化について』のP11でお示ししている通り、勤務時においては、一般的な就業規則の下で、副業等の自己申告がない場合は、類型該当者は存在しないのご判断いただいで差し支えありません。</p> <p>ご指摘のケースにおいては、役務通達1-3に記載のあるガイドラインに従う場合は企業としての注意義務を果たしていると解されるため、企業として罰則又は行政処分が課されることはありません。従業員から特定類型に該当している旨の申告を受ける又は経済産業省から連絡を受ける前に、当該従業員に技術提供を行った場合についても、罰則又は行政処分が課されることはありません。</p>
155	<p>基準となる副業・兼業関連の条文について「厚生労働省が発表するモデル就業規則（令和3年度4月版）の第68条を想定しております。」とのことですが、今回のQ&Aにはありませんが、「就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合」と考えてよい条文の内容について、必ず含むべき文言があれば、ガイダンスやQ&Aに明記してほしい。</p>	<p>就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっていれば十分であり、形式的に必ず含むべき文言はありません。</p>
156	<p>みなし輸出の管理を実効的なものとするためには、実際に技術をやり取りする研究者の理解醸成が必須である。必ずしも全ての研究者が安全保障貿易管理の対象となる研究に従事しているわけではないところ、理解の浸透には時間を要するケースもあることから、理解の浸透度を踏まえた法執行とすべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。執行については適切に対応してまいります。また、技術の受領者の理解が必要である点のご意見のとおりであり、受領者となり得る従業員や学生にむけた説明資料を公表させていただく予定です。</p>

157	<p>個々の研究者が研究のために大学内で機微な技術情報を提供する際、みなし輸出規制を遵守するためには、情報を提供する者が、提供を受ける者が特定類型に該当するか否かの情報を知る必要があるが、一方でプライバシーの観点からみてそのような該非の情報を広く共有することには問題があるとも考えられる。この点を踏まえて、大学内で該非の情報を共有する際の手法として有効な方法の例を教示願いたい。</p>	<p>大学内における特定類型該当者の情報管理は、各大学の既存の情報管理大成や規模に応じ異なり得るところ、ため、画一的な回答をすることは適切ではないと考えております。</p> <p>一方で、想定される一例を挙げるのであれば、まず大学の輸出管理部門で特定類型該当者の情報を一元管理し、仮に学内に特定類型該当者がいれば、当該特定類型該当者に技術提供をする可能性がある者（共同研究を行う予定の教授、当該学生が所属する研究室の教授等）に限定して、特定類型該当性の情報を提供することが考えられます</p>
158	<p>(1) 該当箇所 役務通達の一部を改正する通達案 1. (3) サ</p> <p>(2) 意見内容 提案されたみなし輸出が認められる範囲は広きに失すると思われま。みなし輸出が認められる範囲は、国家安全保障上の潜在的なリスクを反映させつつ、現在の案から適切に狭められるべきと考えます。</p> <p>(3) 理由 a. 提案された改正は、特定類型のいずれかに従業員又は他の居住者が該当するという稀なケースのために、企業に抜本的な人事制度上の手続きの変更を強制するものです。 b. 加えて、外国企業の居住者従業員へのみなし輸出のために、輸出許可を取得しなければならないことは、日本で事業活動を行う多国籍企業にとって新たな重大なるコンプライアンス上の負担になります。</p>	<p>ご指摘の通り、本明確化に伴って、企業、大学等の負担増となることとなりますが、パブリックコメント募集の際に参考として掲載した「『みなし輸出』管理の明確化についてでも記載させていただいたように、現下の国際情勢における機微技術管の重要性や機微技術管理が日本のイノベーション創出環境を一層高めていくための前提となっていることなどを踏まえ、産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会において、今回の明確化についてご提言いただいたところです。</p> <p>提言を受けた、政府の検討においては、特定類型に基づくみなし輸出の管理も法第25条第1項に基づくところ、同項の規制は（キャッチオール規制を除き）仕向地の別に応じて規制の内容を変えていないことから、特定類型に基づくみなし輸出の管理も同様としております。また、外為令別表第1項から第15項までに掲げる技術については、規制内容を変えていないところ、特定類型に基づくみなし輸出の管理も同様としております。</p> <p>なお、ご意見において、最先端の技術を持ち日本におけるデジタルトランスフォーメーションの促進をリードすると期待される多国籍企業は、一般的に、特定技術を扱う可能性は低いとされていますが、特定技術を扱わないことがあきらかであれば、特定類型に基づくみなし輸出管理を含め外為法に基づくリスト規制の対象外になります。</p>

	<p>c. 言い換えると、今回の改正は、最先端の技術を持ち日本におけるデジタルトランスフォーメーションの促進をリードすると期待される多国籍企業（SaaS 事業者やクラウドコンピューティング事業者等）の活動を阻止するものになりかねないことが懸念されます。かかる企業は、一般的に、特定技術を扱う可能性は低いと考えられます。</p> <p>d. 改正案は、特に下記の点で広きに失するよう思われます。</p> <p>(A) 改正案は、特定技術の種類を区別していません。全ての特定技術をみなし輸出規制のために一律に扱うことは適切とは言えないと思われます。</p> <p>(B) 改正案は、相手国を区別していません。密接な関係を有する友邦国（例：オーストラリア、EU 諸国、ニュージーランド、韓国、英国及び米国）において設立された企業及びその子会社の居住者従業員は、これらのみなし輸出の規制の対象外とすべきと考えます。</p>	
159	<p>(1) 該当箇所 「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達案 別紙 1-3 及び別紙 1-4</p> <p>(2) 意見内容 提案された別紙 1-3 のガイドラインは、「みなし輸出」規制の実施には効果がないと思われます。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>可能性としては、居住者が特定類型に該当する事実を隠すことも隠さないことも考えられますが、隠さずに申告した場合には国際的な平和及び安全の維持の観点から適切な管理ができることになろうかと存じます。また、居住者が特定類型に該当する事実を隠す場合でも、経済産業省が提供者に連絡をする場合、原則特定類型該当者として扱われることとなりますので、同じく国際的な平和及び安全の維持の観点から適切な管理ができることになろうかと存じます。</p>

	<p>(3) 理由</p> <p>居住者が特定類型の3つの条件のいずれかに該当する場合、当該居住者が自分の立場（金銭的インセンティブまたはスパイ活動に従事する意図等）を隠すことを選択するであろう状況が数多く存在すると考えられるからです。</p>	
160	<p>(1) 該当箇所</p> <p>「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達案 別紙1-3</p> <p>(2) 意見内容</p> <p>提案された別紙1-3のガイドラインは、企業が規制を遂行するために十分明確とは言えず、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」において、より詳細な説明がなされるべきだと考えます。また、経済産業省は実用的なガイドラインを公開し、そのガイドラインを少なくとも一年に一回は更新するようにすべきです。加えて、経済産業省は、本改正案の効力発生日より前に、日本語及び英語で、オンラインの説明会を開催すべきであると考えます。</p>	<p>制度趣旨や企業・アカデミア等において実施いただく具体的なご対応についてのご理解を深めていただくべく、引き続き説明会等を開催してまいります。</p> <p>また、6月に公表された産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の中間報告では、「制度の施行後も、運用の状況を踏まえて、制度面・運用面の改善事項を明らかにし、継続的に見直しを行っていくべきである。」と提言されており、本提言を踏まえて、制度の施行後も必要な対応を行っていく予定です。</p>

	<p>(3) 理由</p> <p>本規制の様々な側面に関し、企業がどのように遂行すればよいかは明らかではありません。</p> <p>具体例：</p> <p>1. 自然人を3つの特定類型のいずれかに分類するにつき、どのような情報があれば、それを明確に判断できるのか。</p> <p>2. 日本法人の雇用者は、如何にして、自身の従業員との雇用契約が、外国政府との間の雇用契約よりも従業員に対し、より強い影響を与えるものであるかを判断すればよいのか。</p>	
161	<p>本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等をグループ外国法人等とし、規制の対象から外しているが、いわゆるフロントカンパニーやシェルカンパニーのように外国法人等の支配が強い方がより懸念が高いのではないかと。むしろグループ外国法人等の指揮命令に服する者こそ最も懸念すべき相手である蓋然性が高い場合があり、一律に規制対象から外すべきではない。</p>	<p>一般に、居住者が「本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等」にも雇用される場合、当該外国法人等の強い影響を受けるものの、議決権の50%以上でつながれた関連会社の場合は、通常はグループ会社間の人事を目的として兼業状態にあるところ、典型的に日本の機微技術が外国に流出してしまう蓋然性が低いと考えられることから、特定類型①の例外(ロ)としております。</p> <p>なお、特定類型①において例外としている者は、一定の要件を充足する外国法人等に雇用されている者であり、当該外国法人等を相手方として技術提供する場合は、本通達改正前後を問わず、法第25条第1項の管理対象です。</p>
162	<p>外国の国家情報活動について法律上協力義務が課されているだけでは特定類型3に該当しないのはなぜか。法的義務は民事上の義務に過ぎない契約より厳しい義務であると解されるのではないかと。</p>	<p>各国の法令に応じて、法律上協力義務には、一概に強度な義務が課されているとも言いきれないところ、法律上協力義務が課されているだけでなく、当該義務に基づき行動を起こす場合のみを特定類型③としております。</p>
163	<p>・派遣会社(派遣元)から弊所(派遣先)へ派遣社員が派遣される場合、弊所(派遣先)において派遣社員</p>	<p>ご理解のとおり、派遣先法人が派遣社員の類型該当性確認を実施する必要はございません。</p>

	<p>の類型該当性の確認をする必要はありますでしょうか。それとも、Q&A8（回答者注：11月公表版ではQ7）でお示しいただいたように、弊所（派遣先）を本邦法人X、派遣会社（派遣元）を本邦法人Y、派遣社員を居住者Aとみなし、弊所（派遣先）において確認をする必要は無いという理解で良いでしょうか。</p>	
164	<p>指揮命令下でない者（学生など）の類型該当性を判断する場合に、役務通達別紙1-4の誓約書を取得することで、類型該当性判断の注意義務を果たしたと認められることになりそうですでしょうか。</p>	<p>役務通達別紙1-3において、指揮命令下でない者に対しては誓約書を取得することまでは求めていないことをご理解いただいた上でのご質問と理解しております。</p> <p>その上で、役務通達別紙1-3で求められる対応に代えて、企業又は大学が指揮命令下でない者から誓約書を取得する場合も類型該当性判断の注意義務を果たしているものと考えられます（ただし、経済産業省から提供者に対して、特定の居住者が特定類型該当者に該当する旨の連絡があった場合を除きます）。</p>
165	<p>(1) 該当箇所 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達案 1. (3) サ1イ</p> <p>(2) 意見内容 特定類型1の(イ)に該当するために必要な、指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する契約書若しくは誓約書等の書面又はグループ規定等において、含まれるべき条文の例（契約文言の例）を経済産業省は公表すべきである。</p>	<p>契約上の文言として規定する場合には、契約の準拠法、当該準拠法における形式要件、当該契約に適用される強行法規等を踏まえた上で、拘束力のある内容とする必要があり、個別的な判断が必要であることから、経済産業省から画一的な文言を提示することは適切ではないと考えております。</p> <p>その上で、日本法を準拠法とする契約において、適用される強行法規を踏まえないことを前提に例を示しすると、以下のとおりです。</p> <p><本邦法人A及び外国法人Bの間で合意する場合></p> <p>「本邦法人A及び外国法人Bは、本邦法人A及び外国法人Bにおいて勤務する自然人Cについて、自然人Cに対する本邦法人Aの指揮命令と自然人Cに対する外国法人Bの指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人Aの指揮命令が優先することを確認する。」</p>

<p>(3) 理由</p> <p>指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する合意をしている場合、というだけでは、具体的にどのような文言を含む契約書若しくは誓約書等の書面又はグループ規定等が存在すれば、特定類型 1 (イ) に該当するのかがわかりません。</p> <p>また、「当該本邦法人又は当該者」が「当該外国法人等又は当該外国政府等」との間で、指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する合意のための契約を締結する場合、自己の指揮命令権や善管注意義務が劣後する側である「当該外国法人等又は当該外国政府等」との交渉が難航することが想定されます。しかし、経済産業省が公表したモデル条文が存在し、そのモデル条文をベースに提案できれば、法令順守のための交渉であることが明らかになり、「当該外国法人等又は当該外国政府等」としても合意しやすくなる等、交渉が容易になり、コンプライアンスに資すると考えられます。</p> <p>御省資源エネルギー庁が、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（いわゆるFIT法）の施行後数年間、再生可能エネルギーのモデル売買契約書を公表したことにより、電力会社と再エネ事業者との契約交渉が極めて容易になったという素晴らしい前例がございます。</p>	<p>「本邦法人A及び外国法人Bは、本邦法人A及び外国法人Bの取締役である自然人Cについて、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務と自然人Cが外国法人Bに対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務が優先することを確認する。」</p> <p><自然人C及び外国法人Bの間で合意する場合></p> <p>「自然人C及び外国法人Bは、自然人Cが勤務する本邦法人AのCに対する指揮命令と外国法人Bの自然人Cに対する指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人Aの指揮命令が優先することを確認する。」</p> <p>「自然人C及び外国法人Bは、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務と自然人Cが外国法人Bに対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務が優先することを確認する。」</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>本件におきましても、モデル契約文言を公表してくださいようお願い申し上げます。</p>	
166	<p>(1) 該当箇所 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する 通達案 1. (3) サ (1) (丸印に1) イ</p> <p>(2) 意見内容 指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する、「当該本邦法人又は当該者」及び「当該外国法人等又は当該外国政府等」との間での合意は、どのような書面があればよいのかを具体的に明確にすべきである。</p> <p>(3) 理由 下記のア乃至ウの事例を考えます。 (事例ア) 指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する契約書が、「当該本邦法人」及び「当該外国法人等又は当該外国政府等」の間に存在する場合 (事例イ) 指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する契約書が、「当該者」及び「当該外国法人等又は当該外国政府等」の間に存在する場合 (事例ウ) 指揮命令関係又は善管注意義務の優劣に関する誓約書（本邦法人のそれが外国法人等又は外国政府等のそれより優先することを内容とするもの）を</p>	<p>質問一について、ア及びイのみ特定類型①（イ）に該当します。</p> <p>質問二について、そのような必要はありません。「当該者」及び「当該外国法人等又は当該外国政府等」の間の合意でも特定類型①（イ）の例外に該当します。</p> <p>質問三について、特定類型①（イ）の例外に該当するためには、合意が「当該本邦法人」及び「当該外国法人等又は当該外国政府等」の間又は「当該者」及び「当該外国法人等又は当該外国政府等」の間に存在する必要があるため、事例ウは特定類型①（イ）の例外に該当しません。</p>

<p>「当該者」が「当該本邦法人」のみに提出している場合</p> <p>質問一、上記のア乃至ウは全て特定類型（１）（丸印に１）（イ）に該当すると理解してもよろしいでしょうか。</p> <p>質問二、また、上記イの場合は、本邦法人は当該契約書を「当該者」から取得する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>質問三、逆に、上記ウの場合は、本邦法人は、「当該者」から、「当該者」と「当該外国法人等又は当該外国政府等」との間の契約関係に関する書面を取得する必要は無いという理解でよいでしょうか。</p> <p>意見：</p> <p>上記のとおり、誰を当事者とするどのような書面（両当事者が合意する契約書、一方当事者が差し入れる誓約書等）が必要か、は、現在の役務通達やQ&Aの情報からは不明確です。これらが明確になることにより、実務的な対応が大幅に容易になります。経済産業省が実務的なレベルにまで落とし込んだ具体的なガイドラインを公表する必要性は強いと考えます。可能であれば、そのようなガイドラインを役務通達改正案に含めるべきと考えます。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>167</p>	<p>(1) 該当箇所 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達案 別紙1-3 1(1)ア</p> <p>(2) 意見内容 「役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得する契約書等の書面」の具体的な内容を明らかにすべきである。</p> <p>(3) 理由 上記の具体的な内容が不明だと、どの範囲まで書面を確認すれば、本ガイドラインに従った確認をしたといえるのかがわからず、保守的に過剰に確認するが生じるなど、業務に支障を来すことが想定されるためです。</p> <p>詳細な書面の名称等は個社により様々だと思いますが、通常取得する契約書等の書面を、典型的に列挙することは貴省におかれましても可能だと思います。</p> <p>またそのような指針が存在することにより、ガイドラインに従った確認を行うことが実務的に容易になり、よりコンプライアンスに資するものと考えられ、ひい</p>	<p>「商慣習上・・・通常取得する契約書等の書面」は、業種や実際に行うビジネスの種類に応じて変わりうるもので、経済産業省で画一的な類型をお示しすることは適切ではないと考えております。</p> <p>「商慣習上・・・通常取得する契約書等の書面」とは、厳密には「現に取得している」や「これまで取得してきた」という意味ではなく、相当の幅がありうるものですが、現在すでに事業が行われている企業・大学等についていけば「現に取得している」や「これまで取得してきた」という意味と事実上同義と考えていただいて差し支えありません。</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ては日本の経済安全保障の確保につながるものと考えます。</p>	
<p>168</p>	<p>(1) 該当箇所 「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達案</p> <p>(2) 意見内容 みなし輸出の改正は、外為法の改正で行うべきである。</p> <p>(3) 理由 今回の改正内容は、法令上「非居住者」と規定している文言に、一定の条件を満たした「居住者」を含めるものであるため、単なる解釈の変更の範囲を超えるものと考えたほうが妥当ではないでしょうか。したがって、通達の改正ではなく、外為法第25条第1項を改正すべきと考えます。</p> <p>実質的にも、今回の改正内容は、居住者である法人や、一部の国民の権利・義務や経済活動を制限する効果を伴うものと考えられますので、通達のみで行うことは不適當ではないかと考えます。</p>	<p>内閣及びその下にある国の行政機関は、憲法第73条第1号により「法律を誠実に執行し」なければならない立場にあるところ、その所管法令の執行に当たって、その解釈を行うことは、職責の一部と考えております。</p> <p>本通達改正は、産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会における議論及び同小委員会が2021年6月にとりまとめた産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告にある通り、外為法の役務取引を所管する経済産業省として、法律の範囲内で昨今の安全保障環境に適した対応をするために、外為法第25条第1項に規定される「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」の解釈を明確化し、当該取引に特定取引が含まれると解釈するものです。</p> <p>また、ご指摘を踏まえて、一部資料については英語版を公表させていただきます。</p>

	<p>また、本改正の意図する保護法益は、日本の安全保障の観点に基づく重大なものですので、それだからこそ、通達の改正にとどまるのではなく、裁判所や国民を拘束する効果を有する外為法の改正で行うべきであると考えます。</p> <p>加えて、第 25 条第 1 項の「非居住者」の範囲が、一定の条件を満たした「居住者」に及ぶことが、法律の文言だけを見てもわからないことは、今後、今回の改正を遵守したいと強く願うコンプライアンス精神に富んだ日本国民や外国人（日本法令外国語訳データベースシステムで翻訳された条文を読むことが実務上十分に想定されます。）にとって、情報へのアクセスを保障したとは評価できないと考えます。</p> <p>上記の観点から、外為法第 25 条第 1 項の改正という形でみなし輸出を規制すべきと考えます。</p> <p>また、上記の情報へのアクセス権の保証と、規制遵守の確保という観点から、役務通達、Q&A、ガイドライン等の英訳版も同時に公表すべきと考えます。</p>	
169	<p>(1) 該当箇所 「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する 通達案 1. (3) サ (1) (丸印に 1) ロ</p> <p>(2) 意見内容</p>	<p>「甲と J 社間で契約がないだけで、・・・よいでしょうか。」部分について、甲が J 社で働いている場合についてのご質問と理解した上で、回答いたします。その上で、当該部分については、ご理解のとおりです。</p> <p>特定類型① (ロ) は「当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結して」いることを前提としているところ、甲と J 社の間に形式的に契約がないとしても、事実上の指揮命令関係があるのであれば、雇用契約を締結しているものと解されます。</p>

当該者が「本邦法人」との間で契約を締結していない場合の扱いを明らかにしていただければと存じます。

(3) 理由

グループ会社間の合意に基づき、グループ外国法人等（A社）が、本邦法人（J社）に自社の社員（甲）を送り、甲がA社で働く場合（ただし、甲とA社は何ら契約を締結しない。）の扱いについてご教示ください。

甲とJ社間で契約がないだけで、（A社・J社間の合意に基づき）甲がJ社の指揮命令に服する又はJ社に善管注意義務を負う場合は、特定類型（1）（丸印に1）に該当しない（例外（ロ）に該当するため）と実質的に評価すべき場合と思われませんが、そのように考えてもよいでしょうか。

また、甲がJ社の指揮命令に服さない（しかし、A社の社員であるため、A社の指揮命令権には服する）場合（甲がプロフェッショナルなスキルを持った社員である場合等が考えられます）は、甲はJ社の指揮命令には服さないものの、A社の社員として、A社・J社が属するグループのポリシーにはしたがうものと考えられますので、やはり特定類型（1）（丸印に1）に該当しない（例外（ロ）に該当するため）と実質的に評価すべき場合と思われませんが、そのように考えてもよいでしょうか。

「また、甲がJ社の指揮命令に服さない・・・よいでしょうか。」部分について、そのような考え方は適当ではないと考えております。

すなわち、特定類型①（ロ）は「当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結して」いることを前提としているところ、甲はJ社の指揮命令には服さず、A社の指揮命令にしか服していない（A社・J社が属するグループのポリシーも、A社の社内規則として遵守するものと考えられる）ため、当該前提の文言を充足しないためです。

	上記のように考えるべきではない場合は、御省の考え方を詳細にご教示ください。	
170	<p>日本法人 X 社は、米国法人 Y 社の取締役を兼務している Z を取締役に迎え入れた。Y 社が X 社の過半数の議決権を有さず、X 社も Y 社の過半数の議決権を有していない場合において、Z が Y 社の指揮命令に服していれば、Z と日本人社員が社内会議等の場で 1 の項に関する技術情報のやり取りをする場合は、自動的に全て許可対象となると思われるが、こうした理解で間違いはないか。1 の項の技術情報は 2 の項以下とは異なり極めて広い範囲の情報が対象となるため、明らかに許可対象が広すぎ、X 社が防衛産業の場合、事実上 Z との社内でのやり取りが全て許可対象となるおそれが高いことを危惧する。</p>	<p>取締役 Z が非居住者である場合には、日本法人 X が、社内会議の場で、取締役 Z（非居住者）に対して規制対象技術を提供する場合は、これまで通り許可が必要となります。</p> <p>また、取締役 Z が居住者である場合には、米国法人 Y の取締役として、当該米国法人に善管注意義務を負うため、通常特定類型①に該当するところ、日本法人 X が取締役 Z に対して 1 の項に関する技術情報を提供する場合は、許可を取得する必要があります。</p>
171	<p>「みなし輸出」管理制度の運用明確化の実施について、居住者であっても非居住者から強い影響を受けている状態の類型化（特定類型 1－3）は、主に大学の事情を考慮して例示されていると考えられます。</p> <p>昨今の我が国を取り巻く国際情勢において、大学も等しく我が国及び国際的な安全保障に寄与する必要があるとの考え方に端を発するものであり、この点を大学として正しく把握し、適切に対応することの必要性は理解できます。他方、大学にとって重大な影響が予想されます。第一に、この「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型化により、大学の国際化に伴い増え</p>	<p>1) 本通達改正は法律の範囲内で昨今の安全保障環境に適した対応をするために、外為法第 25 条第 1 項に規定される「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」の解釈を明確化し、当該取引に特定取引が含まれると解釈するものであり、直接的に大学における入口管理を求めているものではありません。その上で、大学の自主管理の範囲で、不正輸出を未然に防ぐ観点から、当該明確化を踏まえて適切と考えられる入口管理を実施していただくことも重要と考えています。</p> <p>2) 「公知の技術」については、貿易外省令第 9 条第 2 項第 9 号のイからホまでに具体的な対象が限定列挙されています。「基礎科学分野の研究活動」については、役務通達 1（3）クに解釈が示されており、「基礎科学分野の研究活動」と</p>

続ける外国人留学生の受け入れはもちろん、最近とくに拡大が期待されるクロスポイント制度を用いた外国人教員の雇用等、我が国の大学と交流する外国人研究者が大きく影響を受けることが懸念されます。第二には、日本人居住者の教員及び学生が積極的にとりくむべき国際的な共同研究や外国人研究者との交流をさらに慎重に進めることにつながり、その結果、消極的な対応が増えてしまう可能性があります。これらはいずれも我が国の大学が推進することを強く求められている国際化に向けた、様々な取組みを萎縮させることにつながり、ひいては、相対的に国際競争力が低下していると指摘される日本の大学全体の世界的プレゼンスが、さらに損なわれることが危惧されます。

そこで、大学の運営に法務面から携わる者として、以下の4点を意見と要望として上げることとします。

- 1) 今回の改正は「みなし輸出」の明確化を目的とするものであり、大学が行う入口管理の強化を求めているのではなく、あくまでも機微技術の提供に係るものであることを明確にするよう配慮いただきたい。(説明資料「「みなし輸出」管理の明確化について」のなかで明示する、等。)
- 2) 今回の改正は、大学に期待される国際的な学術活動(教育、研究活動)の展開そのものに多大な影

は、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう」とされています。

こうした考え方は、国際輸出管理レジームの考え方に基本的に沿ったものと考えています。

なお、既存の包括許可制度も活用可能であり、包括許可を取っていれば、特定類型者個人に対して改めて許可申請を不要とできることとしておりますので、学術活動に必要な以上に影響を与えない制度設計になっているものと考えております。

3) 米国の輸出管理制度には学術の推進を阻害しないようにするためのセーフガードが備わっているが」との点について、具体的にどの制度を指すか明らかではありませんが、我が国の法第25条第1項に基づく役務取引についても、「公知の技術」及び「基礎科学分野の研究活動」について例外とされており、学術の推進を阻害しないよう適切な配慮がされているものと理解しております。さらに、2) で述べた通り、本制度に関しては、米国には存在しない包括許可制度を利用可能となっており、全体としてみたときに米国のみなし輸出制度と比べて一概に学術研究への影響度が高いものとは考えておりません。

4) 従来のみなし輸出管理及び特定類型に基づくみなし輸出管理のいずれも安全保障上の機微技術を特定の者に提供するにあたり許可を求めるものです。審査の結果問題がなければ、許可を出すことを想定しています。その上で、1) で述べたように、本通達改正は「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」の解釈を明確化し、当該取引に特定取引が含まれると解釈するものであり、直接的に大学における入口管理を求めているものではなく、当然、学生の入学を禁止することを求めるものでもありません。

響を及ぼしかねない。これまでの外為法のもとでも多くの指摘があったと考えられるが、貿易外省令という許可を要しない役務取引等のうち「公知の技術」及び「基礎科学分野の研究活動」の解釈を、学術活動に影響を与えない形に変更するよう、役務通達等を改正していただきたい。

- 3) 説明資料の3ページ、4ページには米国や欧州の事例が紹介されているが、いずれも外国（中国）からの高等教育機関への干渉に対する対応を紹介するものであり、外国人留学生や研究者を積極的に受け入れつつ、一層の国際化を目指すことが強く求められている日本の大学とは前提となる状況や環境が異なる事例である。とくに米国の輸出管理制度には学術の推進を阻害しないようにするためのセーフガードが備わっているが、それが存在しない現在の日本の制度のもとで、新たにセーフガードを導入することもないまま、輸出管理の制度のみを強化すると、学術研究に多大な影響を及ぼしかねない。このことは説明資料の冒頭（1ページ）にいう原則（「高度な知識や技能をもつ優秀な外国人材の受け入れは、企業活動・研究活動の国際化を通じた、日本経済の生産性向上や企業・大学・研究機関等のイノベーション加速に必要不可欠」）におよそ逆行するものと考えられる。

	<p>4) 説明資料の10ページ、11ページでいう「大学の注意義務」「故意過失」という言葉の扱いにも懸念がある。そもそも「学生を受け入れる(11ページ)」行為(入学者決定)は中立公正を厳格に守る必要があるが、経済産業省の「許可」(「許可」は法的には「原則禁止」を意味する。)がなければ入学がゆるされない大学院入試を事実上新たに作り出すことになるのではないか。入学者決定は大学の自治の重要な一部である。説明資料では、「通常取得している書類において記載された内容を確認」することを求めている、との説明であるが、一方で特定類型該当性を確認することを大学の注意義務と位置付けており、故意過失に基づく大学の法的責任を問うという政府の姿勢が見える。これが上述した憲法上の疑義をクリアしているものなのかどうか疑問である。また学問の独立性に鑑み、日本の学術のあり方を根本から覆すものになりかねない。</p>	
172	<p>■該当箇所 役務通達1(3)に関する「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&AのQ7(回答者注:11月公表版ではQ6)</p> <p>■意見内容 件名:キャッチオール規制の審査の必要性について Q&AのQ7において、リスト規制非該当の技術しか取り扱わない場合の対応例を記載頂いているが、社内の管</p>	<p>特定類型に基づくみなし輸出管理は、リスト規制技術のみならずキャッチオール規制も管理対象としてるところ、提供時におけるキャッチオール規制該当性の確認は必要になります。なお、ご理解のとおり、社内での技術提供においてキャッチオール規制に基づく許可申請が必要になるケースは極めて稀と理解しております。</p> <p>社内におけるキャッチオール規制該当性の確認が行われた証跡の典型例としては、例えば、社内の輸出管理規則やキャッチオール規制該当性の確認の際に利用した帳票などが考えられますが、Q6(パブコメ開始時公表版のQ7)にありま</p>

<p>理業務（キャッチオール規制の審査）の必要性は明記してほしい。また、審査の結果、16 項許可申請は不要と判断できる審査の証跡の典型例も示していただきたい。</p> <p>■理由</p> <p>Q7 の Answer にて「取引を行うにあたって通常契約書等の文書をやりとりしない場合には、追加的に書類を取得して客観要件の該当性を確認していただく必要はありません」とありますが、輸出者が行うべき審査・管理業務（懸念情報が無いことを確認する行為）は、特定類型該当者との企業内取引、即ち、特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る社内の技術情報にアクセスする業務にアサインするという広範な企業活動に対し、実施する必要があると理解しています。</p> <p>実際に 16 項の許可申請が必要になるケースは極めて稀と見込まれるものの、当該審査・管理業務は広範囲に及ぶため、この業務の必要性が明記されていないと、リスト規制非該当技術しか取り扱わない場合は、審査も管理も不要であるかのような誤認を与えるおそれがあると思われます。</p> <p>また、Q7 の Answer で想定されたとおり、通常、客観要件の審査に関連するやりとりが発生しない社内コミュニケーションの中で、何を、審査の証跡として保管しておくべきか、典型的な例を示していただきたい（例</p>	<p>すとおりに、通常社内での情報提供にあたって実施していない書類の取得等の手続きを新たに設けていただく必要はありません。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

	<p>えば、従業員へメールでヒアリングしたときのメール等)。</p>	
173	<p>■該当箇所 役務通達 1 (3) (制度全般)</p> <p>■意見内容 件名：みなし輸出の状況が解消された旨の従業員からの申し出の取り扱い 特定類型該当の状況を解消した（副業先を辞めた）場合、当該従業員からの申し出に基づき判断すれば、企業の対応として十分である旨を明記していただきたい。</p> <p>■理由 許可申請の手続き負担と外国企業等との副業継続の必要性を比較した結果、副業先を退職するという選択肢も考えられるが、副業先を退職したことの確認手段についても、本人からの申し出（メール等）を証拠とすれば十分である旨を明記してほしい。 特定類型に該当するか否かの最初の判断が自己申告によるものであることを踏まえると、副業先を退職した旨も自己申告を根拠にすれば足り、企業がその事実の裏を取る必要性は低いと考えられます。</p>	<p>特定類型①に該当するものが、外国法人等又は外国政府等との雇用関係を終了する場合、当該者を雇用する本邦法人は、当該者から雇用関係が終了した旨の連絡を受けた後において、当該者を特定類型①に該当しないものと扱って差し支えございません。</p>
174	<p>誓約書の提出が拒否される等、特定居住者に該当するおそれがある場合、キャッチオール該当技術であればノーアクションレターのほか事前相談制度で、経済</p>	<p>特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合にご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p>

	<p>産業省に許可の要否を確認する方法があると考えられますが、リスト規制該当技術の場合は、許可の要否を経済産業省に確認する枠組みはノーアクションレターの利用以外に方法はないのでしょうか。</p>	
175	<p>■該当箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出者等遵守基準を定める省令 第一条第二号ニ ・輸出管理内部規定の届出等について II 2 (4) 様式 2 (内部規定総括表) II 2 (3) (4) 様式 3 (チェックリスト) 2-4 (1) (2) <p>■意見内容</p> <p>件名：「情報の信頼性を高めるための手続」の具体的な行為について</p> <p>改正案にある「情報の信頼性を高めるための手続」については、法令の要求事項が抽象的で、輸出者等に期待される具体的な行為が読み取れないため見送るべき。</p> <p>■理由</p> <p>社内審査や許可申請に添付する情報は真実であることが期待される一方で、特に第三者が媒介する情報については、（情報提供者のバイアスが混在することも含め）真実を担保することは不可能です。そのため、審査では、入手した情報の信ぴょう性も含めて審査することが慣習となっていると認識しております。そうし</p>	<p>本改正規定の背景としては、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、需要者等の確認を適切に実施すること、また、その際には、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等）から取得した情報を鵜呑みにすることなく、輸出者等としてその確認を適切に実施することにより、不正輸出等の未然防止を図ることが必要です。このため、需要者等の確認を追記するとともに、確度の高い情報により確認することが重要であるため、輸出者等が需要者以外から用途・需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、用途及び需要者の確認を行うことを新たに規定しています。</p> <p>信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば 1 回／年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。なお、包括許可等により認められるストック販売については、包括許可要領等でこれまで求められる範囲内で把握している用途・需要者について信頼性を高める手続を行っていただくことを想定しています。</p>

	<p>た中で、改めて「情報の信頼性を高める手続き」を求める必要性は低いと考えられます。</p> <p>また、取引相手（確認先）が需要者でない取引の典型例として在庫販売が考えられますが、該当品の在庫販売については、平成23年4月にQ&Aが発行されており、これ以外に何らかの要求事項を制度として導入する場合は、規範となる具体例を提示すべきと考えられます。</p>	
176	<p>■該当箇所</p> <p>輸出者等遵守基準を定める省令 第一条第二号チ 輸出管理内部規定の届出等について II 7 (2) 様式2 II 7 (1) (2) 様式3 7-1、7-2(1) (2)</p> <p>■意見内容1</p> <p>件名：海外子会社への指導について</p> <p>海外子会社への指導を経済産業省の要求事項に盛り込むことは、海外子会社の従業員への安全へのリスクが大きいため、見送るべき。</p> <p>■理由（意見内容1について）</p> <p>海外子会社への指導は、海外子会社に適用される現地法令との整合性が適切に制度化されない限り、盛り込むべきでないと考えます。例えば、海外子会社に対し、安全保障上の審査の一環で、国防に関連する事業体の組織図や、設置場所の調査、通常の商習慣を越え</p>	<p>本改正規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社に対する安全保障貿易管理に係る管理・指導を適切に行うことにより、不正輸出等の未然防止を図ることが求められます。すなわち、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった当該業務の一部を子会社（本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に実施させる場合において、総じて適正な実施を確保するためには、当該子会社に対する指導等が重要となります。このため、輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めることを新たに規定しています。</p> <p>輸出者等と子会社との関係及び子会社の行う輸出等の業務は様々であると理解しておりますが、子会社に対する指導や研修、子会社の業務体制及び業務内容の確</p>

	<p>た用途等と情報収集を指導し、海外子会社の従業員が当該情報収集に、輸出者の指導に従い実行した場合、現地の反スパイ法のような規制に抵触し、逮捕拘留されるリスクがあると考えられます。</p> <p>また、このような重大なリスクを伴う行為を要求するのであれば、政省令以上で規定すべきではないでしょうか。原案では「輸出管理内部規定の届出等について」改定後の様式3（自己管理チェックリスト）の7-1および7-2(1)において、「子会社（海外子会社等を含む）」との記載がありますが、「輸出者等遵守基準を定める省令」の改正案においては、単に「子会社」とあるだけで、海外子会社が含まれるか否かが明らかではありません。上記リスクへの保障を確保したうえで、上位法令から明確に規定していただくべきと考えます。</p>	<p>認といった事項は適正に輸出等の業務を行う上で基本的な事柄であると考えており、また、省令における本項目は努力規定であり個別の業務実態を踏まえた対応を可能とする余地を残していることから、改正案のままとさせていただきます。通達案で示している内容についても、現地法令の遵守を前提とした範囲内で、適切な輸出管理をするために実施していることを想定しており、改正案のままとさせていただきます。</p>
177	<p>■意見内容2 件名：輸出者等の輸出等の業務に関わる場合について「輸出等の業務に関わる」子会社への指導については、「輸出等の業務」でなく、「輸出管理業務」とすべき。また、意見内容1を踏まえ、国内子会社に限定されることを明記すべき。</p> <p>■理由（意見内容2について） 一般に「輸出等の業務」というと、出荷スケジュールの調整や航空機船舶の手配等を想起されますが、ここ</p>	<p>輸出者等遵守基準を定める省令の他条項においてこれまでも「輸出等の業務」と記載していること、また、国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」が主として輸出等の管理に係る業務であることは明らかであることから、改正案のままとさせていただきます。</p> <p>また、本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社のことをいい、海外子会社も含むものとなります。</p> <p>御指摘のとおり現地法人の事業活動には現地法令が適用され、現地の法令遵守は事業活動を行う上での義務となります。一方、輸出者等による特定重要貨物等の輸出等の業務を行う子会社に対する指導や研修、当該子会社の業務体制及び業務</p>

	<p>で要求しているのは「輸出管理」に係る業務の一部を代理代行しているケースと推察されます（例えば、通常の商習慣に従い入手した輸出先から貨物の用途等の情報を輸出者等の取引審査担当者に伝達する等）。そのため、「輸出等の業務」を「輸出管理業務」に改めた方がよいと考えます。</p> <p>また、海外子会社による最終需要者や用途に関する情報収集を「輸出者等の（略）輸出等の業務に関わる場合」に含めてしまうと、意見内容1のリスクが生じてしまうため、ここでいう子会社は、国内子会社であることを明記いただきたい。</p>	<p>内容の確認といった事項は、輸出者等が当該子会社に適正に業務を実施させる上で基本的な事柄であると考えており、また、本項目は努力規定であり個別の業務実態を踏まえた対応を可能とする余地を残しております。このため、海外子会社への対応も可能であると考えており、国内子会社に限定せず、改正案のままとさせていただきます。</p>
178	<p>（意見）</p> <p>本邦法人が100%の議決権を有する海外子会社Aがあります。当該子会社Aが51%の議決権を有する海外孫会社B（AおよびBの所在国は同一）から、当該孫会社Bとの雇用契約を維持したまま、当該本邦法人との出向における雇用契約を締結し、当該本邦法人に出向し、当該本邦法人から技術提供を受ける場合、役務通達1（3）サ①(ロ)の除外規定に当たるとしてよいでしょうか。</p> <p>（理由）</p> <p>規制内容の正確な把握のため、質問させていただくものです。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
179	<p>●今回の改正内容は産業界にとって影響が大きく、社内・子会社等への周知や規程改定等の準備期間を十分考慮の上、施行時期を検討頂きたい。</p>	<p>適用時期については、産業界やアカデミアにおけるご負担と昨今の安全保障環境に適した対応をする必要性のバランスを踏まえて検討しております。</p>

	<p>施行時期は今年度中の見通しということだが、今回の改正は各社に近年に無い大幅な制度変更、体制整備が必要となるのみならず、人事制度にまで手を入れる必要が生じる可能性が高く、半年といった周知期間での対応は極めて困難であるため。</p>	<p>産業界やアカデミアにおけるご負担については、本パブリックコメント開始時に『「みなし輸出」管理の明確化について』や『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』等の解説資料を用意し、本パブリックコメントの回答の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い 「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を日英で公表するほか、役務通達別紙1-4に記載の誓約書例の英訳版も公表しております。また、個別の質問に対応すべく、特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合にご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p> <p>また、本明確化により、（各法人が自主的なコンプライアンスとして行う場合を除き）就業規則等の改定までは求めておらず、産業界やアカデミアにおけるご負担に配慮した制度設計にしております。</p> <p>上記を前提に、本明確化は令和4年5月1日から適用させていただきます。</p>
180	<p>●今回の改正に基づいて、具体的にどのような対応が必要になるのかを取り纏めたガイドラインを経産省より今後ご提供頂けると理解しているが、具体的にいつ頃になるかをご教示頂きたい。</p> <p>また、当該ガイドラインに基づいて具体的措置を行う準備を進めることになるため、ガイドライン提供から一定期間をおいて施行を行うべくご配慮頂きたい。なお、その期間については産業界の意見も十分考慮の上、設定頂きたい。</p>	<p>提供者に求められる対応は役務通達1-3に記載したとおりですので、当該記載に基づいたご対応をお願いいたします。</p> <p>なお、役務通達1-3の記載を図も踏まえて分かりやすくしたものや英語での情報発信については、引き続き実施する予定ですが、役務通達1-3の記載を変更するものではありません。</p> <p>現に安全保障上の懸念が生じているところ、安全保障上の必要性と企業又は大学のご負担の両方を踏まえて検討させていただいた結果、本明確化は令和4年5月1日から適用させていただきます。</p>

	「輸出者等」での対応への準備及び対応体制整備等に時間を要するため。	
181	<p>●特に海外子会社の管理について海外拠点等に早急に説明する必要があり、関連文書について可能な限り早く英文にて提示頂きたい。</p> <p>海外拠点等に説明するにあたり翻訳が必要となり、会社毎に翻訳した場合内容に差が出るリスクがあり、不具合であるため（最近、米国の商務省・財務省等の連名による新疆についての Business Advisory は中国語、アラビア語を含む数か国語で発行されている）。</p>	御指摘の海外子会社の管理に関連する文書の英文における対応については、今後、内部で検討させていただきます。
182	<p>（「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案）</p> <p>【第一条 第二号 二】</p> <p>●「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者」となっており、前段の「需要者等」から「等」が削除されているが、その意図を確認したい。</p> <p>“第三者”を意図するのであれば、前段で定義化している「需要者等」を使い、「需要者等以外の者」と掲げることが適当だと考えるが、敢えて「等」を削除し「需要者以外の者」と掲げていることに特段の理由・意図があると思料し、それを確認したいため。</p>	用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報は、特定重要貨物等の輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げる等の懸念がないことを確認する上で極めて重要な情報と考えております。このため、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等。）から間接的に用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認に必要な情報を得ている場合には、用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報の確からしさを高めるために本措置を求める旨を規定しております。
183	<p>●「当該情報の信頼性を高めるための手続を定め」とは具体的にどの様な手続きを定めれば良いのか、CPへの記載例等を含めたガイドラインを示して頂きたい。</p>	信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や

	<p>「信頼性を高める」とはどのようなことか具体的に対応方法を示して頂くことで輸出者として不足ない対応に努めたいため。</p> <p>追加で誓約書等を要求するという類のことであれば、各国が制裁や輸出管理（特に米国の）に神経質になっている中で、例えば子会社であっても所在する国によっては、リスクを伴うことが想定され得る。</p> <p>また、本規定では CISTEC や Dow Jones 等から購入している情報について対象外と考えられるが、それも不明確であるため。</p>	<p>不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。なお、本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&Aやガイドラインにおいて示すことも検討しています。</p> <p>御指摘の C I S T E C や D o w J o n e s 等の輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認も、信頼性を高める手続の具体的な内容の一つと考えられます。</p>
184	<p>【第一条 第二号 子】</p> <p>●「子会社」は具体的には何を対象とするのか、「子会社」の定義を示して頂きたい。</p> <p>対象とする「子会社」を明確にしたいため。</p> <p>●「子会社」の対象を、金融商品取引法等が定める子会社とすることにつき、何らかの不足が発生するか確認したい。</p> <p>当該省令が掲げる「子会社」に行う「指導等」につき、対象とする「子会社」に不足が無いことを確認したいため。</p>	<p>本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。</p>

<p>185</p>	<p>●「当該業務を適正に実施させるため」の「当該業務」とは、海外子会社の場合、具体的に何を指すのか？（例えば再輸出等）。</p> <p>また、本規定が、輸出者（親会社）の日本からの輸出に関わる海外子会社（例えば受け手、輸入者である場合、代理・受託をしている場合）に限定されているものであるならば、それをより明確にして頂きたい。</p> <p>「体制（及び手続）を定め」とはどういうことかご教示頂きたい。また通常は、海外子会社は当該国の法律に基づき輸出管理等を実施しているが、これに加えて何をさせる意図なのか併せてご教示頂きたい。</p>	<p>当該業務とは、輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務のうち、子会社に関わる範囲の業務のことをいいます。具体的には、用途の確認のための事前審査や事前確認といったものが考えられます。</p> <p>御指摘のとおり、本規定は、輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務の一部を子会社に実施させる場合に限定されております。</p> <p>輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務の一部を子会社に実施させる場合、当該子会社が輸出者等と同様にその業務を適正に実施するためには、輸出者等が当該子会社に対する指導等を行うことが重要であり、このための責任者や担当者等の体制や関係手続を輸出者等に求めるものです。</p>
<p>186</p>	<p>●子会社に対する「指導及び研修」並びに「当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続」について、それぞれ具体的に例示して頂きたい。</p> <p>また当該規定を満たすものと認められるガイドラインを示して頂きたい。</p> <p>また、「輸出管理内部規程の届出等について」自己管理チェックリスト7-2(2)①～③全てを行う必要があるのかご教示頂きたい。</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について自己管理チェックリスト7-2(2)①～③全てを行う必要があるのか、不明のため。</p>	<p>輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった当該業務の一部を子会社（本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に実施させる場合において、総じて適正な実施を確保するためには、当該子会社に対する指導等が重要となります。このため、輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めることを新たに規定しています。</p> <p>当該子会社の業務体制及び業務内容の確認の具体的な内容としては、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社が実施した監査結果の検査等を定期的実施すること（例えば1回／年）が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実</p>

		施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して一律同じ内容を求めるものではありません。なお、本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&Aやガイドラインにおいて示すことも検討しています。
187	<p>【第一条 第二号 チ】</p> <p>●子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合における当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続については、省令案においては努力義務と読めるところ、通達案別紙1においては輸出管理内部規程に新たに追記する事が必要とされている様に読める。この輸出管理内部規程への反映は義務ではないと読んでよいか。仮に義務である場合は以下要望を致したい。</p> <p>子会社含めた社内体制の構築には一定の時間を要し、更にそれを反映した安保管理規程の改訂については、社内決裁上、取締役会や経営会議など経営層の承認事項としている場合があることから、相当期間の猶予を設けるべきとの考えに至った。</p>	<p>本改正により新たに追加した規定を遵守している旨を明確にするためにも、当該追加規定を含む輸出管理内部規程を定めることが望ましいものの、新たに追加された規定を輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている場合には、必ずしも輸出管理内部規程自体を変更する必要はありません。一方、輸出管理内部規程自体の変更の有無にかかわらず、輸出管理内部規程の内容変更の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>御指摘も踏まえ、輸出管理内部規程の内容変更の届出期限を輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年10月31日とさせていただきます。</p>
188	<p>●情報の信頼性を高めるための手続及び子会社（含む海外）が輸出者の特定重要貨物（リスト規制貨物/技術）の輸出等の業務に関わる場合の当該子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続を、輸出管理規程等に新たに追記し経産省に同規程等を新たに届出ることが</p>	<p>御指摘も踏まえ、輸出管理内部規程の内容変更の届出期限を輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年10月31日とさせていただきます。</p>

	<p>必要になる場合には、一定の猶予（少なくとも数か月）を設けて頂きたい。</p> <p>子会社含めた社内体制の構築には一定の時間を要し、更に左記を反映した安保管理規程の改訂については、社内決裁上、取締役会や経営会議など経営層の承認事項としている場合があることから、相当期間の猶予を設けるべきとの考えに至った。</p>	
189	<p>●政党の党员であることは、”外国の政党との間でその他の契約を締結している”と見做されるのか確認したい。</p> <p>見做された場合、党の指揮命令に服するまたは善管注意義務を負っているかの確認が困難となるケースがあると思われるので、まずはみなされるか否かについて確認したい。</p>	<p>当該政党における党员の位置づけや政党と党员の具体的な関係性にもよりますが、政党に所属しているだけでは通常特定類型①には該当しないものと考えております。</p> <p>その上で、政党は「外国政府等」（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体）に該当する可能性があります。一般的に外国政府等に雇用されている場合又は雇用契約でなくても雇用類似の関係にある場合は指揮命令に服していると考えられます。</p> <p>「外国政府等」が個人より「外国政府等」の利益を優先することや「外国政府等」への忠誠義務を要請しており、個人も当該要請に合意している場合でも、時間的・場所的に拘束されているなど雇用者と被雇用者の関係に類する場合は特定類型①には該当しません。</p>
190	<p>●役務通達等の「みなし輸出」規制改正の施行はいつになるか。2022年4月1日入社の新規採用者も適用の対象となるか。新規採用者への誓約書による特定類型①又は②に該当するか否かの該当性確認の適用は、2023年4月1日入社の新規採用者以降とする等、該当性確認の適用開始時期を再考頂きたい。</p>	<p>本明確化の適用は令和4年5月1日から適用させていただきます。したがって、令和4年4月入社社員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいて構いません。すなわち、当該社員からの誓約書の取得は必要ありません。なお、「特定類型の（誓約書による）該非確認は入社日より前広に行う必要がある」との点について、役務通達別紙1-3のガイドラインに従った対応では、必ずしも特定類型の（誓約書による）該非（該当性）確認は入社日より前広に行う必要はないものと理解しております。</p>

	<p>特定類型の（誓約書による）該非確認は入社日よりも前広に行く必要があり、2022年4月1日入社の新規採用者への適用は、既に進展した採用活動の最初に立ち返って確認する必要が生じ、現実的に困難を極めるため。多数の企業が本課題を抱えるものと思われる。</p>	
191	<p>●技術の提供者が企業であり、受領者が指揮命令下にある従業員ではなく、指揮命令下でない「居住者」となるケース、即ち、国内において企業と当該居住者が技術の取引を行う場合、今回の「みなし輸出規制」の管理対象となるとの理解でよいか。又、今回の規制における居住者は「自然人」のみを想定していると理解しており、国内における企業から企業(法人)への技術提供は規制管理の対象外との理解でよいかを確認したい。</p> <p>自社内における管理対象行為を明確にしたいため。</p>	<p>前半について、当該居住者が特定類型に該当する場合は、ご理解の通りです。後半については、従来通りの扱いとなります。</p>
192	<p>●「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」1 (1)イ「注意義務の履行していないこと解される」、同(2)イ「注意義務の履行していないことと解される」及び2 (1)イ「注意義務の履行していないことと解される」は、それぞれ「注意義務を履行していないことと解される」に訂正すべき。</p> <p>いずれも誤記と思われ、同1 (1)アと同一の表現に統一すべきと考える。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>

<p>193</p>	<p>●就業規則に副業等を含む利益相反行為が禁止・申告制が謳われている場合、「当該居住者が指揮命令に服する」前（新規採用時）に、また「既に指揮命令下にある」勤務時に（毎期等定期的に）当該就業規則を遵守する確認を取ることで、特定類型①又は②の該当性確認は履行されたと解され、別紙1-4による当該居住者の自己申告の確認（別途の誓約書）も要されないと思われる。従って、役務通達別紙1-3（2）アの最初に掲げられている新規採用者の入社に際する誓約書による自己申告による確認は、前述の就業規則に対する確認取付けで充足されると考えられるが経済産業省の意向を確認したい。</p> <p>“「役務通達」の一部を改正する通達案、別紙1-3、1、(2)ア”に掲げる「就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、」を参照するに、当該申告制の実施により特定類型①又は②の該当性確認は充足されると理解する。従い、「当該居住者が指揮命令に服する」前の新規採用選考時に当該居住者に「就業規則等の社内規則」を遵守する確認を取ることで、別紙1-4（誓約書）による確認は不要と解釈するため。</p> <p>尚、“利害相反行為”には、社内管理に対して弊害を生じさせる利害相反行為も含まれ、社内規定には輸出管理内部規程も含まれる。また、輸出管理内部規程では、自己管理CLで謳われている外為法を始めとする輸</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

	出管理法規の社内周知を定めていることを前提としている。	
194	<p>●「なお、就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、指揮命令に服する期間中において、新たに特例類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解される。」となっております、これに基づき、採用時に一律に誓約書を取り付けることとされているが、既に勤務している者との区別は合理的ではなく、無用に事務作業等を増加させることとなりかねない。</p> <p>新規採用者についても一般的に就業規則に従うことを誓約させている以上、別途誓約書を取り付ける必要が無い形とすべき。これだけで、企業の負担は大幅に軽減され、本来必要な管理に集中することが出来、また早期の施行も現実的となる。</p> <p>「『みなし輸出』管理の明確化について」と題する資料では、新規採用については誓約書（役務通達別紙1-4）の提出を求めるとしている。採用時点でも副業等については確認しており、既に勤務している者と新規採用者を区別する合理的な理由は無いと考える。</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p> <p>既に勤務している者については、企業・大学等の負担を踏まえ、誓約書による確認を不要としているものです。</p>
195	●誓約書について「以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です」の欄を削除頂きたい。	修正はしないこととさせていただきますが、役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。

	<p>左記記述がある場合、少なくとも外国籍の居住者従業員/海外現法から本邦本社への全ての人を対象となってしまう。濃淡管理の考え方からも、外為令該当技術等、機微技術を社内において直接扱わない企業においては少なからぬ負担になると考える。</p>	<p>また、外為法において管理される技術が提供されることが全く想定されない従業員については、役務通達1-3に基づく確認を行う必要はありません。ただし、技術の取引に全く関係がない従業員であっても、実際に当該従業員に対する技術提供が生じた場合、類型該当性の確認をしていないため、提供者は免責されません。</p>
196	<p>●「誓約書の例」、「外国為替～に関する誓約書」、「下記のとおり誓約いたします」の「誓約」をそれぞれ「申告」)に変更した上で、4番目の選択肢を「以下のいずれにも該当しません。」に変更すべき。</p> <p>「誓約書」とは、通常「〇〇する（または〇〇しない）」ことを「誓って約する」旨の書面を指すと考えるが、本内容（別紙1-4）は、別紙1-3の1(2)アに記載のとおり「特定類型①又は②に該当するか否かを．．．自己申告によって確認」するための書面と理解するので、「誓約」ではなく「申告」としたほうが適切と考える。また、4番目の選択肢については、前文で「下記のとおり誓約いたします。」と述べているにもかかわらず、「～該当しないので誓約は不要です。」とする原案は論理的に矛盾するので、「いずれにも該当しません。」とすべき。</p>	<p>「誓約」という用語自体は重要でなく、タイトルを「特定類型該当性に関する自己申告書」や「特定類型該当性に関する確認書」に変更いただいても差し支えありません。</p> <p>役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいても差し支えないところ、「誓約」という用語を「申告」や「確認」に修正することは趣旨を損なわない範囲であると考えております。</p>
197	<p>●「誓約書」については、特定類型該当性に直接言及していないものであっても、利益相反行為を行わない旨を約したものを取得すれば、通常果たすべき注意義務を履行しているものとみなす運用として頂きたい。</p>	<p>今回の明確化の運用を適切に行うためには、指揮命令下にある者に対して類型該当性に関する申告をさせる場合、自己が類型該当性に関する申告をしていることを認識させることが重要と考えております。このため、ご提案のような取扱いは適切ではないと考えております。</p>

	<p>当社では、就業規則（兼業禁止条項を含む）の厳守に加え自社及び他社の秘密・知的財産権を侵害しないこと等を確認する旨の誓約書を採用時に漏れなく取得している。この場合、結果として特定類型の該当性についての確認もなされるものと考えられるため、かかるケースにおいては、事務負担軽減の観点からも「別紙1-4」の誓約書を追加で取得することは不要とする運用を検討頂きたい。</p>	
198	<p>●善管注意義務として、特定類型該当性を確認する「誓約書」の取得範囲を、例えば機微技術取引に関与する社員に限定する等、運用面から、本来の輸出取引審査手続きを超える業務負担軽減を検討頂きたい。</p> <p>工場や研究所を基本的に保有しない商社は、これを保有するメーカーと、おのずとリスク管理濃度が異なるため。</p>	<p>外為法において管理される技術が提供されることが全く想定されない従業員については、役務通達1-3に基づく確認を行う必要はありません。ただし、技術の取引に全く関係がない従業員であっても、実際に当該従業員に対する技術提供が生じた場合、類型該当性の確認をしていないため、提供者は免責されません。</p>
199	<p>●役務通達の参考様式1の（注）中、「公開情報等によって把握することができない場合は」を「公開情報等によって把握することができない場合は」に訂正すべき。</p> <p>誤記と思われるため。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
200	<p>（提出書類通達）</p> <p>●『（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>

	<p>12月21日付け44貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①から③までに掲げる居住者が取引の相手方となる場合は、同規定①から③までに規定する外国法人等又は外国政府等となる(以下同じ。)以下「最終需要者」という。)』の『(以下同じ。)』と『以下「最終需要者」という。』の後に句点(。)を挿入すべき。</p> <p>脱漏と思われるため。</p>	
201	<p>(包括許可要領)</p> <p>●VIII「その他」(1)(リ)の「. . . 又は「に地域②(ち地域を除く。)に輸出する場合」の「に輸出」の前に” ” ” ” を挿入すべき。</p> <p>脱漏と思われるため。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
202	<p>自己管理チェックリスト記入例</p> <p>●改正交付に際しては、経済産業省で整備されている「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」(記入例)</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/CL_example.pdf</p> <p>についての改訂版も、事前に時間的余裕を持って提供・掲示頂きたい。</p> <p>「輸出者等」での対応への準備のため。</p>	<p>「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」(記入例)の改訂版は、事前に時間的余裕を持って提供・提示させていただきます。</p>

203	<p>自己管理チェックリスト2-3(2)</p> <p>●様式の意味は、審査票等に最低、最終需要者の記入欄があれば十分と考える。</p> <p>様式についてイメージされていることが曖昧ではないか。審査票の中に記入があり、審査の対象となっていることで十分と考える。2-3(5)に記載の確認基準を含めての様式ではないと考える。</p>	<p>改正前の「輸出管理内部管理規程の届出等について」において、「顧客に関する審査」の審査方法に記載の様式を想定しています。各社の取組方法には違いがありますので、仮に「審査票」の中で審査をしているようであれば、それが様式になると考えています。</p>
204	<p>自己管理チェックリスト2-3(3)</p> <p>●多段階の意味するところは、特定の個人に任せないという意味で、同じ組織内(部署内)で複数の者が確認すれば問題ないと理解してよいか。また、複数の部署に跨って多段階で確認を行う必要は必ずしもないと理解してよいか。</p> <p>組織の規模によって、部署の規模等も異なり、同一部署内であっても複数のチェックがされていればよいと考える。複数の部署である必要はないとの考える。</p>	<p>特定の個人に任せず情報を様々な視点や知見でもって確認をするという意味であり、複数の者が確認をしていることを意味しています。御指摘の点については、輸出等の個別具体の状況にもよるかと思いますが、例えば、営業部門が輸出業務を行い、輸出管理部門が当該業務の管理を行うといった、輸出等の業務を行うにあたって複数の部門が関与している場合は、関係部署それぞれの有する情報・知見等でもって懸念がないことを確認する上で、複数の部署による確認を要するものと考えられます。</p>
205	<p>自己管理チェックリスト2-3(5)</p> <p>●直接の取引先ではない場合、HP等などの公開情報による実在性の確認等以上は難しいため、確認基準については、商慣習上合理的な範囲内に限定される旨を明記して頂きたい。</p> <p>直接の取引先ではない場合、HP等などの公開情報による実在性の確認等以上は難しい場合がある。</p>	<p>自己管理チェックリスト2-3(5)は、改正前の「輸出管理内部管理規程の届出等について」において、「顧客に関する審査」の確認基準に記載の内容を想定していますので、従前と同様の確認になるものと考えています。</p>

206	<p>●確認基準については、規程等で定めていれば、個別の審査票に定めていなくとも十分であることを明記して頂きたい。</p> <p>審査票/システム入力には、問題があるかどうかのチェック欄はあるものの、判断基準は、規程等で定めていることが普通と思われるため。</p>	<p>改正前の「輸出管理内部管理規程の届出等について」において、「顧客に関する審査」の確認基準の記載内容になりますので、改正後に明記する必要はないと考えています。</p>
207	<p>自己管理チェックリスト 2-4 (1) / (2) , 7-2 (1)/(2)</p> <p>●自社名義の取引について、営業事務等について業務委託することはあっても、審査業務は自社自ら行っている場合には、懸念は不要と考えるため、自社の安保管理審査を、子会社等の第三者に委託していない場合には、関係ないと理解してよいか。</p> <p>自社名義の取引について、営業事務等について業務委託することはあっても、審査業務は自社自ら行っている場合には、懸念は不要と考える。</p>	<p>国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」は主として輸出等の管理に係る業務を指すものであり、輸出者等の子会社が、特定重要貨物等の輸出等の用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合には関係があるものと考えております。一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チは関係ないと理解いただいて構いません。</p>
208	<p>自己管理チェックリスト 2-4 (2)</p> <p>●備考欄に記載されている「(3)軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や誤った情報提供が判明した場合には契約の無条件解除や損害請求を可能とする内容を輸出等の契約に盛り込む等」について、当該を「確認の方法等の具体例」として掲げているが、なぜ「契約に盛り込む」ことが「確認の方法等」になるのかご教示頂きたい。</p>	<p>信頼性を高める手続の一つとして例示しているものになります。特定重要貨物等の輸出等の関連事業者から間接的に技術を利用する者又は貨物の需要者の情報を得ている場合に、当該情報が誤っている場合の対抗策を当該関連事業者との取引の内容に盛り込むことは、当該情報の確からしさを高めるために有効であると考えており、こうした取組をその具体例の一つに入れております。</p>

	「契約に盛り込む」ことが「確認の方法」（正しくは「方法等」ですが）となるのか釈然としないため。	
209	<p>●評価項目に記載されている「②輸出令別表第3に掲げる地域とそれ以外の地域を区別して、確認を行っているか。」について、当該を掲げる意図・趣旨を確認したい。</p> <p>仕向地により情報の信頼性の多寡に差があると経済産業省にて解釈しているのかを確認したい。</p>	<p>信頼性を高める手続については、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、仕向地が輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域にあたるか否かもその要素の一つであると考えていたためこのような記載をしたところ です。</p> <p>一方、別表第3に掲げる地域とそれ以外の地域を区別して確認をする必要があるかのような印象を与えることもあり、自己管理チェックリストにおいて敢えて本質問を問う必要性はないと考えるに至りましたため、自己管理チェックリストから削除することとします。</p>
210	<p>自己管理チェックリスト7-1</p> <p>●「子会社及び関連会社(海外子会社等を含む。に対し)の「含む。」の後に”) ” を挿入すべき。</p> <p>脱漏と思われるため。</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
211	<p>自己管理チェックリスト7-2 (1)</p> <p>●評価項目に記載されている「「指導等」とは、遵守基準省令第1条第二号チ(i/oヌ)の指導等をいう。」の間違いだと思われる。</p> <p>文言の微修正。</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
212	<p>自己管理チェックリスト9-1</p> <p>●評価項目に記載されている「サ①から③までに掲げる居住者に該当するかどうかを確認する手続を定</p>	当該手続の具体例としては、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達」の別紙1-3「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」を踏まえた手続のことを指しております。

	め、」について、「手続」の具体例を経済産業省よりご提供頂きたい。	
213	<p>●みなし輸出管理の明確化に関する Q&A の Q3 において「特定重要貨物等の輸出者等は、取引の相手方の特定類型該当性の確認の手続について定め、当該手続に沿った確認を行うこと。」と書かれていることについて、手続に関しては個社の管理に委ねられており、輸出管理内部規程（CP）ではなく、マニュアル等にて規定することでもよいか。</p> <p>CP 自体への記載となると手続的な負担が大きく、機動的な改訂やアップデート等を出来る様にするためには、それ以外の手続等での対応が実務的には望ましいと考えられるため。</p>	既存の輸出管理と異なる部門との調整等もあり得ると考えており、本手続の詳細が輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めていけば問題ないものと考えています。
214	<p>●省令案では「努めること」となっているが、通達案では「指導等を行うこと」と言い切っている。これによりどの程度の法的責任を負うことになるのか、負わないのか、必要とされる指導等の範囲と、子会社の行為に対する親会社の法的責任の範囲を、もう少し明確にして頂きたい。</p> <p>努力目標なのか、包括許可を申請する場合のみ義務を負うのか。特に海外子会社も対象である場合には、外為法に基づく「輸出者等遵守基準」で求める指導、研修等の内容について明確である必要がある。親会社がコストをかけて子会社の指導、研修等を行うことは、</p>	本改正規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社に対する安全保障貿易管理に係る管理・指導を適切に行うことにより、不正輸出等の未然防止を図ることが求められます。すなわち、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった当該業務の一部を子会社（本省令における子会社は、会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいいます。）に実施させる場合において、総じて適正な実施を確保するためには、当該子会社に対する指導等が重要となります。このため、輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合

	<p>場合によっては税務上の観点も関係し得るのではないかと考える。</p>	<p>の改善指導を含む。) や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めることを新たに規定しています。</p> <p>輸出者等遵守基準に規定の事項については、法律の規定に基づき、輸出等を業として行う者は遵守すべきものである一方、通達に示す事項については、経済産業省に輸出管理内部規程を提出し、輸出管理内部規程受理票を交付された者が守るべきものです。また、輸出者等遵守基準においては努力義務であるものが、通達においては行うべき事項として記載しておりますが、これは通達で求める外為法等遵守事項が自主的に適切な輸出管理を行うことができるような内部管理の項目を示しているためです（このため、輸出管理内部規程受理票が一部の包括許可制度の取得要件になっております）。</p> <p>なお、今回の輸出者遵守基準を定める省令第1条第二号チに定める規定は、輸出者等の子会社の行為に対する責任を親会社に求めるものではなく、輸出者等による特定重要貨物等の輸出等の業務に子会社が関わる場合には、当該子会社に対して指導等を行うよう努めること（通達においては指導等を行うこと）を輸出者等に求めるものです。</p>
215	<p>●FAQ等で、相手企業に対して類型に該当する職員がいないことの誓約書を求める必要がない旨を明記してほしい。</p> <p>企業による過剰反応を懸念するため。</p>	<p>『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パプコメ開始時公表版のQ8）のとおり、相手方企業に対して外為法において管理される技術を提供するにあたり、相手方企業から類型に該当する職員がいないことの誓約書を求める必要はありません。</p>
216	<p>本帳票の記載内容を以下に変更してほしい(※赤字箇所の追記)。</p>	<p>役務通達別紙1-4に関するご質問と理解いたしました。</p> <p>役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正い</p>

	<p>私は、現在、</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の1に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の2に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の1及び2に該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のいずれにも該当しません。ので、誓約は不要です。</p> <p>私は、将来も、以下の1と2のいずれにも該当しないことを誓約します。仮に、以下の1または2に該当する可能性が生じた場合には、速やかに事前報告することを誓約します。</p>	<p>ただいて差し支えありません。そのため、ご質問の例で追記いただいたような内容を追記いただくことは妨げられません。</p>
217	<p>誰が読んでも帳票の内容を理解できるように、帳票上の文言を平易な表現に変更してほしい。それが難しい場合には、平易な表現で書かれた解説書または手引書を提供してほしい。</p> <p>(理由) 誓約書の記載内容は、法律文になじみのない者にとっては理解が難しく、運用上の混乱が懸念される。</p>	<p>表現を丸める場合、内容が不正確にならざるを得ない部分が出てきてしまうため、誓約書例は役務通達の文言に沿った内容としております。</p> <p>一方で、誓約をする方が誓約書例の内容を理解できるよう、『「みなし輸出」管理の明確化について』や『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』等の解説資料を用意しております。また、本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力をお願い 「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。</p>
218	<p>意見内容、理由</p> <p>(1) 「別紙1－3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」に関して：</p> <p>1 特定類型①又は②の該当性確認で、通常果たすべき注意義務が課される場合として、</p> <p>「役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該役務取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面（以下単に「契約書等」という。）において記載された</p>	<p>特定類型①に該当することが明らかである場合とは、例えば契約書等において外国法人と雇用関係があることが記載されている場合が考えられます。</p> <p>特定類型②に該当することが明らかである場合とは、例えば契約書等において外国政府等から奨学金を受けていることが記載されている場合が考えられます。</p>

	<p>情報から特定類型①又は②に該当することが明らかである場合」</p> <p>とありますが、ここでいう「明らかである場合」とは、具体的にはどのような場合か、ガイドライン(或いは要注意兆候)を示して頂けますようお願いいたします。 (「2 特定類型③の該当性確認」についても同じ)</p> <p>理由： 「契約書等」において記載された情報から特定類型に該当することが明らかでない場合、確認者が特定類型である兆候を見過している可能性もあります。 そのような見過しが無いよう、ガイドライン(或いは要注意兆候)が必要と考えます。 また、明らかでない場合、本当にそれだけで「特定類型」でないと判断して良いか、迷う場合もあると思います。</p>	
219	<p>(2) 「特定取引」の定義に関して：</p> <p>「特定取引」の定義を以下のようにして頂きたい。 (現行案) 「次の①から③まで(以下「特定類型」という。)に掲げる居住者(自然人に限る。)に対して技術を提供する取引(以下「特定取引」という。)は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。」 (修正案) 「次の①から③まで(以下「特定類型」という。)に掲げる居住者(自然人に限る。)に対して技術を提供する取引(以下「特定取引」という。)は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする<u>(特定国の非居住者に対して技術を提供する意図が認められない場合を含む)。</u>」</p> <p>理由：</p>	<p>「取引」とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいうところ、同一法人内のみでの技術提供で、非居住者他外部へ提供する意図が認められない場合であっても外為法における「取引」に該当します。そのため、ご意見のような修正は不要と考えております。</p>

	<p>現行では、同一法人内のみでの技術提供で、非居住者他外部へ提供する意図が認められない場合、「取引」と言わないのが一般的と思われます。一方、今回の改正で、同一法人内のみでの「特定類型」への技術提供、即ち「特定取引」では、非居住者へ提供する意図が認められない場合でも、「取引」として規制対象になると考えます。従って、「特定取引」の定義で、「特定国の非居住者に対して技術を提供する意図が認められない場合を含む。」と補足して、現行の「取引」と区分して頂きたいと考えます。</p>	
220	<p>(3)「みなし輸出」の定義に関して： 意見募集の関連資料として掲載されている説明資料によると、日本国内における技術提供が「みなし輸出」管理の対象となっていますが、定義を見直して、「特定類型」への提供、即ち「特定取引」を「みなし輸出」管理の対象として頂きたい。</p> <p>理由 今回の改正で、「特定類型」への技術提供、即ち「特定取引」という概念が導入されることに伴い、「特定取引」を「みなし輸出」と関連付けて定義するのが分かりやすいと思います。</p> <p>また、今回の改正で、例えば海外出張中である同一法人内の「特定類型」に技術を提供する「特定取引」の場合、非居住者に技術を提供する意図が認められない場合でも、規制対象になると考えます。即ち、「特定取引」は海外でも発生し、日本国内に限定されないと考えます。</p> <p>その意味でも「特定取引」を「みなし輸出」と定義すれば、海外での「特定取引」も「みなし輸出」に含まれ、分かりやすくなると思います。</p>	<p>従来からみなし輸出として管理されていた取引は、引き続き、管理対象となるので、特定取引のみをみなし輸出管理の対象とするのは、適切ではないと考えております。</p> <p>また、『「みなし輸出」管理の明確化』においては、ボーダー管理との違いを分かりやすくするため、国内における居住者・非居住者間の技術提供取引をもってみなし輸出管理と説明していますが、法文上、従来より国内外にかかわらずみなし輸出管理対象となります。</p>

221	<p>(4) 「特定類型①の除外規定」に関して： 意見内容、理由 特定類型①に関して、以下の趣旨の除外規定を(ハ)として追加するようお願いします。 「本邦法人の役職と、本邦法人の輸出管理体制下にある海外グループ法人と雇用契約を結び役職を兼職する場合」 また、現行案の(ロ)から(ハ)に該当する者を除く。</p> <p>理由： 現行案の(ロ)で、海外グループ法人の判断基準として「議決権」を用いていますが、「議決権」という言葉が一般の人には分かり難いので、「本邦法人の輸出管理体制下」という基準を用いた除外規定を加えて頂ければと思います。 本邦法人の輸出管理体制下であれば、本邦法人の議決権が50%以上であることと同等又はそれ以上に、兼職者の技術が不当に移転されることはないと思います。</p>	<p>居住者が「本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等」にも雇用される場合、当該外国法人等の強い影響を受けるものの、議決権の50%以上でつながれた関連会社の場合は、通常はグループ会社間の人事を目的として兼業状態にあるところ、典型的に日本の機微技術が外国に流出してしまう蓋然性が低いと考えられることから、特定類型①の例外(ロ)としております。 ご意見をいただいた(ハ)については、「本邦法人の輸出管理体制下」の趣旨が明確ではないところ、同様の趣旨が当てはまるとはいえないと考えられますので、ご意見のような修正をすることは適切ではないと考えております。</p>
222	<p>①【該当箇所】 「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案【第一条 第二号 ニ 前段】 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途(当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。)及び需要者等(技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。)を確認する手続を定め、</p>	<p>需要者とは「輸出貿易管理令の運用について」別表第3に「貨物を費消し、又は加工する者。これらを契約書で確認できない場合は、実際の貨物の使用者であって貨物の管理責任を負える者」と定義されており、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」においても「当該貨物を費消し、又は加工する者」と定義されております。最終需要者については「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」において「貨物の需要者又は技術を利用する者」と定義されております。本省令における需要者とは、「貨物を費消し、又は加工する者」を原則として指します。なお、審査実務においては、輸出許可基準に基づき、必要に応じて、「貨物を費消し、又は加工する者」に加えて、その取引先や貨物等を使用する者の確認を求める場合があります。</p>

	<p>当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。</p> <p>1-1【意見内容】 各省令・各通達等には「需要者」、「最終需要者」の用語が出てきますが、それぞれの定義のご教示をお願いします。使い分けが必要であれば、違いを明確にさせていただきたいです。運用通達別表第3の1-3-3 貨物を費消し加工する者とされていますが、実運用では品目によって 貨物を装置等に組み込む者が需要者と判断される場合と、組み込まれた装置等を使用する者が需要者と判断される場合が生じていると認識しています。例えば、用途の括弧書きに、「当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。」とありますが、これは再販に限ったことであり、当該特定重要貨物等を輸入者が 例えば他の貨物に組み込み、費消している場合は、これに当たらないという理解でよろしいでしょうか？ 組み込まれた装置等を使用する者を需要者とし、当該需要者とその用途を確認する必要がある場合は、その具体例をガイドライン等でご教示をお願いします。</p>	<p>「当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合」は、「費消せず、又は加工せず」に別の者に提供する場合であることから、輸入者が特定重要貨物等を他の貨物に組み込むこと等により費消した場合はこれに当たりません。</p> <p>なお、取引の時点で、通常の商習慣で得られる範囲において、「費消し、又は加工する者」が費消し、又は加工した後の貨物等を使用する者を把握した場合には、併せて当該取引先の確認を行うことは需要者等の確認の中で求められます。</p>
223	<p>1-2【意見内容】 「別の者」、「需要者等」、「代理人」、「需要者以外の者」の定義や対象範囲が明確になる ようにガイドライン等で具体例を示していただき</p>	<p>「別の者」は「技術取引の相手方又は以外の者」、「需要者等」は「技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人」、「代理人」は貨物等の輸入代理店や販売代理店等の「技術取引の</p>

	<p>たいです。前段の「これらの代理人」とは、例えば、海外の販売代理店を指すと考えてよろしいでしょうか？</p> <p>また、後段の「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者」は、前段の「これらの代理人」と同じと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者（需要者等）に代わって意思表示をなし、又は意思表示を受領し、その法律効果が直接需要者等に帰属する関係にある者」、「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者」は「技術取引の相手方若しくは貨物の輸入者、その他特定重要貨物等の輸出等の関連事業者（輸入代理店や、需要者を紹介した事業者等。技術を利用する者又は貨物の需要者を除く。）」をそれぞれ意味しております。</p>
224	<p>②【該当箇所】</p> <p>「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案【第一条 第二号 ニ 後段】</p> <p>また、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。</p> <p>2-1【意見内容】 同じ号中であり文脈から判断できることから省略されたのかもしれませんが、後段のみを読むと、あらゆる取引に対し必要であるかの如く誤解を与えるおそれがあると思いますので、文頭の「用途及び技術を利用する者～必要となる情報を」の前に、前段同様「特定重要貨物等の」という対象を限定する形容詞を付していただきたいです。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
225	<p>2-2【意見内容】 「当該情報の信頼性を高める手続き」について、経済産業省として考える「信頼性を高</p>	<p>信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不</p>

	<p>める」ことを充足する具体的な事例をご教示いただきたいです。</p> <p>ガイドラインや Q&A に記していただけると有り難いです。</p> <p>例えば、自己管理チェックリスト 2-4(2)備考欄の「確認の方法等の具体例」(1)~(3)を参考にすればよろしいでしょうか? 一例として、海外の大学に装置を納入する場合、担当教授の論文を確認すべきか否かの議論があるようですが、こうした点はどのように考えればよろしいでしょうか? 情報の信頼性を高める措置としては、あくまで「商慣習上、当該取引を行う上で通常取得する 情報」並びに「公開情報」の範囲に留めていただきたいのですが、具体的にどこまでの確認が求められるのか例示していただきたいです。具体例がないと、慎重な企業ほど、確認の範囲は広がり続けてしまうことが考えられます。また、経済産業省は、どのような内容を CP へ記載することを期待されているかご教示いただきたいです。</p>	<p>正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。なお、本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&Aやガイドラインにおいて示すことも検討しています。</p> <p>なお、御指摘のとおり、信頼性を高めるための手続においては、通常の商慣習上取得する又は取得できる範囲での情報でもって行うことを想定しております。</p> <p>CPについては、本改正に基づく内容をそのまま記載するか又は本改正の趣旨に沿って記載することを想定しております。</p>
226	<p>2-3【意見内容】</p> <p>製品を装置等に組込む者:A と、組込んだ装置等を使用する者:B が別の法人の場合、商習慣上 は製品を購入するのは A であり輸出者は A から情報を得ることが通例ですが、この A は輸出者 等遵守基準の第一条第二号ニの「需要者」との理解で正しいでしょうか? その場合、Bは何に相当するのでしょうか? それとも「需要者」はBであって、Aは「貨物の 需要者以外の者」</p>	<p>本省令における需要者とは「貨物を費消し、又は加工する者」を指しますが、「貨物を費消せず、又は加工しない者」に輸出等を行う場合には「当該貨物等を使用する者」が需要者となります。御指摘のような場合、個別の輸出等の状況にもよるかと思いますが、製品を装置等に組込む者が「貨物を費消し、又は加工する者」であるとする、基本的にはAが需要者となります。一方、取引の時点で、通常の商習慣で得られる範囲において、「費消し、又は加工する者」が費消し、加工した後の貨物等を使用する者を把握した場合においては、併せて当該取引先の確認を行うことは需要者等の確認の中で求められます。</p>

	<p>となるのでしょうか? A も B も広義では「需要者」である場合、A と B を区別できるよう表記の見直しをお願いします。</p> <p>また、運用通達 別表第 3 の 1-3-3 の考え方との関連性を考えた場合、省令に照らし合わせた時、用語に関して混乱が生じ、意味の曖昧さから、やるべき手続きが見えなくなってしまうことが考えられます。仮に A が「貨物の需要者以外の者」である場合、A からは B の用途について B との守秘契約等によって詳細が明かされない場合等が想定されますが、このような場合にはどうすればよろしいのでしょうか?</p>	<p>なお、審査実務においては、貨物等の性質等も踏まえ、輸出許可基準に基づき、必要に応じて、「貨物を費消し、又は加工する者」に加えて、その取引先や貨物等を使用する者の確認を求める場合があります。</p>
227	<p>2-4【意見内容】「用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続きを定め」とあります。「商流:日本本社→海外荷受人→海外代理店→技術を利用する者又は貨物の需要者」であっても、常に、用途を、技術を利用する者又は貨物の需要者から入手すること定型業務としている場合、当該手続きを定める必要はありますか? 当該手続きを定める必要がある場合、CP 文言は、どのように記載すればよろしいのでしょうか?</p>	<p>御指摘のように技術を利用する者又は貨物の需要者から用途を入手することを定型業務としている場合であって、用途の確認に伴い需要者の確認もしている場合は、改めて手続きを定める必要はないものと考えております。一方で、需要者の確認をしていない場合においては、改めて手続きを定めていただく必要があるものと考えております。CP 文言としては、現時点で、用途を技術を利用する者又は貨物の需要者から入手している手続きに、技術を利用する者又は貨物の需要者を追加するような形が考えられます。</p>
228	<p>2-5【意見内容】 海外にある代理店などに販売を委託し、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使用したストック販売を行っている場合、</p>	<p>信頼性を高める手続きについては、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。御指摘の包括許可により認められるストック販売については、包括許可要領で求められる範囲内で把握している用</p>

	<p>情報の信頼性を高める措置を講じる必要が ありますか?</p> <p>包括許可取扱要領に記されている対応のみでは足りないのでしょうか? 一般包括許可・特別一般包括許可のストック販売における需要者等の確認は、経産省 Q&A 【2. 一般包括許可・特別一般包括許可】の「Q&A15、Q&A16」でも包括許可要領の内容が 記されていますが、この範囲内の確認のみだと不十分なのでしょうか? 包括許可要領記載内容 以外に追加確認が必要なのであれば、追加確認の有無に関し、Q&A やガイダンス等で具体的に明記していただきたいです。</p>	<p>途・需要者について信頼性を高める手続を行っていただくことを想定していません。</p>
229	<p>2-6 【意見内容】</p> <p>「~必要となる情報を、 技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、~」と、何故、「需要者等以外のものから」という条文にせず「技術を利用する者又は貨物の 需要者以外の者から」という条文になっているのでしょうか?</p>	<p>用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報は、特定重要貨物等の輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げる等の懸念がないことを確認する上で極めて重要な情報と考えております。このため、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や、需要者を紹介した事業者等。）から間接的に用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認に必要な情報を得ている場合には、用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報の確からしさを高めるために本措置を求める旨を規定しております。</p>
230	<p>2-7 【意見内容】</p> <p>「2-4(2)2 輸出令別表第 3 に掲げる地域とそれ以外の地域を区別して、確認を行っているか。」とありますが、区別せずに確認しても問題ないでしょうか?</p>	<p>信頼性を高める手続については、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、仕向地が輸出貿易管理令別表第 3 に掲げる地域にあたるか否かもその要素の一つであると考えているため本項目を記載したところです。一方、別表第 3 に掲げる地域とそれ以外の地域を区別して確認をする必要があるかのような印象を与えることもあり、自己管理チェックリストにおいて敢えて本質問を問う必要性はないと考えるに至りましたため、自己管理チェックリストから削除することとします。</p>
231	<p>③ 【該当箇所】</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>

	<p>「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案【第一条 第二号 チ】</p> <p>子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該子 会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認(以下「指導等」という。)を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を行うよう努めること。</p> <p>3-1【意見内容】 文頭の「子会社が輸出者等の輸出等の業務に関わる場合には、」を「子会社が輸出者等の特定重 要貨物等の輸出等の業務に関わる場合には、」に変更し、当該対象の限定を明確化していただきたいです。</p>	
232	<p>3-2【意見内容】 輸出者等遵守基準を定める省令で「定期的に当該指導等を行うよう努める」と努力規定になっています。また、外為法等遵守事項「7. 会社及び関連会社の指導」では、「(1)~指導を行うこと。(2)~当該 手続に従って定期的に指導等を行うこと。」と義務規定になっています。一方、「包括許可取扱 要領」では、「ただし、外為法等遵守事項中『7 子会社及び関連会社の指導』の実施状況については、〇〇包括許可を行う場合における評価対象としない。」という文言が削除されました。つまり、包括許可を行う場合における評価対象」となり、規制が強化されたのではないかと考えられます。この場合の「評価」は、通</p>	<p>包括許可取扱要領において削除した箇所については、包括許可要領にかかわらず、外為法等遵守事項に沿って、これまでも実地検査等において指摘等を行ってきており、それに基づき改善を図っていただいていたところです。</p> <p>このため、削除したことによる影響は実態上ないものと考えております。</p> <p>また、外為法等遵守事項に沿って輸出者等に求める内容の評価については、自己管理チェックリストに記載している内容でもって行うこととなります。</p>

	<p>常は「自己管理チェックリスト」7-2(2)の記述内容による 評価に限定されるという理解で良いでしょうか? また、評価基準(最低限どこまで当該指導等を行えば、包括許可を維持できるか)は、今後、公開され、統一基準により「評価」されると理解してよろしいでしょうか?</p>	
233	<p>3-3【意見内容】 輸出者等遵守基準を定める省令で「定期的に当該指導等を行うよう努める」とありますが、どの 程度実施することを想定しているのでしょうか?必要な具体的指導の範囲等をガイドライン等 でもう少し明確にさせていただきたいです。海外子会社についてはどのような場合に指導が必要となるか、その条件や留意点等を具体的な事例を挙げてご説明をお願いします。また、外為法等遵守事項「7.会社及び関連会社の指導」では、(1)~指導を行うこと、(2)~当該手続に従って定期的に指導等を行うこと、と義務規定となっています。輸出者等の輸出等の業務に関わる子会社に対する「指導等」は、チェックリスト 7-2(2)1~3 全てを行わなくてはならないということになるのでしょうか? 既存の「7(1)、7-1:子会社及び関連会社(海外子会社等を含む。に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行っているか。」では、指導不足となってしまうのでしょうか?</p>	<p>輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めることを新たに規定しています。当該子会社の業務体制及び業務内容の確認の具体的な内容としては、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社が実施した監査結果の検査等を定期的に実施すること（例えば1回/年）が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して一律同じ内容を求めるものではありません。なお、本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&Aやガイドラインにおいて示すことも検討しています。</p> <p>また、子会社に対する指導に関して、当該子会社が用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合であって当該確認等が不十分であることを把握した場合に、改善のための指導を行う必要があるものと考えております。</p> <p>自己管理チェックリスト7-2（2）1．～3． 全て実施いただく必要がありますが、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導（輸出等の業務に不備がある場合の改善指導を除く。）と、輸出等</p>

		<p>の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を同じ 手続・過程で実施することも可能であると考えております。なお、自己管理チェ ックリスト7-1に基づくこれまで子会社に対して指導していた場合であって も、自己管理チェックリスト7-2(1)(2)に記載の事項を実施していない 場合は不足事項を新たに実施いただく必要があります。</p>
234	<p>3-4【意見内容】 改正による子会社の指導強化に伴 い、「子会社」の定義や対象範囲を明確にする必要が あると 考えます。</p> <p>議決権の 50%超を保有する会社を本号の「子会社」と いう認識で、問題ないでしょうか?(合弁 会社等で、他 の親会社に支配されている会社は、本号の「子会社」 から除外されるのでしょうか?) 連結対象子会社であっ て「実質的に財務および事業の方針の決定を支配して いる様々な会社」を 含むのでしょうか?あるいは形式 的な基準ではなく「実状に即した」判断を下してもよ ろしいでしょうか?(海外子会社の範囲についても同じ 疑問があります)</p>	<p>本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。</p>
235	<p>3-5【意見内容】 「子会社が輸出者等の輸出等の業務 に関わる場合」とはどのような場合か、ガイドライン 等により、具体的にご説明をお願いします。 例え ば、契約上、輸出者と最終需要者の間に介在する中間 事業者として商流に加わっている場合 を指しますか? 輸出者等の代わりに専ら出荷や通関等の業務を行って いる子会社(審査等の判断業務は行わず オペレーショ ンのみ)が対象ですか? 受注等を含め輸出に関わる業務に 携わる子会社全てが対象ですか? 輸出品の発注をする</p>	<p>国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵 守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」は主として輸出等の管 理に係る業務を指すものと考えており、輸出者等の当該業務を子会社に関わる場 合を指しております。具体的には、当該子会社が、用途の確認のための事前審査 や事前確認を実施している場合には「輸出等の業務に関わる」ものと考えており ます。一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが 全くない場合には、当該子会社は輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チ の対象外と理解いただいて構いません。</p>

	<p>或いは荷受人となる海外の子会社も対象ですか？ 国内子会社とは、輸出者(親会社)の輸出業務に関して、子会社が製品の製造、調達、運搬を行う子会社を指しますか？ 国内の子会社自身が輸出者となる場合のことではないとの理解でよろしいですか？ 海外子会社とは、輸出者(親会社)の輸出業務に関して、海外子会社が貨物等の受領、需要者と 売買・サービス等を行うなど輸出者の輸出業務に係る子会社のことを指していますか？ 等。</p>	<p>御指摘の事例について、「輸出者等の代わりに専ら出荷や通関等の業務を行っている子会社」に関しては、当該子会社が輸出者等遵守基準を定める省令第1条第2号ホの輸出者等が実施する業務の一部を実施している場合においては対象となりますが、輸出者等が同号ホの確認を行った上で輸出者等からの指示又は依頼通りに専ら出荷又は通関業務を行う者については対象となりません。</p> <p>「受注等を含め輸出に関わる業務に携わる子会社全て」「輸出品の発注をする或いは荷受人となる海外の子会社」「国内子会社とは、輸出者(親会社)の輸出業務に関して、子会社が製品の製造、調達、運搬を行う子会社」「海外子会社とは、輸出者(親会社)の輸出業務に関して、海外子会社が貨物等の受領、需要者と 売買・サービス等を行うなど輸出者の輸出業務に係る子会社」に関しては、当該子会社が輸出等の管理に係る業務を担っている場合(例えば、用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合)には「輸出等の業務に関わる」ものと考えております。一方で、輸出等の管理の業務に全く関係なく専ら販売や製造、調達、運搬関連の業務をしている場合には「輸出等の業務に関わる」ものではないと考えております。</p> <p>なお、「国内の子会社自身が輸出者となる場合」は、当該子会社が輸出者等遵守基準に基づき輸出等を行う必要があります。</p>
236	<p>3-6【意見内容】</p> <p>対象となる子会社の定義を Q&A やガイダンス等で具体的に明確にしていきたいです。 本社側でも需要者・用途確認するケースは、本社側のビジネスとして子会社に需要者・用途確認 を依頼して輸出するケースだけで、子会社側が自分たちのビジネスとして輸出するようなケースは当てはまらないということについて、明確なご説明をお願いします。</p>	<p>全ての子会社を対象とするものではなく、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった輸出等の管理の業務の一部を子会社が担う場合における当該子会社が対象となります。あくまでも日本の外為法の対象となる輸出等の業務に対する指導等であり、海外子会社が主体的に行う事業活動を対象とするものではありません。なお、本省令における子会社は、会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。</p>

237	<p>3-7【意見内容】 国内本社で製造された貨物等であっても、その所有権が海外子会社(海外現地法人)に移り、海外現地法人のビジネス(責任)で他国及び他地域へ輸出するような場合は、その国及び地域の法令を遵守すればよいのでは(外為法は無関係ではないか)という疑問に対する回答を Q&A や ガイダンス等で具体的に明確化していただきたいです。子会社には海外子会社も含まれると理解していますが、グループ A の国及び地域内の企業は、日本と同等の輸出管理が制度化され、日本企業の子会社に限らず、各社にて適正な運用がなされていると思いますが、グループ A の国及び地域内の子会社も指導対象となるのでしょうか? 親会社の子会社指導に努めることは理解していますが、実質的な外為法の域外適用になりかねず、日系企業と現地企業間での公正な競争条件(レベル・プレイング・フィールド)を維持するためにも合理的基準について、ご説明をお願いします。</p>	<p>輸出者等が輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった当該業務の一部を子会社が担う場合においては、当該子会社も輸出者等と同様に適正に実施することが必要であり、今回改めて規定を追加したものです。あくまでも日本の外為法の対象となる輸出等となることから、海外子会社が主体的に行う事業活動を対象とするものではありません。</p> <p>なお、本規定は、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。</p>
238	<p>3-8【意見内容】 審査業務を委任しているケース等(審査業務を委託している場合は、その体制を構築、手続きを定めて指導する等)が、今回の改正趣旨と理解しています。一方、日本の本社側で、全ての審査業務(該非判定、顧客・取引審査)を実施し、現地の子会社経由で顧客へ販売するケースも、この「関わる」に該当しますか? その場合の当該業務は、子会社では審査は実施していないため、子会社が行う販売業務ということになるのでしょうか? 輸出管理部門が販売体制の</p>	<p>国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」は主として輸出等の管理に係る業務を指すものであり、輸出者等の子会社が、特定重要貨物等の輸出等の用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合には関係があるものと考えております。一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チは関係ないと理解いただいて構いません。</p>

	構築/指導を行うということではないという認識で正しいですか? 「輸出業務に関わる子会社」の「関わる」の部分の範囲を Q&A、ガイドライン等で明確にさせていただきたいです。	
239	<p>④【該当箇所】 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 16 ページ目) 改正後【別添 B 様式 2】</p> <p>4-1【意見内容】 改正後【別添 B(様式 2)】に、改正前【別添 A(様式 2)】に記載の「8 報告及び再発防止: (1)経済産業大臣への報告、(2)再発防止策の策定及び実施(違反者の処分を含む。)」が 削除されていますが、誤りではないでしょうか?</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
240	<p>⑤【該当箇所】 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案 (PDF 2・26 ページ目) 1(別紙 1)7. 外為法等遵守事項子会社及び関連会社の指導 27(2) (遵守基準省令第 1 条第二号又関係)3 輸出者等概要・自己管理チェックリスト 7-2(1)(注)「指導等」とは、遵守基準省令第 1 条第二号又の指導等をいう。</p> <p>5-1【意見内容】</p>	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。

	<p>II-7 の柱書中の括弧書き記載にて、「第二号又関係」とありますが、「第二号チ関係」の誤りではないでしょうか?</p> <p>また 7-2(2)の(注)「指導等」とは、遵守基準省令第 1 条第二号又の指導等をいう。以下同じ。とありますが、「又」ではなくて「チ」の誤りではないでしょうか?</p>	
241	<p>⑥【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 26 ページ目) 輸出者等概要・自己管理チェックリスト_自己管理チェックリストの 7-2(備考欄)</p> <p>6-1【意見内容】</p> <p>7-2 文末の「(」(片括弧)は「予定時期:」の誤りではないでしょうか?</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
242	<p>⑦【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 26 ページ目) 様式 3 自己管理チェックリストの 7-1, 7-2(1)</p> <p>7-1【意見内容】</p> <p>様式 3 自己管理チェックリストの 7-1 における「子会社及び関連会社(海外子会社を含む)」は、関連会社の海外子会社も対象でしょうか?(海外子会社を含む)が子会社だけに係るのであれば、「子会社(海外子会社を含む)及び関連会社」と修正していただきたい</p>	<p>関連会社の子会社を含むものではなく、輸出者等の海外の子会社及び海外の関連会社という意図で記載しております。外為法等遵守事項における子会社及び関連会社については、従前より、海外の子会社等を含むのか否かを問う質問が輸出者等から多数寄せられていたこともあり、海外子会社等を含むものであることを明確にするべく追記しているものであり、これまでと内容及び運用に変更はありません。</p>

	<p>す。また、自己管理チェックリストについて、子会社及び関連会社の指導の 7-1、7-2(1)に子会社・関連会社(海外子会社を含む)と括弧書きにて補足情報を付加されましたが、この改正の意図・目的を示していただきたいです。</p>	
243	<p>⑧【該当箇所】 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 3 ページ目) 1. 施行期日 この通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>8-1【意見内容】 輸出者等遵守基準及びみなし輸出も含めて、従来の規制から大きな変化であり、経済産業省によるガイダンス・Q&A の発行、説明会等のアウトリーチの実施が必須であると考えます。輸出者企業の社内規則、手続等の準備と周知の期間を考慮して頂き、公布日から施行まで、一年以上の期間をいただきたいです。尚、特に、4 月 1 日は本邦の多くの企業が採用する新年度開始日であり、みなし輸出については、特に新入社員の誓約書を取得する上でも制度を理解、周知する時間がなく、実運用上の問題があると思います。その上で、CP 届出の時期の再考もお願いしたいです。</p>	<p>適用時期については、産業界やアカデミアにおけるご負担と昨今の安全保障環境に適した対応をする必要性のバランスを踏まえて検討しております。</p> <p>産業界やアカデミアにおけるご負担については、本パブリックコメント開始時に『「みなし輸出」管理の明確化について』や『「みなし輸出」管理の明確化に関する Q & A』等の解説資料を用意し、本パブリックコメントの回答の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い 「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を日英で公表するほか、役務通達別紙 1 - 4 に記載の誓約書例の英訳版も公表しております。また、個別の質問に対応すべく、特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合にご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p> <p>また、本明確化により、（各法人が自主的なコンプライアンスとして行う場合を除き）就業規則等の改定までは求めておらず、産業界やアカデミアにおけるご負担に配慮した制度設計にしております。上記を前提に、本明確化は令和 4 年 5 月 1 日から適用させていただきます。</p> <p>したがって、令和 4 年 4 月入社社員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいて構いません。すなわち、当該社員からの誓約書の取得は必要ありません。</p>

		また、御指摘も踏まえ、輸出管理内部規程の内容変更の届出期限を輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年10月31日とさせていただきます。
244	<p>⑨【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案</p> <p>「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」(記入例)https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/CL__example.pdf</p> <p>9-1【意見内容】</p> <p>改正交付に際しては、METI 殿で整備されている「輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)」(記入例)についての改訂版も、事前に時間的余裕を持って提供・掲示をお願いします。</p>	「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」(記入例)の改定版は、事前に時間的余裕を持って提供・提示させていただきます。
245	<p>⑩【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 22 ページ目) 2-3(2)確認方法【旧:審査方法】 1 用途及び需要者等を確認する【旧:顧客に関する審査の】様式はあるか。 2 需要者等【旧:新規顧客】の確認対象は明確か。 3 需要者等は新規取引、継続取引を区別して確認を行っているか。 4 継続取引をしている需要者等を定期的に見直しているか。 5 間接輸出の場合も確認しているか。</p>	<p>確認ポイントは以下のとおりになります。</p> <p>① 用途及び需要者等の審査を様式を用いて適正に実施しているか。</p> <p>② 需要者等の定義のとおり対象範囲を明確にして確認しているか。</p> <p>③ 新規需要者等顧客と継続需要者等顧客で審査方法を分けている場合、それぞれ、どのように審査を実施しているのか。需要者等を審査した継続需要者について、その後、定期的(1~2年毎)に見直しを行っているか。</p> <p>④ 間接輸出(国内販売して購入者が輸出する場合)に、国内販売先やそこからの輸出先・需要者等の審査を行っているか。</p>

	<p>10-1【意見内容】</p> <p>「別添 A(改正前)輸出管理内部規程総括表(3)顧客審査(4)最終需要者及び最終用途」から「別添 B(改正後)輸出管理内部規程総括表(3)用途及び需要者等の確認」へ変更。「(改正後)自己管理チェックリストの評価項目「2-3(2)」の確認方法」の記載も変更。これらは、輸出者等遵守基準を定める省令での「需要者等」の定義の追加に関連するかと思いますが、「自己管理チェックリスト」評価項目「2-3(2)」の確認方法のポイントについて、分かりやすい解説をお願いします。</p>	
246	<p>1 1【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 23・26~27 ページ目)評価項目 2-4(1)・2-4(2)・7-2(1)・7-2(2)</p> <p>11-1【意見内容】 自社名義の取引について、営業事務等について業務委託することはあっても、審査業務は自社自ら行っている場合等、自社の安保管理審査を、子会社等の第三者に委託していない場合には、関係ないと理解してよろしいでしょうか?</p>	<p>国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」は主として輸出等の管理に係る業務を指すものであり、輸出者等の子会社が、特定重要貨物等の輸出等の用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合には関係があるものと考えております。一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チは関係ないと理解いただいで構いません。</p>
247	<p>12【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 3 ページ目)附則 2 経過措置(4)輸出管理内部規程受理票に関する経過措置</p> <p>12-1【意見内容】</p>	<p>輸出管理内部規程については、輸出管理内部規程に関する経過措置により、令和4年10月31日までに内容変更の届出がない場合は、令和4年12月21日以降、今お持ちの輸出管理内部規程の受理票は失効となります。</p> <p>特一包括については、輸出管理内部規程に関する経過措置により、この通達の改正前の規定により発行された「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票」</p>

	<p>改正前に発行された輸出管理内部規程(以下 CP)受理票はこの通達の施行日から3カ月間に限り有効な旨が示されています。CP改訂による変更届がこの期間内に受理されなかった場合、今までのCP受理票及び取得している特一包括は失効し、改めてCPの新規届出をすることになるのでしょうか?</p>	<p>はその発行日から13か月間に限り有効なものとみなしますが、有効な輸出管理内部規程の受理票をお持ちの場合となります。更に詳しい運用は、経済産業省の安全保障貿易管理HPにおいてQ&Aを示しますのでそちらを参照してください。</p>
248	<p>12-2【意見内容】 改正に伴う内部規程の内容変更が無い場合(別規程での対応も含む)、経済産業省への内容変更の届出は不要でしょうか?変更がない旨を経済産業省へ連絡することで再度受理票が発行されるのでしょうか? その際の報告の方法、様式等の定めはあるのでしょうか? あるいは、連絡せずとも再発行されるのでしょうか?</p>	<p>本改正により新たに追加した規定を遵守している旨を明確にするためにも、当該追加規定を含む輸出管理内部規程を定めることが望ましいものの、新たに追加された規定を輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている場合には、必ずしも輸出管理内部規程自体を変更する必要はありません。一方、輸出管理内部規程自体の変更の有無にかかわらず、輸出管理内部規程の内容変更の届出を行っていただく必要がありますので輸出管理内部規程に関する経過措置により令和4年10月31日までに届出を行ってください。</p>
249	<p>13【該当箇所】 「輸出管理内部規程の届出等について」(PDF 27 ページ目) 「自己管理チェックリスト」9-1 特定取引(特定類型に掲げる居住者(自然人に限る。))に対して技術を提供する取引)</p> <p>13-1【意見内容】 「手続」の具体例について、ご教示をお願いします。 また、1(3)サ3については、誓約書等、新たな書類を取得して確認することを求められていませんが、具体的にどのような確認方法を想定されているのでしょうか?</p>	<p>前段について、役務通達別紙1-3に沿った特定類型該当性確認を行う手続を定めていれば、「自己管理チェックリスト」9-1の手続を定めているものと考えられます。 後段について、特定類型③は、役務取引において通常取得する書面等から該当することが明らかである場合を除き、基本的には、経済産業省から同類型に該当する可能性があるとして技術提供者に連絡があった場合に、同類型に該当すると判断いただくことを想定しています。</p>

250	<p>13-2 【意見内容】</p> <p>A 欄 輸出管理内部規程上の取扱いにおいて</p> <p>1 輸出管理内部規程上で明確に定めている</p> <p>2 輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めている</p> <p>3 一部明確でない部分があるが、輸出管理内部規程上で定めている</p> <p>4 定めていない</p> <p>5 他者の輸出管理内部規程を適用し、明確に定めているとありますが、以下の点について明確にさせていただきたいです。例えば、2は、就業規則で利益相反行為の禁止や申告の規定があれば該当するという考え方でよろしいでしょうか？ 5は、子会社が親会社の規程を準用していて親会社の規程に特定類型の確認に関する規定がある場合を意味していますか？</p>	<p>ご理解のとおり、2については、就業規則等、輸出管理内部規程以外の規程において、役務通達別紙1—3で示すガイドラインに沿った対応が規定されている場合をを想定しています。</p> <p>5について、ご指摘のケースは該当すると考えられます。</p>
251	<p>14 【該当箇所】</p> <p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案(PDF 26 ページ目) 7-2(1)B 欄 実際の取り組み「指導等を行う体制及び手続について」(ア)責任者を選任している</p> <p>14-1 【意見内容】 「(ア)責任者を選任している」等の記述があります。「指導等を行う体制及び手続について」の当該体制とは、既存の輸出管理の体制とは独立したものが求められるのでしょうか？</p>	<p>特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社の指導等を行う上で、新たな体制を構築するという対応もあれば、既存の輸出管理の体制を活用することによる対応もあり得るものと考えており、必ずしも独立した体制を求めるものではありません。</p>
252	<p>15 【該当箇所】</p>	<p>御意見ありがとうございます。いただきました御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案

【第一条第二号イ】の「統括責任者」
第一条第一号イ・第一条第二号ハ・第二条・第三条
の「該非確認」

15-1【意見内容】 最高責任者についてですが、外為法等遵守事項では代表取締役又はそれに相当する者を安全保障 輸出管理の最高責任者とあり、遵守基準では特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括 管理する責任者(統括責任者)とありますが、整合性を図るため、遵守基準二 イの上記個所を「特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括管理する最高責任者(最高責任者)」に見直していただきたいです。また、該非判定についても、外為法等遵守事項ではリスト規制貨物等に該当するか否かについて 判定を行うとあり、遵守基準では、特定重要貨物等に該当するかどうかの確認(該非確認)と ありますが、整合性を図るため、遵守基準省令第1条一 イ「特定重要貨物等に該当するかどうかの確認(以下この条において「該非確認」という。))」を「特定重要貨物等に該当するかどうかの判定(以下この条において「該非判定」という。))」に見直していただきたいです。その他、同上二 ハ「該非確認に係る手続きを定めること」を「該非判定に係る手続きを定めること」に、同上第二条「該非確認責任者」を「該非判定責任者」に、同上第三条

	<p>「該非確認の業務を含む。」を「該非判定の業務を含む。」に、「該非確認責任者を含む。」を「該非判定責任者を含む。」に見直していただきたいです。</p> <p>【理由】</p> <p>以下の点について、以前より、混乱が生じているケースが見受けられます。是非、この機会に、遵守基準の用語を外為法等遵守事項の用語統一を図っていただきたいです。外為法等遵守事項の用語は、いわゆる大臣通達*に基づき長年使用されてきた用語であり、既に経済産業省に届出若しくは内部管理規程(CP)として運用している大半の輸出者は外為法等遵守 事項で使用されている用語を使用しているため、こちらを生かしていただきたいです。</p> <p>*大臣通達(6 貿易第 604 号 平成 6 年 6 月 24 日)「不拡散型輸出管理に対応した輸出管理法 規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」 尚、安全保障貿易管理 HP(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html)に 掲載している「輸出管理内部規程(CP)及び輸出管理等概要自己管理チェックリスト(CL)に係わる Q&A」の QA12 にもそれぞれ、「最高責任者」、「該非判定」に相当するとの説明があります。</p>	
253	<p>16【該当箇所】 「輸出者等遵守基準を定める省令」の一部を改正する省令案</p>	<p>本パブリックコメントで回答している内容を整理した上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPにおいてQ&Aやガイドラインにおいて示すことを検討しています。また、改正内容について説明会等で周知徹底することを予定しています。</p>

	<p>「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案</p> <p>16-1【意見内容】 自己管理チェックリスト 2-4(2)「情報の信頼性を高める手続き」の確認の方法等、「子会社指導」の指導方法など、具体例を含め、省令・通達改正に伴うガイドランスや Q&A を、公布後に間を置くことなく且つ施行日より少なくとも 9 カ月以上前に公表していただきたいです。また、説明会等の輸出者に対するアウトリーチの実施されることを是非ともお願いしたいです。</p>	
254	<p>1 <対象が広汎となることに伴う制度の周知> 本改正案は、本邦法人(企業)内従業員への技術提供管理を求めており、リスト規制技術および キャッチオール規制技術も対象であることから、輸出取引の有無に拘らず、工業製品等を取扱う 企業全般に及ぶものと理解しました。これまでの輸出管理は輸出取引を有する企業が実施していましたが、中小企業等を含め、対象企業が相当数増加するものと考えます。したがって、それら 新たに管理を要する企業が漏れることなく、適切な対応を取れるよう、御省より丁寧な説明を実施頂きたい。</p>	<p>今回の制度見直しの内容と企業におけるご対応について、中小企業を含め、より多くの企業の皆様にご理解いただけるよう、引き続き努めてまいります。</p>
255	<p>1-2 <本邦法人の社員の位置付け> 今回のみなし輸出の枠組みでは、本邦法人がその雇用契約等の関係にある特定類型該当の社員 等である居住者に技術提供する場合に許可が必要ということになっ</p>	<p>いずれもご理解の通りです。</p>

	<p>ています。その場合、実際に 特定類型該当の社員等に提供するのは、その本邦法人の他の社員になりますが、その提供する側 の社員は、あくまで本邦法人の業務の一環として行うものですから、その社員が提供する行為は、本邦法人が提供する行為として位置付けられると理解していますが、それでいいでしょうか。</p> <p>したがって、「通常果たすべき注意義務」は(類型該当性の報告を本人から受けたり、経産省 からの連絡を受ける)本邦法人が負うものであり、実際に提供した社員が注意義務違反等の何ら かの責任を問われることはないと考えられますが、その理解でいいでしょうか。</p>	
256	<p>1-3 <本邦法人の社員間の提供行為の位置付け></p> <p>今回の制度改正は、本邦法人に雇用等されている社員間(居住者間)の提供行為を規制する と の趣旨ではなく、本邦法人が(実際にはその指揮命令等の下で業務を行う社員がその業務の一環 として)、特定類型該当の社員に提供する行為を「特定取引」として許可対象とするものであっ て、指揮命令下で提供する側の社員自身に、「特定取引」に関する管理規制が及ぶということ ではない(責任を問われるものではない)と理解していますが、それでよろしいですか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
257	<p>2 <外国人向けの特定類型制度・運用についての解説、翻訳の提供></p> <p>外国の方向けの特定類型に係る制度運用の解説の提供を希望します。誓約書の英文、中文等や外国語翻訳の例示もお願いします。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙1-4に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。</p>

258	<p>3 <特定類型該当性の確認手続き></p> <p>「みなし輸出管理の明確化に関する Q&A3」に、特定重要貨物等の輸出者等は、取引の相手方の特定類型該当性の確認の手続について定め、当該手続に沿った確認を行うことと書かれている。手続に関しては、個社の管理に委ねられており、輸出管理内部規程(CP)ではなく、マニュアル等にて規定することでもいいか。</p>	<p>既存の輸出管理と異なる部門との調整等もあり得ると考えており、本手続の詳細が輸出管理内部規程以外の規程で明確に定めていけば問題ないものと考えています。</p>
259	<p>4 <社内で混乱を招かない適切な管理運用方法></p> <p>本邦法人(企業)内において、特定類型1又は2に該当する従業員への技術提供管理は、これまでの輸出管理同様に、個別許可の取得、包括許可の適用、特例提供、又は、技術提供しない、等での対応を要します。一方、このためには、当該従業員が特定類型に該当することを社内で周知・徹底する必要(これまでの輸出管理における懸念のある需要者のように)があるように思えます。しかしながら、それは、当該従業員への差別にも繋がりうるものであり、また、業務上、支障を来すことも考えられ、法令の要請とはいえ、その運用は難しく、デリケートになります。御省より、適切な管理運用方法をご教授頂きたく、よろしくお願ひ致します。</p>	<p>特定類型に基づくみなし輸出管理に対する対応方法については、役務通達別紙1-3にお示ししたとおりでございます。類型該当者の社内関係者等への周知の方法については、46への回答も参考としてください。</p> <p>従業員のご理解をいただけるよう、従業員や学生向けの説明資料を本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に公表します。</p>
260	<p>5 <個人情報保護法との関係></p> <p>特定類型に該当する者が社内にいる場合(経済産業省から連絡を受ける類型3を含み)、当該類型該当者に許可なく技術が提供されないことを徹底するためには、類型該当者であることを社内に周知する必要がある</p>	<p>特定類型該当者に関する情報の関係者への共有の範囲については、個々の事情に応じて検討されるものであり、必ずしも、社内の全ての者に周知する必要はないと考えております。</p> <p>その上で、個人情報保護法上、同一事業者内での個人データの提供は、「第三者提供」には該当しないとされております(「個人情報の保護に関する法律につい</p>

	<p>が、これは個人情報保護法のその他の法律に抵触しないのか確認をお願いします。また、個人情報保護法その他の法に抵触せず、類型該当者への無許可の技術提供の発生を防止する効果的な社内周知の方法例をお示しいただきたい。</p>	<p>てのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A（Q5-2）。</p> <p>そのうえで、当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が利用される場合には、あらかじめ、目的外利用に関する本人の同意を得る必要がありますが（個人情報保護法第16条第1項）、通常法令のコンプライアンスのために利用することは個人情報の取得時に本人の同意を得ている場合が多いものと理解しております。</p>
261	<p>6 <社内周知の有無と「通常果たすべき注意義務の履行」との関係等></p> <p>類型該当者の社内周知については、貴省としてはどのように位置付けておられますか。推奨されるのかそうでないのか、「通常果たすべき注意義務の履行」と社内周知の有無とは直接は関係ないのかあるのか、個人情報保護・労働法制等との関係についてもお考えをお願いします。</p>	<p>類型該当者の社内周知について、役務通達別紙1-3で直接的に求められる対応ではないところ、各提供者において適切な方法を採用いただければ差し支えないと考えております。一方で、仮に社内に周知する方法を採用するとしても、情報の関係者への共有の範囲については、個々の事情に応じて検討されるものであり、必ずしも、社内の全ての者に周知する必要はなく、特定類型該当者に技術を提供する可能性がある者に周知できれば十分であると考えております。</p> <p>「通常果たすべき注意義務の履行」とは、役務通達別紙1-3で求められる注意義務であり、社内周知の有無とは直接には関係ありません。</p> <p>個人情報保護法との整理は、260番でご回答したとおりです。労働法制との整理については、具体的にどの論点についてどの条文の解釈を問われているか明らかではないため、ご回答が難しいと考えております。</p>
262	<p>7 <「漫然と」の具体的内容></p> <p>METI から類型該当可能性の連絡があった場合に、「漫然と」技術提供を行う場合には、「通常果たすべき注意義務を履行していない」とありますが、この「漫然と」の具体的事例を教えてください。逆に、どういう対応をすれば「漫然と」した対応にならないと考えられるでしょうか。</p>	<p>経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合には、当該連絡の対象になった者を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができます。</p> <p>一方、例えば、主観的な根拠のみに基づき、連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと考えられます。</p>

263	<p>8 <METI からの連絡の事実についての本人への開示等> METI から、各特定類型該当可能性について連絡を受けた場合、それを本人に開示することが必要になりますが、それについて本人から異議があった場合には、安全保障貿易審査課にご照会、ご相談すればいいのでしょうか。</p>	<p>特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る情報の取り扱いは、個別具体的な状況により異なり得るため、ルール化する予定はございませんが、それら個別具体的な事情に応じ、機微な情報が含まれる可能性があるところ、情報管理の方法などについては個別にご相談させていただくことがあります。</p> <p>本人から異議があった場合の対応について、特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省から連絡をする場合において、当該連絡に係る方法・内容等は、個別具体的な状況により異なり得るため、画一的な回答をすることは適切ではないと考えておりますが、基本的には、当該連絡を行う際に、当該連絡に関する相談先もお伝えすることになると考えております。</p>
264	<p>9 <METI からの連絡の内容を本人が否定した場合の扱い> 就業規則等に基づいて特定類型 12 の申告を義務付けている中で、METI から該当可能性の連絡があって、本人がそれを否定している場合、企業側として類型該当性をそれ以上個別具体的に調べることは困難と思われれます(物理的にも法律的にも)。その場合には、類型該当ということにはならないという整理になると思われれますが(METI からの連絡は「該当可能性」に留まるため)、どのように対応すればいいのでしょうか。そのように本人に照会しできる範囲で問いただすのであれば、「漫然とした」対応にはならないという理解でいいのでしょうか。</p>	<p>経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合であっても、客観的な根拠とともに反証できる場合には、当該連絡の対象になった者を特定類型に該当しないものとして取り扱うことができます。</p> <p>一方、例えば、主観的な根拠のみに基づき、連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと考えられます。</p> <p>経済産業省から特定の居住者が特定類型に該当する旨の連絡を受けた場合において、本人がそれを否定している場合、本人がそれを否定するに足る根拠を示していない場合において連絡の対象になった者を特定類型に非該当として取り扱う場合は、「漫然と」技術の提供を行ったものと考えられます。経済産業省からの連絡は、類型に該当する可能性に関するものですが、可能性について認識しているのであれば、当該可能性が払拭されない限り提供に当たって、故意又は過失があると考えられます。</p>
265	<p>10 <特定類型該当者、該当可能性のある者の扱い> 特定類型該当性について本人から申告がなく、METI から連絡を受けてもそれを否定している場合、企業にお</p>	<p>提供者の判断によりますが、少なくとも、特定類型該当者への技術提供が不許可になるケースにおいては、当該従業員を配置転換又は解雇せざるを得ない場面が生じることも認識しております。</p>

	<p>ける利益相反可能性があるだけでなく、日本の安全保障上の利益を害する可能性 があるということになると思われます。METI がそのように判断されて連絡を受けた以上は、そのまま業務に従事させるわけにもいかなものの、解雇もまたトラブルが懸念されます。</p> <p>その場合、敢えて許可申請をして、不許可となったことを以って解雇事由になると貴省はお考えでしょうか。</p> <p>方策としてあるのかもしれませんが、1 そのような者への技術提供を前提とした許可申請を行うこと自体がコンプライアンス上疑義が生じる懸念があること、2 解雇の場合にはトラブルが予想されること等を踏まえると、外国人の場合には在留資格取消を行っていただくことも選択肢になるかと思います。入国管理等との連携により、企業等での混乱が極小化されるようお願いします。</p>	<p>配置転換又は解雇の有効性は最終的には司法の場で判断されるものでありますが、一般的には、外為法上の規制を遵守するために配置転換を行うケースであれば、通常濫用的な配置転換には該当しないものと認識しておいます。また、雇用契約上職種限定がついている等の理由から配置転換を行うことが困難なケースであっても、まずは労使で話し合い、社内で雇用契約について見直すことも含めて配置転換を行うよう努力をいただきたく思います。</p> <p>それでもほかに代替手段がなくやむを得ず解雇を行うケースであれば、通常、解雇権の濫用には該当しないものと認識しておいます。</p> <p>解雇が不可避であるようなケースは限定的であると認識しておいますが、必要に応じ、個別にご相談いただけますと幸いです。</p>
266	<p>11 <関係省庁横断的な支援体制の必要性、相談窓口の設置></p> <p>今回の役務通達による制度改正は、従来のボーダー規制とは異なり、組織内の社員等(日本人、永住者を含む)を提供先とするものであるため、労働行政、人権擁護行政、個人情報保護行政等との関係が生じる(場合によっては抵触するように受け止められる)懸念があります。それぞれの行政上の要請間の調整を、企業自身で行うことは困難であるため、今回の制度に関して実際</p>	<p>特定類型に該当するかどうかの判断が困難であるなどの場合や類型該当の場合の管理の方法などについてご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p>

	<p>の運用上それらの問題が生じた場合の、関係省庁間の調整を含む相談窓口の設置をお願いいたします。</p>	
267	<p>12 <「限定して」の趣旨> 別紙1-3のガイドラインで、2.(1)アで、「漫然と当該居住者に提供する場合に限定して」とありますが、この箇所だけ、「限定して」との記載があるのは、どういう趣旨でしょうか。</p>	<p>指揮命令下にある者に対する技術提供における注意義務の考え方が、特定類型①及び②と異なることから、それが明確になるよう入れている文言です。</p>
268	<p>13 <指揮命令、善管注意義務やその優劣の意味> 指揮命令、善管注意義務やその優劣という意味が具体的にどういうことなのか、なじみがなく分かりにくいです。既存の法律上、それらの「優劣」という概念があるのでしょうか。 仮に外国政府等や外国企業等とも雇用関係にあるとした場合、それぞれの雇用関係にある組織とは指揮命令や善管注意義務の関係にあることは通常だと思いますが、それが技術提供に関連して、その「優劣」が問題となるのは、具体的にどういうケースでしょうか。 この点は、社員との関係で必ず出てくる質問だと思いますので、よろしくお願いします。</p>	<p>既存の法律上、指揮命令権及び善管注意義務の優劣という文言はありません。 指揮命令権及び善管注意義務の優劣が問題になるケースとしては、典型的には本邦法人の指揮命令と外国政府等又は外国企業等の指揮命令が矛盾する場合があります。</p>
269	<p>14 <「外国政府等」「外国法人等」との間で優先の合意を得ることとする趣旨> 当該者に、雇用等の関係にある本邦法人の社内規則の遵守を誓約させる以上に、同じく雇用関係等にある「外国法人等」に対して、本邦法人の指揮命令関係、善管注意義務の優先を確認させる趣旨、理由付けはどのようなものになるでしょうか。</p>	<p>概ねご理解の通りです。外国法人等又は外国政府等が指揮命令権・善管注意義務が本邦法人のそれに対して劣後することを確認する場合、当該外国法人等又は外国政府等が本邦法人から技術窃取を行う意図がないことを確認できるほか、実際に従業員に対して技術窃取のための指示をする場合に本邦法人の指揮命令権・善管注意義務が優先することにより、当該従業員がそのような指示に従う必要がなくなります。</p>

	<p>潜在的な利益相反性があるとして、その「外国法人等」に対して本邦法人から技術流出をさせる意図、懸念性がないことを明らかにさせる誓約的趣旨で合意を得させ、それが得られない場合には、懸念相手とみなして、技術提供の許可の対象とする、ということでしょうか。</p>	
270	<p>15 <指揮命令、善管注意義務の優劣の合意の主体> 「外国政府等」「外国法人等」との間で、指揮命令、善管注意義務の優劣の合意を行う主体は、あくまで「当該者」（「外国政府等」「外国法人等」と雇用契約等を締結し、指揮命令関係、善管注意義務を負っている者）であり、本邦法人側ではないと理解していますが、よろしいですか（念のための確認です）。</p>	<p>当該者又は本邦法人です。</p>
271	<p>16 <技術の外部提供の許可・禁止により善管注意義務の「優劣」> 今回の新たな規制は、技術の提供に関するものですから、就業規則その他の社内規則に基づいて、その社の技術情報を許可なく外部に提供しないことを誓約させたり、禁止したりしていれば、「優劣」が生じることはないように思いますが、そうではないのでしょうか。</p>	<p>そうではありません。法人Aにおける社内規則は、法人Aと法人Aに雇用される従業員との関係を規定するものであり、法人A以外の法人は当該社内規則に拘束されないからです。</p>
272	<p>17 <雇用契約上の技術を無断提供しないことの誓約による善管注意義務の履行> 本邦法人(企業)において、社外取締役が外国法人との雇用契約を結んでいる場合があります。当該社外取締役と当該本邦法人との雇用契約の中で、提供される技</p>	<p>特定類型①(イ)で求める合意は、本邦法人と外国法人等・外国政府等又は兼業者と外国法人等・外国政府等の間で必要になるため、本邦法人と兼業者の間の合意は含まれません。</p>

	<p>術に関し、当該本邦法人への 善管注意義務を果たすために、その技術を当該本邦法人の許可なく第三者へ提供しないことを誓約すれば、特定類型 1(イ)の除外適用となると思いますが、そのような理解でいいでしょうか？ 社外取締役は、自らが務める企業との間で合意を取得させるというのは、無理があるように感じられます。</p>	
273	<p>18 <合意の存在及び内容を証する資料> 「役務通達」の 1(3)サ 1(イ)の文末「優先すると合意している」場合に関して、QA13 に、「グループ会社ではない法人との間で・・・経済産業省から当該合意の存在及び内容を証する資料 等の提出を求めることがあります。」との説明があります。 他方、別紙 1-3 のガイドラインでは、「通常果たすべき注意義務」としては、社内規則で兼業 等の申告義務や禁止を定めていれば、これを履行しているとされており、本邦法人側にその申告 内容のチェックまでは求められていません。 これを踏まえると、経産省が「証する資料等を求めることがある」のは、具体的な疑義が生じた場合に限られ、本邦法人側が、ルーティン手続きとして、当該合意の存在及び内容を証する資料を入手する必要はないと理解していますが、それでよろしいですか。そうでないと、(類型 2 にも波及して)膨大な手続負担が生じてしまいます。</p>	<p>別紙 1-3 のガイドラインは、特定類型該当性の確認を行うに際して必要になる手続きを規定するものであり、特定類型①(イ)は特定類型①に該当しない例外を規定するものですので、制度を少々混同されているものと存じます。 経済産業省が「証する資料等を求めることがある」のは、具体的な疑義が生じた場合に限定されます。通常資本関係がない会社間において兼業者の指揮命令権・善管注意義務について黙示の合意が存在することは想定されないところ、グループ会社ではない法人との間で当該合意をする場合には証する資料等を求めることとしております。</p>

274	<p>19 <合意を証明するために取得しておくべき文書に求められる要件、雛形></p> <p>当該者が、合意を証明するために取得しておくべき文書に求められる要件を Q&A 等で明示いただきたい。また、定型的雛形を作成して示していただきたい。内容のイメージとしては、次のようなものでしょうか。</p> <p>「当該 X は、Y 社(当該「外国政府等」「外国法人等」)との間で雇用契約等を締結しているが、X が日本で雇用契約等を締結している Z 社が、その業務に関する X に対する指揮命令権、善管注意義務に影響を及ぼすものではない。」</p>	<p>契約上の文言として規定する場合には、契約の準拠法、当該準拠法における形式要件、当該契約に適用される強行法規等を踏まえた上で、拘束力のある内容とする必要があり、個別的な判断が必要であることから、経済産業省から画一的な文言を提示することは適切ではないと考えております。</p> <p>その上で、日本法を準拠法とする契約において、適用される強行法規を踏まえないことを前提に例を示しすると、以下のとおりです。</p> <p><本邦法人A及び外国法人Bの間で合意する場合></p> <p>「本邦法人A及び外国法人Bは、本邦法人A及び外国法人Bにおいて勤務する自然人Cについて、自然人Cに対する本邦法人Aの指揮命令と自然人Cに対する外国法人Bの指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人Aの指揮命令が優先することを確認する。」</p> <p>「本邦法人B及び外国法人Bは、本邦法人A及び外国法人Bの取締役である自然人Cについて、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務と自然人Cが外国法人Bに対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務が優先することを確認する。」</p> <p><自然人C及び外国法人Bの間で合意する場合></p> <p>「自然人C及び外国法人Bは、自然人Cが勤務する本邦法人AのCに対する指揮命令と外国法人Bの自然人Cに対する指揮命令が矛盾する場合には、本邦法人Aの指揮命令が優先することを確認する。」</p> <p>「自然人C及び外国法人Bは、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務と自然人Cが外国法人Bに対して負う善管注意義務が矛盾する場合には、自然人Cが本邦法人Aに対して負う善管注意義務が優先することを確認する。」</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

275	<p>20 <「該当しないことが明らか」についての具体的事例></p> <p>別紙1-3 1(1)アでの、指揮命令下でない居住者への技術提供において、役務取引を実施するまでの間に商習慣上、通常取得する契約書等において、特定類型12に「該当しないことが明らか」という点について、具体的にどういう点が記載されていれば「明らか」なのかを明確にするために、具体的事例を提示していただきたい。2(1)アでの、特定類型3に「該当しないことが明らか」についてお願いします。</p>	<p>役務通達別紙1-3では「該当しないことが明らか」という文言は使用していないところ、「該当することが明らか」というご質問のご趣旨であれば、特定類型①に該当することが明らかである場合とは、例えば契約書等において外国法人与自然と雇用関係があることが記載されている場合が考えられます。</p> <p>特定類型②に該当することが明らかである場合とは、例えば契約書等において外国政府等から奨学金を受けていることが記載されている場合が考えられます。</p>
276	<p>21 <クローズドの学会、展示会での発表での技術提供の扱い></p> <p>誰もが登録できる訳ではない学会や展示会で発表などの技術提供をする場合、参加者が「特定 類型」に該当するかの確認は提供者の義務には含まれないという認識で良いか。そうでない場合は改善を希望する。</p>	<p>提供者から特定類型該当者に技術が提供されることとなりますので、提供者において役務通達別紙1-3に従った確認をしていただく必要がございます。</p> <p>一方で、通常参加者は主催者の指揮命令下にはないものと考えられるところ、当該学会、展示会等の開催に当たり通常参加者から取得する書類において参加者の類型該当性が明らかでないのであれば、類型に非該当と扱っていただいても構いません。</p>
277	<p>22 <契約書を交わすことが通常ないアーティスト等の個人活動家に関する確認の不要化を></p> <p>契約書等を交わさない(契約書等を交わす必要がない)技術提供の場合、特定類型判断のために何か追加の確認を行うことまでは求められない、ことを追記してほしい(「書面に記載された 情報」以外でも可としてほしい)。</p> <p>契約まで至らない段階での個人(アーティスト、デザイナーなど個人活動家等)への技術提供 が考えられる。</p> <p>契約がない段階では機密情報のやり取りはないと思わ</p>	<p>ご質問の趣旨が明らかではありませんが、役務通達別紙1-3に求める対応では、提供者の指揮命令下でない者に対する技術提供においては、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型に該当することが明らかでない場合は、特定類型非該当と取り扱っていただいても差し支えないとしております。</p> <p>契約書等に該当しない情報まで確認する必要はありません。</p>

	<p>れるが 16 項該当の技術はやり取りする可能性がある。そのアーティストが外国政府等から莫大な利益を得ている事が一般に知られていてもそれが何%かまでは確認しようがないし、確認を求めることは現実的でない。 必要ないことを明記していないグレーな状態では、企業にとって意味なき負担となりかねない。</p>	
278	<p>23 <類型該当性の確認> 特定類型 12 該当の場合には、社内規則で社員等からの自己申告(報告)を求めることが、通常 果たすべき注意義務となっており、その正否や個別具体的内容に立ち入ってまでの確認は求められていないと理解していますが、よろしいですか(求められても困難でもありません)。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
279	<p>23-2 <第三者から特定類型該当性の連絡等があった場合> 別紙 1-3 1(2)アより、指揮命令下にある居住者への技術提供では、就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている。また、同別紙 2(1)アより、指揮命令下にある/ない、両方の居住者への技術提供では、役務取引を実施するまでの間の契約書等より特定類型 3 に該当しないことが明らかである。かつ、御省からの当該居住者に関する特定類型に該当する可能性のある連絡がなければ、それ以外の方法で、当該居住者の特定類型に関する情報(例えば、第三者から当該居住者が特定類型に該当する等の連絡があった場合等)があっても、役務提供</p>	<p>第三者から当該居住者が特定類型に該当する等の連絡があった場合には、当該連絡に根拠があり信頼に足るものでなければ、提供者において受領者が類型該当者であることに故意又は過失があるものとは考えられません。</p>

	<p>者が通常、果たすべき注意義務を履行していると解され、仮にその居住者が特定類型に該当していたとしても、役務提供者が罰せられることはないと理解しますが正しいですか?(1(2)アで、「契約書等」から「該当性が明らかでない」場合は、「追加で確認することは求められない」こととのバランスからも、そういう理解になるかと思います)</p> <p>これは、通常の企業活動等において、居住者の特定類型への該当性確認は非常に難しく、キャッチオール規制の know 要件のような場合の運用方法を確認するためのご質問です。</p>	
280	<p>24 <兼業先、資金提供相手やその国の特定の要否> 役務通達改正案 1(3)サ で規定される「特定類型」に該当する居住者の識別について、同別紙 1-3、別紙 1-4 及び説明資料「「みなし輸出」管理の明確化について」P11 によると、当該特定類型に該当する居住者に強い影響を及ぼす非居住者(例:兼業先)の特定までは提供者に求められていないと読める。</p> <p>一方で、当該特定類型に該当する居住者への技術提供管理を確実に実施する際、具体的には、いわゆる該当技術の提供に対して何らかの役務提供許可や許可不要特例の適用を検討したり、いわゆるキャッチオール規制要件に当たるか否かを検討したりするなどの場合などには、当該特定類型居住者に強い影響を及ぼす非居住者や、その属する国を特定する必要がある。これらの不一致はどのように整理して考えるべきか?</p>	<p>役務通達 1-3 で求められる確認をしていただいた上で特定類型非該当であることを確認いただけるのであれば、当該者に対する提供について法第 25 条第 1 項違反として罰則・行政処分の対象とすることはありません。</p> <p>一方で、許可例外の適用等にあたり、特定類型該当者に強い影響を及ぼす非居住者を特定する必要があるのであれば、特定類型該当者に確認する等して、特定いただく必要があります。この点は、役務通達別紙 1-3 の内容とは矛盾しないものと考えております。</p>

281	<p>25 <特定類型該当者がいることが事後に分かった場合の扱い></p> <p>特定類型に該当する居住者がいることが、本人の申告や METI からの通知で分かった場合、該当判明前に提供した(提供した可能性のある)技術について遡って管理責任を問われることはなく、該当者であることが分かる前の技術の特定や該非判定を要求等はされることはないと理解しているが、それでよいか。</p>	<p>役務通達別紙 1 - 3 で求められる対応を行っている限り、ご理解のとおりです。</p>
282	<p>26 <日本の独立行政法人等に相当する公的組織の扱い></p> <p>Q&A10 (回答者注: 11月公表版ではQ11) で、「日本の独立行政法人等に相当する公的組織」は、「外国の政府機関」として、「外国法人等」に該当する可能性があるとありますが、その該当・非該当はどのように判断すればいいのでしょうか。</p>	<p>「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを行うものとされています(独立行政法人通則法)。上記定義に該当する外国の機関であれば、「外国の政府機関」に該当します。</p>
283	<p>27 <業務委託契約、派遣契約の扱い></p> <p>業務委託契約に基づく就労については指揮命令下でないという理解でいいのでしょうか。また請負・派遣契約に基づく就労については、当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合に当てはまる場合の要件につきご教示をお願いします。</p>	<p>自社が他社に業務委託をしており、当該業務委託に基づき当該他社の従業員が自社の敷地内で勤務する場合、当該他社の従業員は通常自社の指揮命令下にはないものと考えられます。</p> <p>また、請負契約及び派遣契約に基づき、他社の従業員が自社の敷地内で勤務する場合も同様です。</p>
284	<p>28 <コンサルタント契約、アドバイザー契約></p> <p>製品開発を行う際、社外の技術者とアドバイザー契約を取り交わすケースが想定されます。その契約対象が本邦法人(居住者)の場合は特定類型の確認不要で、特定の個人(居住者)の場合は契約時には誓約書を取り交わすという認識でよろしいのでしょうか。</p>	<p>社外の技術者とアドバイザー契約(雇用契約又はそれに準ずる契約ではない)を取り交わすケースにおいて、契約の相手方が本邦法人(居住者)の場合は特定類型の確認不要です(法人は特定類型に該当しないため)。</p> <p>契約の相手方が個人である場合は、指揮命令下に無い者に対する技術提供であるため、誓約書までは取得する必要がなく、</p>

		<p>役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型に該当することが明らかである場合に当該者を特定類型該当者として取り扱っていただく必要があります。</p>
285	<p>29 <海外子会社からの出向者の扱い> 元々、海外関係会社(日本の本社が 50%以上)に雇用されて勤める方が、日本の本社に出向してきている(雇用されている)場合には、適用しないと解釈してよいのでしょうか。 役務通達の 1(3)サの 1(ロ)の除外類型に該当すると理解していますが、念のための確認。</p>	<p>日本の本社が当該関係会社の株式を 50%以上取得しているという前提のもとで、問題ございません。</p>
286	<p>29-2 <「グループ外国法人等」以外の資本・提携関係にある外国法人等からの出向者> 類型 1 から除外される「グループ外国法人等」は、議決権 50%以上を直接・間接に有する場合とされているが、これ以外で、当社と資本関係、提携関係のある外国法人からの社員を受け入れる場合には、類型 1 に該当するとの理解でいいか(念のための確認)</p>	<p>「グループ外国法人等」の定義にあてはまらない資本・提携関係にある外国法人等からの出向者については、特定類型①に該当する場合があります。</p>
287	<p>29-3 <顧問契約の扱い> 外国政府・外国法人等との間で雇用契約を締結しながら、当社と嘱託あるいは顧問契約を締結し報酬を支払い、役務提供をうける場合は「(1)指揮命令がない場合」もしくは、「(2)提供先の指揮命令下にある場合」にあたるかを明確にしたい。</p>	<p>本邦法人との間の嘱託契約又は顧問契約が、雇用契約に準ずるものでない限り、指揮命令下でない者として取り扱うこととなります。</p>
288	<p>29-4 <個別事例> 外国法人・外国専門機関等との間で雇用契約等を締結している者であるが、当社・先方・本人との合意によ</p>	<p>「雇用契約等」の「等」の内容や実際の役務提供の状況によるため、回答が難しいですが、当該「雇用契約等」が雇用契約又は雇用契約に準ずるものである場合は当該者は提携先の指揮命令下にある者として取り扱うこととなります。</p>

	<p>り、例えば、報酬を半分ずつ先方と当社が折半し、当該社員から報酬分の役務適用 をうける場合には「(1) 指揮命令がない場合」もしくは、「(2) 提供先の指揮命令下にある 場合」にあたるかを明確にしたい。</p>	
289	<p>30 <各具体的ケース別の扱いを整理したガイドラインの作成></p> <p>企業内に様々な形態で人材を受入れ、技術情報の開示が行われている中、各具体的ケース別に、「特定類型」を判断すべき者(法人)、当該判断のための善管注意義務の内容、判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)について整理し、オーソライズした文書(ガイドライン)として発行頂きたい。</p> <p>とりあえず、下記の者の扱いについてご教示頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社員(正社員、契約社員、嘱託社員) 2. パート、アルバイト 3. 役員(常勤、非常勤) 4. 派遣会社からの受入者 5. 他社からの出向受入者(兼務出向者を含む) 6. 場内作業請負者(受入先のデータへのアクセスを認める場合) 7. 取引先等からの実習者 8. 学生のインターンシップ 9. 工場見学(Q&A 等で非公知の技術を開示する場合) 10. 企業と共同研究を行っている大学の教員 	<p>基本的な考え方については役務通達別紙1-3に明記しているところ、別途個別事例についてのガイドラインを作成することは考えておりませんが、特定類型に該当するかどうかの判断が困難である場合や類型該当の場合の管理の方法などについてご相談に応じるための窓口を経済産業省に設けます。</p> <p>いただいた1から10の考え方については以下の通りです。なお、「当該判断のための善管注意義務の内容」については、契約内容によるほかご質問の趣旨が明らかでないので回答しておりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社員(正社員、契約社員、嘱託社員) 「特定類型」を判断すべき者(法人)：雇用主である法人が技術の提供者となる場合には、当該法人 <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. パート、アルバイト 1番と同じ <ol style="list-style-type: none"> 3. 役員(常勤、非常勤) 「特定類型」を判断すべき者(法人)：役員に就任する法人が技術の提供者となる場合には、当該法人 <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p>

4. 派遣会社からの受入者

「特定類型」を判断すべき者(法人)：派遣先企業が提供者となる場合、派遣元企業（ただし、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）参照）

判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上

5. 他社からの出向受入者(兼務出向者を含む)

「特定類型」を判断すべき者(法人)：自社が提供者となる場合、自社

判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上

6. 場内作業請負者(受入先のデータへのアクセスを認める場合)

「特定類型」を判断すべき者(法人)：請負委託企業が提供者となる場合、請負受託企業（ただし、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）参照）

判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上

7. 取引先等からの実習者

「特定類型」を判断すべき者(法人)：自社が提供者になる場合であって、取引先等と当該実習生との間に雇用契約がある場合、当該取引先等（ただし、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7（パブコメ開始時公表版のQ8）参照）

		<p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p> <p>8. 学生のインターンシップ 「特定類型」を判断すべき者(法人)：自社が提供者になる場合、自社</p> <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p> <p>9. 工場見学(Q&A等で非公知の技術を開示する場合) 「特定類型」を判断すべき者(法人)：自社が提供者になる場合であって、工場見学者が他社に雇用されている場合、当該他社ただし、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7(パブコメ開始時公表版のQ8)参照)</p> <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p> <p>10. 企業と共同研究を行っている大学の教員 「特定類型」を判断すべき者(法人)：企業が提供者になる場合、大学</p> <p>判断の結果許可申請が必要となった場合の申請者(法人)：同上</p>
290	<p>31 <政党员の扱い> 政党の党员資格を有している場合、「外国の政党との間で・・・その他の契約を締結している」に該当するのかが現行表現では分かり難いため、明確化していただきたい。 1 単に政党员であるだけでは、特定類型1には該当しないのか。2 政党と雇用関係等はなくとも、政党の各種役員である場合も考えられるが、どういう扱いになる</p>	<p>当該政党における党员の位置づけや政党と党员の具体的な関係性にもよりますが、政党に所属しているだけでは通常特定類型①には該当しないものと考えております。</p> <p>その上で、政党は「外国政府等」(外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体)に該当する可能性があります。一般的に外国政府等に雇用されている場合又は雇用契約でなくても雇用類似の関係にある場合は指揮命令に服していると考えられます。</p>

	<p>のか。それは「委任契約」や「その他契約」を締結していることになるのか。</p>	<p>「外国政府等」が個人より「外国政府等」の利益を優先することや「外国政府等」への忠誠義務を要請しており、個人も当該要請に合意する場合でも、時間的・場所的に拘束されているなど雇用者と被雇用者の関係に類する場合でなければ特定類型①には該当しません。</p>
291	<p>32 <「その他の政治団体」の内容> 「その他の政治団体」につき Q&A 等を通じて明確して頂きたい。 1 「政治団体」の定義(政治資金規正法上の「政治団体」の定義に準じたものになるのか) 2 「外国の・・・その他政治団体」には、日本に存在して、政治活動を行ったり、大使館的役割等を果たしている外国人の政治団体も含まれるのか(在日本朝鮮人総連合会等)。</p>	<p>1 について 政治団体とは「特定の政治目的実現のための集団」といいます。</p> <p>2 について ご理解の通りです。</p>
292	<p>33 <軍の予備役に編入されている者の扱い> 徴兵制度のある国で徴兵期間終了後に軍の予備役に編入されている者は、特定類型 1 の外国政府の指揮命令下に服する者となるのか。</p>	<p>各国の軍の予備役の位置づけによるため、画一的なご回答は難しいですが、当該軍と雇用関係又はそれに準ずる関係にあれば、特定類型①に該当します。</p>
293	<p>34 <類型 1 除外の者が類型 2 に該当する場合> 本邦法人(企業)内における従業員が、外国政府等との雇用契約も有しているが、特定類型 1 の除外、すなわち、本邦法人への善管注意義務の方が、外国政府等へのそれに比べ優先していることで、特定類型 1 に該当しない場合に、当該外国政府等からの重大な利益(年間取得の 25%以上)を得ていると、特定類型 2 に該当となると理解していますが、それでいいでしょうか。 ※</p>	<p>ご理解の通りです。その上で、特定類型 1、2、3 については、それぞれ OR 条件です。</p>

	<p>特定類型の「1から3まで」が、AND 条件なのか、OR 条件なのかが不明ですが、OR だと思われます。</p>	
294	<p>35 <大学教授が起業し CEO になっているベンチャー企業への資金提供等の扱い></p> <p>特定類型2について、Q&A19 では、外国政府等から研究資金の提供を受けている場合、受領者個人の所得になる場合に限り、重大な利益に該当すると説明されています。当該者(例えば、大学教授)が起業したベンチャー企業の CEO となり(起業自体は大学の承認を得ている)、当該ベンチャー企業が外国政府等から多額の研究資金を受け取っている場合、「重大な利益」に該当しますか。</p>	<p>当該ベンチャー企業が資金の受け取り手となる限り、重大な利益には該当しません。</p>
295	<p>36 <重大な利益を受けている場合の適用の考え方></p> <p>「25%以上を占める金銭その他の利益」は、「外国政府等」に該当するものが複数国・複数相手ある場合はそれらの利益の合計で計算するのか、それとも、個別の相手ごとに計算するのか。</p> <p>影響を与えている非居住者はどこかを見極めるという趣旨からすれば、それら非居住者ごとに 25%以上の利益を得ているかどうかを計算することになると思われるが、特定の国の複数の関連する政府機関が少しずつ資金等を出している場合のことを想定すると、どう考えるべきなのか。</p>	<p>個別国ごとに計算します。特定国の複数の政府機関が利益を供与する場合は、それを合算します。</p>
296	<p>37 <「その他の重大な利益」の内容、金銭換算について></p>	<p>通常の商慣習において一般的に用いられる方法で金銭換算いただくことを想定しております。</p>

	<p>なにが「その他の重大な利益」に当たるのか、「金銭換算」の具体的な計算方法はどうか、等の点がわからないので、経産省 Q&A で具体的な計算の例を示してもらいたい。必ず誓約者に聞かれるので、相手にそのまま示せるようなわかりやすいものでお願いします。</p>	<p>例えば、債権であれば、当該債権の額が該当し、株式であれば、適切な方法に基づく当該株式のバリュエーションの額が該当し、動産であれば、市場で売却した場合の金額が該当することが考えられますが、それ以外の方法であって、通常の商慣習において一般的に用いられる金銭換算の方法を否定するものではありません。</p>
297	<p>38 <「その他の重大な利益」の内容の確認の要否> 「通常果たすべき注意義務」としては、「社内規則で報告することを求めている」ところまでなので、「その他の重大な利益」の内容と金銭換算の計算、あるいは、Q&A の Q19（回答者注：11月公表版ではQ22）に対する回答で言及されている貸与については、その有無、内容等については、あくまで自己申告で足り、企業側がその内容を確認する必要はないと理解していますが、正しいですか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
298	<p>39 <一定の「貸与」が含まれる旨を、特定類型2の注釈に追加> 特定類型2への注釈として、Q&A19の趣旨を反映させて「外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、特定類型2にあたる」旨を記載していただきたい。このQ&Aの解釈を理解させた上で誓約をとる為には、類型の説明自体に注釈が必要と考えます。</p>	<p>ご指摘の特定類型2に係る解釈については、『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』における記載で足りると考えております。</p>

299	<p>40 <25%の根拠> 年間所得の 25%以上とされている数値の根拠は何でしょうか。</p>	<p>民事執行法 1 5 2 条で規定される差押禁止債権の範囲（四分の三）を踏まえ、外国政府等が年間所得の 2 5 %以上を占める利益を得ている場合には、当該者の生計を左右し、強い影響を与えうると考えております。</p> <hr/> <p>民事執行法 1 5 2 条 1 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。</p>
300	<p>41 <特定類型 1 との差異> 特定類型 1 は「指揮命令」関係にある場合、3 は「指示、依頼」を受ける場合となっており、類似した印象がありますが、1 は契約を伴う指揮命令関係にある場合、3 は契約に依らず法令等 に基づいて実際に指示・依頼を受ける場合という整理でよろしいですか。</p>	<p>特定類型①は、雇用契約等に基づき外国法人等若しくは外国政府等の指揮命令に服する又は外国法人等若しくは外国政府等に対して善管注意義務を負う者が該当します。</p> <p>特定類型③は、本邦における行動に関して、外国政府等から指示又は依頼（契約や法律に依拠しないものを含む）を受ける者が該当します。</p>
301	<p>42 <モデル就業規則に準拠している場合> 厚生労働省がモデル就業規則を公表しています。これに準拠している就業規則や社内規則であれば問題ないとお聞きしていますが、その理解でよろしいでしょうか。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/mo del/index.html ※特定類型の 12 については、モデル就業規則の第 68 条第 2 項(兼業の事前届出)、2 第 11 条(守秘義務、業務上の金品等の受領禁止等)でカバーしていると理解しています。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

302	<p>43 <新規採用の場合の誓約書取得の要否 1> 別紙 1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドライン 1(2)アでは、「就業規則等の社内規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は(中略)特定類型 1 又は 2 に該当することとなった場合に、報告することを求めていると解される」とあります。</p> <p>既に社員となっている場合には、それで足りるのであれば、新規採用の場合でも、入社日に締結する雇用契約、および従業員が署名する誓約書で「(副業禁止および申告制を定めた)就業規則その他規定に従う」と記載されていれば、企業側が適切な注意義務の履行を果たしたと解釈できるため、別途の誓約書入手は必要ないと思われませんが、そのような理解でいいでしょうか。</p> <p>もしそうではなく、新規に採用する場合には、別途(雛型の通りの)誓約書入手が必要となるのだとすると、その理由がよくわからないのでご説明をお願いします。</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>
303	<p>44 <新規採用の場合の誓約書取得の要否 2> 「社内規則」には、輸出管理内部規程も含まれると思いますが、そこに今回の役務通達内容も含めて、社内遵守を図り、特定類型 12 に該当する場合には申告するようにしてあれば、別途、それと同内容の誓約書を取る必要はないのではないかと思います。そのような理解でいいでしょうか。</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えております。そのため、本通達改正の適用日以降に提供者の指揮命令下に入る居住者に対しては誓約書も取得していただく必要があります。</p>

	<p>おそらくそれで問題はないように思われますし、社内手続き的に円滑に負担も少なく進むのではないかと思いますので、そのような選択肢もガイドラインに含めていただくようお願いします。</p>	
304	<p>45 <誓約書の内容の記述の簡素化> 別紙 1-4 の誓約書の例は、役務通達の規定をそのまま用いており、あまりに複雑過ぎて、誓約させる相手に容易に理解させることは難しいと感じます。日本人でも難しい内容を外国人に理解させるのは更に難しいと思われ、混乱が危惧されます。 当該者に理解させ遵守させるためには、ポイントを分かりやすく記述することが必要だと思います。就業規則等の利益相反の場合の申告制の規定はシンプルなわけですから、それとの比較においても、もっと簡略な内容にさせていただくよう、ご検討をお願いします。</p>	<p>表現を丸める場合、内容が不正確にならざるを得ない部分が出てきてしまうため、誓約書例は役務通達の文言に沿った内容としております。 なお、パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方へ、経済産業省からのお知らせ 国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。当該資料では英語版も用意し、誓約書の解説も含むものとなっています。 また、役務通達別紙 1-4 に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。</p>
305	<p>46 <再雇用の場合の扱い> 再雇用する場合も改めて取る必要があるのか。再雇用は、新規採用ではなく継続雇用なので、改めて取る必要はないように思いますが、どうでしょうか。</p>	<p>再雇用の定義が明らかではありませんが、一度雇用関係が終了したのち、新たに雇用関係が開始されるのであれば、新規採用と同様に誓約書を取得いただく必要があります。</p>
306	<p>47 <誓約書の英文・中文訳等> 外国人社員に、この誓約書の雛形の内容を理解させるためには、もっと簡略化した上で、英文の雛形もご用意いただけるようお願いします(モデル就業規則では、4カ国語の訳が掲載されています)。</p>	<p>本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、役務通達別紙 1-4 に記載の誓約書例の英訳版も公表いたします。 また、本パブリックコメント後の輸出者等遵守基準省令等の公表と同時に、企業の従業員や大学の教職員向けの説明資料として『経産省からのご協力のお願い「みなし輸出」管理の明確化について』、学生向けの説明資料として『学生の方</p>

		へ、経済産業省からのお知らせ『国際平和・安全の維持のための技術管理制度について』を公表いたします。当該資料についても英語版を公表いたします。
307	48 <電子署名の有効化> 誓約書の署名については各種の電子署名も有効とする取り扱いを希望します。	各企業、大学等内のルールにおいて電子署名を有効としているのであれば、誓約書が電子署名されている場合でも、当該誓約書は有効であると考えられます。
308	49 <誓約書入手の施行時期> 企業における来年4月の採用活動は既に実施中であり、本件が今後公布された後に、採用予定者から同誓約書を入手するのは、スケジュール的に困難なため。再来年度(2023年)からの適用にしたい。	本明確化は令和4年5月1日から適用させていただきます。 したがって、令和4年4月入社社員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいて構いません。すなわち、当該社員からの誓約書の取得は必要ありません。
309	50 <「技術を提供することを目的とする」/双方当事者の合意の有無について> 類型該当者への技術提供が、影響を与えている外国の非居住者への提供を目的とするものと捉えられていますが、本邦法人(企業)としては、その類型該当者の社員等に技術提供するときには、影響を与えている外国の非居住者へ「提供することを目的」として提供するわけではないと思われます。 また、「取引」の定義として「・・・取引双方の合意に基づくものをいい」とされていますが、本邦法人が類型該当者に技術提供しようとする場合、その該当者との間に、「外国の非居住者に提供することを内容とする合意」はないと思われます。 そういう中で、居住者である類型該当者に提供することを目的とし、その旨の双方合意もある技術提供しようとするときに、それは「外国の非居住者に提供す	企業と従業員の間では、技術を提供し受領するという内容の合意が形成され、当該合意の履行として技術提供が行われているものと観念されるため、「取引」に該当すると考えております。 『「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A』のQ7(パブコメ開始時公表版のQ8)は提供先の企業が知らないうちに、他社から情報を受領するケースであり、このような場合には、提供先の企業と当該企業の従業員に技術情報の受領に関し合意がないものと考えております。 なお、平成4年12月21日付「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」では、外為令第17条の2第5項(当時)の規定に基づき、通商産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができるものとして、「本邦において非居住者に特定技術を提供する取引であって、本邦法人がその法人と本邦において雇用関係にある非居住者に対して行うもの」が挙げられており、また注において「注：本邦において雇用関係にある外国人に特定技術の提供を行う場合、その者が居住者であれば、管理法で規制されない取引となり、非居住者であれば上記により許可申請不要となる。」としているところ、同一法人内におけ

	<p>ることを内容とする取引」だとして、双方合意がない内容の技術提供許可を求められるという制度運用になっているように思えるのは(許可申請では、契約書なし、最終需要者誓約書不要、用途不明で可)、困惑するところがあります。</p> <p>別の局面ですが、Q&A の 8(回答者注：11月公表版ではQ7)でも、「当該合意の履行としての提供が行われる関係が存在しない」場合には、「取引に該当しない」と書かれています。(影響を与えている)「外国の非居住者への提供」に関する「合意」については、どのように考え方を整理すればいいのでしょうか。</p>	<p>る法人から非居住者への技術提供は「取引」に該当することを示しておりますところ、当該考え方が、現在も前提となっております。</p>
310	<p>51 <「提供目的」「双方合意」に関わらない別途のパターンでの規制の検討></p> <p>今回のような「特定類型」に該当する者に対する技術提供を、技術流出の懸念があるものとして許可対象にすること自体は理解できるのですが、「特定類型」に該当する居住者(自然人)に対する居住者の技術提供を、「外国法人等」に対する技術提供とみなし、許可に係らしめるのは、外為法第25条第1項の「地理的概念」規制、「人的概念」規制に当てはまらないように思われます。むしろ、別途のパターンで規制を規定することが適当ではないかと思われます。理由は以下の通りです。</p> <p>「地理的概念」規制、「人的概念」規制は、いずれも、「提供することを目的とする取引」とされています。これに対して、平成21年の外為法改正で、こ</p>	<p>今回の明確化は、取引の相手方の性質に着目したものであり、「人的概念」に基づく管理内容となっているものと考えております。なお、理由としてお示しいただいた①について、企業と従業員の間には、技術を提供し受領するという内容の合意が形成され、当該合意の履行として技術提供が行われているものと観念されるところと考えております。</p> <p>なお、平成4年12月21日付「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号又は外国為替管理令第17条の2第3項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」では、外為令第17条の2第5項(当時)の規定に基づき、通商産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができるものとして、「本邦において非居住者に特定技術を提供する取引であって、本邦法人がその法人と本邦において雇用関係にある非居住者に対して行うもの」が挙げられており、また注において「注：本邦において雇用関係にある外国人に特定技術の提供を行う場合、その者が居住者であれば、管理法で規制されない取引となり、非居住者であれば上記により許可申請不要となる。」としているところ、同一法人内におけ</p>

<p>れを補完するために追加された「特定の技術を持ち出す行為」「特定の技術の電子データの外国への送信行為」に関する規定(同条第3項)は、「～提供することを目的とする取引」ではないが(意図、双方合意、契約も関係ない)、外形的に見て懸念ある行為を許可対象とするものです。</p> <p>今回の特定類型該当者への技術提供の場合も、提供する本邦法人を、第25条第1項の「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」の範疇に含め、提供行為を、双方合意による「取引」とすることには、以下の理由から無理があるように感じられます。</p> <p>1 技術を提供する居住者は、特定国の外国法人等へ技術を提供する意図がなく、特定国の非居住者に提供することについての双方合意や契約もないと考えられること。</p> <p>2 特定国の外国法人等に居住者(自然人)から技術が提供されるかどうかは確実ではなく、単にその懸念が高いというだけに過ぎないこと(貨物の輸出に例えると、間接輸出になる蓋然性の高い国内取引をする者に、実際に輸出されるかどうか明確でない段階で(輸出をしようとする者ではない者に)輸出許可を取得させるのと同じ構図になること)。</p> <p>このような点を踏まえると、今回のような特定類型該当者に対する技術提供行為は、「～目的とする取引」</p>	<p>る法人から非居住者への技術提供は「取引」に該当することを示しておりますところ、当該考え方が、現在も前提となっております。</p> <p>理由としてお示しいただいた②については、今回の明確化は、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態に該当する場合に限り、「みなし輸出」管理の対象とするものであり、外為法第25条第1項に沿ったものであると考えています。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>の範疇ではなく、第 25 条第 3 項にあるような「特定の技術を持ち出す行為」「特定の技術の電子データの外国への送信行為」のような「懸念行為」の一種と捉えて、これを法改正により許可対象とすることが適当ではないかと思われま</p>	
311	<p>52 <輸出管理体系全体の見直し> 役務通達の「用語の解釈」部分を修正して制度化した形になっているが、もともと複雑な法体系であった外為法の輸出管理部分が更に複雑となってしまったように感じる。これまで対外取引 だけだったものが、限定的とはいえ企業内の提供も対象としたのは大きな改正だし、輸出管理体系全体の理解を徹底させるためにも、法律の体系を見直して、外国語に訳してもそのまま理解できるようにしてほしい(欧米や韓国の法令は法律とその下の規則だけでほとんど全体系がカバー されているし、それらを日本語に訳してそのまま理解できます)。 今回のみなし輸出は、ほとんどは外国人が対象になり、類型該当者は懸念ある者ということになるので、牽制のためにも、法律で正面から規定することが有効だと思</p>	<p>本明確化は、現下の機微技術流出をめぐる喫緊の課題に対応するため産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会における議論及び同小委員会が 2021 年 6 月にとりまとめた産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告を受けて、検討されたものです。 従業員等を含む関係者に今回の明確化の趣旨が分かりやすく伝わるよう、英語版を含む、各種説明資料を用意するなどして対応したいと考えております。</p>
312	<p>53 誤記等 【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 の 1(1)、2(1) 【意見内容】</p>	<p>一つ目について、ご指摘の通り修正いたします。 二つ目について、指揮命令と善管注意義務は並立する概念と認識しているところ、原案のままとさせていただきます。</p>

	<p>1 1(1)「当該居住者が提供者の指揮命令下でない場合」、2(1)「当該居住者が指揮命令下でない場合及び指揮命令下にある場合」の部分に、「提供者の」を追加すべき</p> <p>2 同じく指揮命令下とあるが、「善管注意義務を負う」は不要か?これを追加するか、あるいは、その前段で指揮命令と善管注意義務を併せ、指揮命令等のように統合する。</p> <p>【理由】</p> <p>1 現状では、対象が不明であり、1(2)では「提供者の」が記載されている</p> <p>2 指揮命令下のみでないので</p>	
313	<p>54 【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 1(1)(ア)(イ)</p> <p>【意見内容】 (1)(ア)において、「ことと解される」とある一方、(イ)においては「ことと解される」となっている。(ア)(イ)とも「ことと解される」に統一いただくのが妥当ではないかと考えます。</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>
314	<p>55 【該当箇所】 役務通達改正案 1(3) サ 1</p> <p>【意見内容】 「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(略)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党</p>	<p>ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。</p>

	その他の政治団体・・・」中の「並びに」は、正しくは「若しくは」ではないか?	
315	56【該当箇所】 役務通達改正案 別紙 1-3 の 1(2)ア 【意見内容】 「注意義務」が「注意義」となっている。脱字です。	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘の通り修正いたします。
316	57【該当箇所】 役務通達改正案 1(3) サ 1 (ロ) 【意見内容】 「50%以上」を「50%超」にすべきではないか? 【理由】 「50%以上」であると、50:50 もあるわけで、どちらが優位にあるかわかりません。「50%超」であると、50%を少しでも超えていれば、そちらが優位にあるのは明白なため。	「50%以上」としたのは、50:50を含める趣旨であり、原案のままとさせていただきます。
317	2. 提出書類通達 1 1)別表 5(事前同意手続きの対象外となる貨物) 【意見内容】 ・「輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項(2)4 に掲げるクロスフローろ過装置用の部分品」を追加が必要です。 【理由】 包括許可取扱要領の III(5)1d)に、いくつかの本体、部品は保守、修理又は交換を目的として同一の輸入者への輸出は、継続的な取引関係にあるとする規定があるが、今般ここにクロス フローろ過用の部分品が追加されます。同じ品目が別表 5 に記載されていますが、同	ご指摘を踏まえ、改めて輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項 (2) 4 に掲げるクロスフローろ過用の装置の部分品を、補修品に関する事前同意手続きの対象外となる貨物として追加することについて検討した結果、特段の懸念がないと認められるため、ご指摘のとおり修正させていただきます。

	<p>一の輸入者 に対しての緩和措置であるならば、このリストにクロスフローろ過装置用の部分品も追加する必要があると考えます。</p>	
318	<p>3. 包括許可取扱要領</p> <p>1 1)1(表 3)の追加の条件の(4)と(5)について</p> <p>2「別表 A」3 の項の新設の「輸出令別表第 1 の 3 の項(2)7 又 A9 に掲げるもののうち、・・・半導体製造に用いられる装置その他の半導体製造工程に用いられるもの」の「は地域 2(ち地域を除く)」と「に地域 2(ち地域を除く)」 向けについて</p> <p>【意見内容】</p> <p>1「条件」に誓約書の取得や事前同意手続を規定しているが、必要なのでしょうか。 2「特別一般/特定」を「特別一般」とする。</p> <p>【理由】</p> <p>今般、「は地域 2(ち地域を除く)」と「に地域 2(ち地域を除く)」 向けに、需要者が明確 で、半導体装置等に組み込まれること等が確かなポンプ、バルブは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用されることとなりますが、この場合追加の条件の(1 3)で「届出」が必要です。「届出」が受理されてから 14 日間は、制度的には、少なくとも貴省が需要者や用途について審査が可能であり、したがって場合によっては、特別一般包括許可 の適用を認めないという決定を下すことができると考えます。また、ポン</p>	<p>1 について</p> <p>別表 3（4）の誓約書につきましては、原則、対応する国際輸出管理レジーム参加国向けにのみ措置されている大量破壊兵器関連品目であるポンプ・バルブを、今回特別一般包括許可の適用可能とするにあたり、同レジーム加盟国として求められる義務を履行すること及び特別一般包括の適用対象となる「半導体製造に用いられる」ことを担保するための必要最小限の手続きとして規定したものですので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、ご指摘の「ポンプ・バルブは半導体製造装置に組み込まれた時点で費消とみなす、とのリーズナブルな貴省の Q & A もあり、誓約書に基づく再輸出の際の事前同意が必要な場合は生じないと考えます」につきましては、今回対象となる範囲は、半導体製造装置に組み込まれるもの以外、例えば「半導体製造に用いられる装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用されるもの」も対象となることから、誓約書に基づく再輸出の際の事前同意が必要な場合が生じる場合がありますのでご注意ください。</p> <p>2 について</p> <p>「別表 A」3 の項の新設部分につきましては、現状で特別一般包括許可を有しておらず、特定包括許可のみを有している輸出者が不利益にならないようにしていること、また今回の改正では「別表 A」3 の項の新設貨物に係る特別一般包括を新たに適用できることとする地域については、事前届出や実績報告といった新たな手続きが必要となることを踏まえ、輸出者に特別一般包括許可と特定包括許可の選択ができる制度としています。</p>

	<p>プ・バルブは半導体製造装置に組み込まれた時点で費消とみなす、とのリーズナブルな貴省のQ&Aもあり、誓約書に基づく再輸出の際の事前同意が必要な場合は生じないと考えます。特定包括輸出許可は適用貨物については誓約書が必要であって、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が誓約書不要であると差異が生じますが、それは特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に一本化すればいいと思います。何よりも「特別”一般”包括許可」は、貴省からすれば(輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者、安全保障貿易検査官室による外為法等遵守事項の実施状況調査を受けている者等の要件を満たした)輸出者の管理に信頼をおいた許可であると理解しており、その根本の考え方は、この緩和措置についても変えていただきたくありません。輸出者が違反した場合については、包括許可の取り消しや行政制裁の発動で対処できると思います。</p>	
319	<p>2 2)III5(4)(ニ)(注2)について 13</p> <p>【意見内容】</p> <p>10%ルールによって輸出した装置の保守若しくは修理又は交換を目的とした部分品の輸出に際しては、「輸出申告書、輸出許可通知書の写し及び輸出管理内部規程に基づき実施した内部審査資料の写し、当該貨物が組み込まれている装置の概要(例えば:装置の外観図、装置内の配管図、装置の設置レイアウト、当該貨物の</p>	<p>当該規定に掲げている書類は全ての提出を求めているものではなく、例示として掲げているものであります。したがって、申請者におかれては、当該装置が適正に輸出され、需要者においても適切に使用されていることを証する書類をご準備いただき、ご不明な点等あれば安全保障貿易審査課までお問い合わせください。</p>

	<p>型番がわかるもの等) を提出する こと。」になっているが、「装置の概要」に関しては、当該貨物の型番だけに留めていただきたい。</p> <p>【理由】 保守用等の部分品は必ずしも装置メーカーが輸出するとは限らず、装置メーカーから認定を受けた部分品メーカーが輸出する場合もよくあります。しかし「装置の概要」のうち「装置内の配管図。設置レイアウト等は装置メーカーだけに存在する情報であり、部分品メーカーが入手するのは困難です。したがって「装置の概要」は装置の型番だけに留めていただきたく、お願いいたします。</p>	
320	<p>3 3)III51d)、2d)について</p> <p>【意見内容】 1d)と2d)を次のように修正する。1d):「・・・許可を受けた同一の輸入者向けの輸出であるもの若しくは・・・該当しないものとして扱ったこと貨物の輸入者と同一の輸入者向けであるもの又はこれらであることが見込まれるもの」2d):「・・・許可を受けた同一の需要者向けの輸出であるもの若しくは・・・該当しないものとして扱ったこと貨物の需要者と同一の需要者向けであるもの又はこれらであることが見込まれるもの」</p> <p>【理由】 保守若しくは修理又は交換を目的とした装置の部分品に関しては、親貨物である装置の商流とは別の商流が</p>	<p>特定包括許可は需要者が確定していることで成り立っている制度です。ご指摘の商流につきましては、最終的には輸入者又は需要者向けである蓋然性は高いとはいえませんが、契約によって需要者が確定しているわけではないため、対象外となります。</p>

	<p>現実には存在するのであり、そうした商流にも適応できるようにしていただきたい。すなわち、最終的には輸入者又は需要者向けではあるが、部品メーカーの現地法人又は現地代理店に一度在庫としてプールされる輸出があるのであり、こうした商流にも対応できる規定にしていきたい。</p>	
321	<p>(該当箇所) 「輸出者等順守基準を定める省令 第1条第二号」 ”情報の信頼性を高めるための手続”について</p> <p>(意見) ”情報の信頼性を高めるための手続”という表現は新しく出てくる表現であるにも関わらず用語の説明がなされていない。</p> <p>参考となる情報は、「輸出管理内部規定の届出について、自己管理チェックリスト 2-4(2)備考」に多少記述されているだけである。</p> <p>「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について、1. 輸出者が確認すべき事項」の中で明確に説明すべきである。</p> <p>(理由) なすべきことが明確になり、輸出者毎に恣意的に運用されるおそれが減少する</p>	<p>本改正規定の背景としては、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、需要者等の確認を適切に実施すること、また、その際には、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等）から取得した情報を鵜呑みにすることなく、輸出者等としてその確認を適切に実施することにより、不正輸出等の未然防止を図ることが必要です。このため、需要者等の確認を追記するとともに、確度の高い情報により確認することが重要であるため、輸出者等が需要者以外から用途・需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、用途及び需要者の確認を行うことを新たに規定しています。</p> <p>信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと、等が考えられます。この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。</p>

322	<p>今回の改正部分に対する意見ではなく、輸出者等遵守基準を定める省令（以下本省令と称す）に対する意見です。■意見 本省令に、キャッチオール規制に係る遵守基準も追加するべきではないかと考えます。■理由 本省令では、所謂リスト規制に係る遵守を定めており、キャッチオール規制に係る遵守は定めていないように捉えられます。これは、本省令では特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、用途の確認等を行う旨述べられており、特定重要貨物等以外の貨物等への言及がないからです。外為法に基づく規制には、リスト規制のほかキャッチオール規制がございますので、輸出者の遵守基準としてキャッチオール規制も定めるべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘の点につきましては、今回の意見公募の対象外となりますが、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
323	<p>役務通達 別紙 1-4 誓約書の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 特定類型②への注釈として、「外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、特定類型②にあたる」旨を記載して欲しい。 ・理由 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A の A19（回答者注：11月公表版ではQ22）において、「外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等 	<p>役務通達に記載の特定類型に関する考え方をすべて誓約書例に記載すると、煩雑になることから、誓約書例では役務通達の内容をベースに作成しております。役務通達別紙1-4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えありません。そのため、個別の企業・大学等において「外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、債務履行請求の不行使という利益を得ているものと考えられる」との前提を誓約書に記載することは差し支えありません。</p>

	<p>に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、債務履行請求の不行使という利益を得ているものと考えられます。」とあり、この解釈を踏まえた誓約をとる為には注釈が必要と考える為。</p>	
324	<p>「役務通達」1. (3) サ 「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見内容 特定類型②について、企業に勤務する従業員の特定類型該当性を判断する際に、企業としてどこまで確認をすることが求められるかお示し頂きたい。 ・ 理由 意見募集時に「関連資料」として公開された Q&A の Q19（回答者注：11月公表版ではQ22）に対する回答で、外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、債務履行請求の不行使という利益を得ているものと考えられる（特定類型②に該当する）旨が解説されています。従業員が対象となる債務を負っているか、企業がどこまで確認する必要があるか（自己申告で足りるか、返済状況を示す書類等を確認する必要があるか）、明確にして頂きたいとよろしくお願いします。 	<p>役務通達別紙1－3に記載のある特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに沿った対応を行っていただく必要があります。</p> <p>採用時において、特定類型該当性に関する誓約がなく、勤務時において、一般的な就業規則の下で、副業行為を含む利益相反行為の自己申告がない場合は、類型非該当とご判断いただいて差し支えありません。</p>

<p><参考> Q19 への回答（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 原則含みません。・ 一方で、外国政府等から過去に貸与等の形で利益を受け、外国政府等に履行期限の到来した債務又は履行期限の定めのない債務を負っている場合は、債務履行請求の不行使という利益を得ているものと考えられます。	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--